

平成30年度

集団指導講習会

資料

介護老人福祉施設

(介護予防) 短期入所生活介護



神奈川県独自の「認知症の人と家族を支えるマーク」ができました

◆コンセプト

- ・『パズルのピース』…認知症の人の記憶が欠けてしまうこと、認知症を支える人たちが、認知症の人が感じやすい不安や疎外感を埋めるピースとなることを表現
- ・『ハ 一 ト』…『あたたかい心づかいを』という意味
- ・『 N 』…認知症の頭文字

※このマークは、学校法人岩崎学園との包括協定により、横浜デジタルアーツ専門学校の学生がデザインしたもので

実際の事業所運営に当たっては、
「運営の手引き」を参照してください。

目 次

1 共通

1-1	介護保険法の一部改正について	1
1-2	平成30年度介護報酬改定について	4
1-3	基準条例、解釈通知の改正について	5
	(参考資料) 介護保険法の体系図	7
1-4	監査・行政処分	8
1-5	法令遵守と管理者の責務について	14
1-6	「運営の手引き」・「運営状況点検書」について	15
1-7	運営規程・重要事項説明書について	16
1-8	事業所の運営について	18
1-9	非常災害対策	23
1-10	苦情処理について	26
	(参考資料) 苦情相談窓口	27
1-11	事故発生時の対応について	28
1-12	記録の整備について	30
1-13	指定更新申請の手続きについて	30
1-14	変更届・加算届・廃止届・休止届等について	32
1-15	介護サービス情報の公表制度について	33
1-16	介護支援専門員	36
1-17	業務管理体制の整備	37
1-18	介護職員待遇改善加算	39
1-19	介護職員等による喀痰吸引等について	42
1-20	高齢者虐待の未然防止と早期発見	47
	(参考資料) 高齢者虐待相談・通報窓口(各市町村の高齢者虐待相談窓口)	50
1-21	かながわ感動介護大賞の取組み	52
1-22	(生活保護法関係資料) 生活保護法指定介護機関について	53
1-23	介護職員離職者届出制度等	55
1-24	福祉サービス第三者評価	57
1-25	かながわベスト介護セレクト20と優良介護サービス事業所「かながわ認証」	59
1-26	神奈川介護賞、かながわ福祉みらい賞及び神奈川県社会福祉関係者等表彰について	61
1-27	若年性認知症支援コーディネーター配置について	62
1-28	認知症リスクの軽減が期待される取組～コグニサイズ～	63
1-29	神奈川県消費生活課からのお知らせ	64

目 次

2 介護老人福祉施設/（介護予防）短期入所生活介護

2-1 人員・設備・運営に関する基準改正関係	76
2-2 平成30年度 介護報酬改定関係	79
2-3 人員基準について	92
2-4 定員超過、人員欠如、減算について	95
2-5 利用料の受領について	97
2-6 運営規程・重要事項説明書について	100
2-7 衛生管理について	103
2-8 記録の整備について	105
2-9 身体的拘束廃止の取組みについて	106
2-10 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養について	109
2-11 介護報酬等の算定において誤りやすい事例について	111
2-12 短期入所生活介護における留意事項について	113
2-13 介護老人福祉施設（短期入所生活介護）における指導事例	114

1 平成29年介護保険法一部改正について

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)(以下「改正法」という。)が、平成29年6月2日に公布され、介護保険法の一部が改正されました。

医療介護総合確保推進法は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、必要な医療及び介護の総合的な確保を推進するため、介護保険法等の関係法律の所要の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりです。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の介護保険法の一部改正部分の概要

1 国及び地方公共団体の責務に関する事項

国及び地方公共団体は、介護サービスに関する施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めなければならないものとする。(平成30年4月1日施行:介護保険法第5条第4項関係)

2 認知症に関する施策の総合的な推進等に関する事項

- (1) 国及び地方公共団体は、認知症に対する国民の关心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第5条の2第1項関係)
- (2) 国及び地方公表団体は、認知症である者の心身の特性に応じたリハビリテーション及び認知症である者を現に介護する者の支援その他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第5条の2第2項関係)
- (3) 国及び地方公表団体は、認知症に関する施策を総合的に推進するに当たっては、認知症である者及びその家族の意向の尊重に配慮するよう努めなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第5条の2第3項関係)

3 介護医療院の創設に関する事項

- (1) 介護医療院等の定義

「介護医療院」とは、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、(3)の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護医療院サービス」とは、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいうものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第8条第29項関係)

- (2) 施設サービスへの追加

施設サービスに介護医療院を追加し、介護医療院サービスを受けたときは、施設介護

サービス費を支給するものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第8条第26項及び第48条関係)

(3) 開設許可

介護医療院を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第10条関係)

(4) 介護医療院の管理

介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護医療院を管理させなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第109条関係)

(5) 介護医療院の基準

ア 介護医療院の開設者は、介護医療院の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、自らサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常にサービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するよう努めなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第110条関係)

イ 介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第111条第1項関係)

ウ 介護医療院は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の従業者を有しなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第111条第2項関係)

エ (イ)及び(ウ)のほか、介護医療院の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定めることとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第111条第3項関係)

(6) 設備の使用制限等

都道府県知事は、介護医療院が、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、開設者に対し、その使用を制限等することができるものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第114条の3関係)

(7) 介護医療院に関する経過措置

この法律の施行の日の前において現に病院又は診療所を開設しており、その名称中に病院等に類する文字を用いている者が、当該病院若しくは診療所を廃止し、又はその病床数を減少させて介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の名称中に介護医療院という文字を用いること等の要件に該当するものである間は、当該介護医療院の名称中に病院等に類する文字を引き続き用いることができるものとすること。(改正法附則第14条関係)

4 利用者負担の見直しに関する事項

介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の100分の30とすること。(平成30年8月1日施行:介護保険法第49条の2及び第59条の2関係)

5 居宅サービス等への市町村長の関与に関する事項

市町村長は、都道府県知事の行う居宅サービス及び介護予防サービスの指定について、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から意見を申し出ることができるものとし、都道府県知事は、その意見を勘案して、指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができるものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第70条及び第115条の2関係)

6 共生型居宅サービス事業者等に係る特例に関する事項

訪問介護、通所介護等の居宅サービス等に係る事業所について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の指定(当該申請に係る居宅サービス等の種類に応当する種類の障害児通所支援に係るものに限る。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の指定(当該申請に係る居宅サービス等の種類に応当する種類の障害福祉サービスに係るものに限る。)を受けている者から指定の申請があつた場合において、都道府県又は市町村の条例で別途定める基準を満たしているときは、当該基準に従わなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第72条の2関係)

7 地域密着型通所介護に係る指定に関する事項

地域密着型通所介護等の地域密着型サービスに係る指定の申請があつた場合において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業所が市町村の区域にある場合等に該当し、かつ、当該市町村の長が、当該市町村における地域密着型通所介護等の地域密着型サービスの種類ごとの量が、市町村介護保険事業計画において定める見込量に既に達している等の場合に該当すると認めるとときは、指定をしないことができるものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第78条の2第6項関係)

8 有料老人ホームに係る指定の取消し等に関する事項

市町村長は、都道府県知事から有料老人ホームの設置者に対して事業の制限又は停止を命じた旨の通知を受けたときは、指定地域密着型サービス事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第78条の10関係)

9 都道府県による市町村に対する支援等に関する事項

- (1) 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業等の事業の円滑な実施のために必要な関係者相互間の連絡調整を行うことができるものとし、当該事業の関係者は、当該事業に協力するよう努めなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第115条の45の10第1項及び第2項関係)
- (2) 都道府県は、介護予防・日常生活支援総合事業等の事業に関し、情報の提供その他市町村に対する支援に努めるものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第115条の45の10第3項関係)

10 地域包括支援センターの機能強化に関する事項

市町村等は、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第115条の46関係)

平成30年度介護報酬改定については、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上及び介護サービスの適正化・重症化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保などを基本的な考え方として、各サービスの報酬・基準についての見直しが行われました。

1 平成30年度介護報酬改定の概要

(1) 地域包括ケアシステムの推進

重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

- 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応
- 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 認知症の人への対応の強化
- 口腔衛生管理の充実と栄養改善の取組の推進
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

(2) 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重症化防止に資する質の高い介護サービスを実現

- リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重症化防止の推進
- 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設
- 身体的拘束等の適正化の推進

(3) 多様な人材の確保と生産性の向上

人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

- 生活援助の担い手の拡大
- 介護ロボットの活用の推進
- 定期巡回サービスのオペレーターの専任要件の緩和
- ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

(4)介護サービスの適正化・重症化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

- 福祉用具貸与の価格の上限設定等
- 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等
- サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

※介護報酬改定の詳細は以下に記載されています。必ずご確認ください。

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

—ライブラリ(書式／申請)－18. 平成30年度介護保険制度改正・報酬改定

1－3 基準条例、解釈通知の改正について

1 基準条例の制定

(1) 基準条例

介護保険法の規定に基づく介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、厚生労働省令で定める基準を基本としつつ、各自治体が条例で定めることとされ、神奈川県では次に掲げる条例が制定されています。

神奈川県が所管する介護保険事業者・介護保険施設は、これらの条例に定められた基準に従って、事業を実施しなければなりません。

【平成25年4月1日施行分】

- 1 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第14号）
- 2 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第15号）
- 3 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第16号）
- 4 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第17号）
- 5 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第18号）
- 6 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第19号）
- 7 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）
- 8 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）

【平成30年4月1日施行分】

9 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
(平成30年神奈川県条例第46号)

【介護医療院に係る基準条例の掲載場所】

ウェブサイト 介護情報サービスかながわ

→ ライブラリ (書式／通知)

→ 7. 条例・解釈通知等

→高齢福祉分野における施設基準条例等の公布について (H30.4.1)

(2) 基準条例施行規則

各基準条例に定める規定のうち一部については、規則に委任されています。

【介護医療院に係る基準条例施行規則の掲載場所】

ウェブサイト 介護情報サービスかながわ

→ ライブラリ (書式／通知)

→ 7. 条例・解釈通知等

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=9>

→高齢福祉分野における施設基準条例施行規則等の公布について
(H30.4.1)

(3) 解釈通知

条例・規則で定められた基準の趣旨及び内容については、条例・規則とは別に通知が発出されています。

2 基準条例等の改正

- 介護保険法の規定に基づき、各基準省令が改正されたことに伴い、各基準条例・基準条例施行規則・解釈通知が平成30年4月1日付で改正されています。
- 平成30年4月1日以降は、改正後の基準条例等の規定に従って、適正に事業を実施しなければなりません。
- 改正の内容については、次の場所に掲載されている文書を確認してください。

【基準条例等の掲載場所】

ウェブサイト 介護情報サービスかながわ

→ ライブラリ (書式／通知)

→ 7. 条例・解釈通知等

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=9>

→高齢福祉分野における施設基準条例等の公布について (H30.4.1)

→高齢福祉分野における施設基準条例施行規則等の公布について (H30.4.1)

→高齢福祉分野における施設基準条例等に関する解釈通知について (H30.4.1)

(参考資料) 介護保険法の体系図

介 護 保 險 法			介護保険法施行令 介護保険法施行規則
1 指 定 関 係			
サ ー 居 宅 ビ ス			基準 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 解釈通知 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等について
施 設 サ ー ビ ス	介護老人 福祉施設	基準	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
		解釈通知	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等について
施 設 サ ー ビ ス	介護老人 保健施設	基準	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
		解釈通知	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等について
施 設 サ ー ビ ス	介護療養型 医療施設	基準	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
		解釈通知	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等について
サ ー 介 護 ビ 予 ス 防			基準 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例 解釈通知 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等について
2 介護報酬関係			
居 宅 サ ー ビ ス	基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	H12 厚生省告示第19号
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第36号 H12 老企第40号
サ ー 施 設 ス	基準	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準	H12 厚生省告示第21号
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第40号
サ ー 介 護 ビ 予 ス 防	基準	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	H18 厚生労働省告示第127号
	解釈通知	「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について	H18 老計発0317001 H18 老振発0317001 H18 老老発0317001
そ の 他 報 酬 関 係	厚生労働大臣が定める一単位の単価		H27 厚生労働省告示第93号
	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等		H27 厚生労働省告示第94号
	厚生労働大臣が定める基準		H27 厚生労働省告示第95号
	厚生労働大臣が定める施設基準		H27 厚生労働省告示第96号
	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法		H12 厚生省告示第27号
	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準		H12 厚生省告示第29号
	厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数		H18 厚生労働省告示第165号
	その他 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて		H12 老企第54号

1 厚生労働省調査結果

(1) 増加する介護サービス事業所の指定取消・効力停止処分

厚生労働省の「介護サービス事業所に対する指導・監査結果の状況及び介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・確認検査の状況」によると、平成12年度の介護保険制度導入から平成28年度までの17年間における指定取消・効力の停止処分を受けた事業所数は2,188事業所に上っています。平成28年度に処分を受けたのは244事業所であり、過去最悪でありました。

内訳は、指定取消141事業所、一部停止68事業所、全部停止35事業所となっており、指定取消は、最も重い行政処分で、介護サービス事業所としての指定が取り消され、介護報酬を一切請求できない状態になります。次に重いのは全部取消で、一定期間介護保険に関する権利の全部を行使できなくなります。一部停止は、行政庁（指定権者）が指定した一部の効力が停止となる処分のことです。具体的には、「6か月間の新規利用者の受け入れ停止」や「介護報酬請求の上限を7割に設定（介護報酬の30%減）」などが挙げられます。



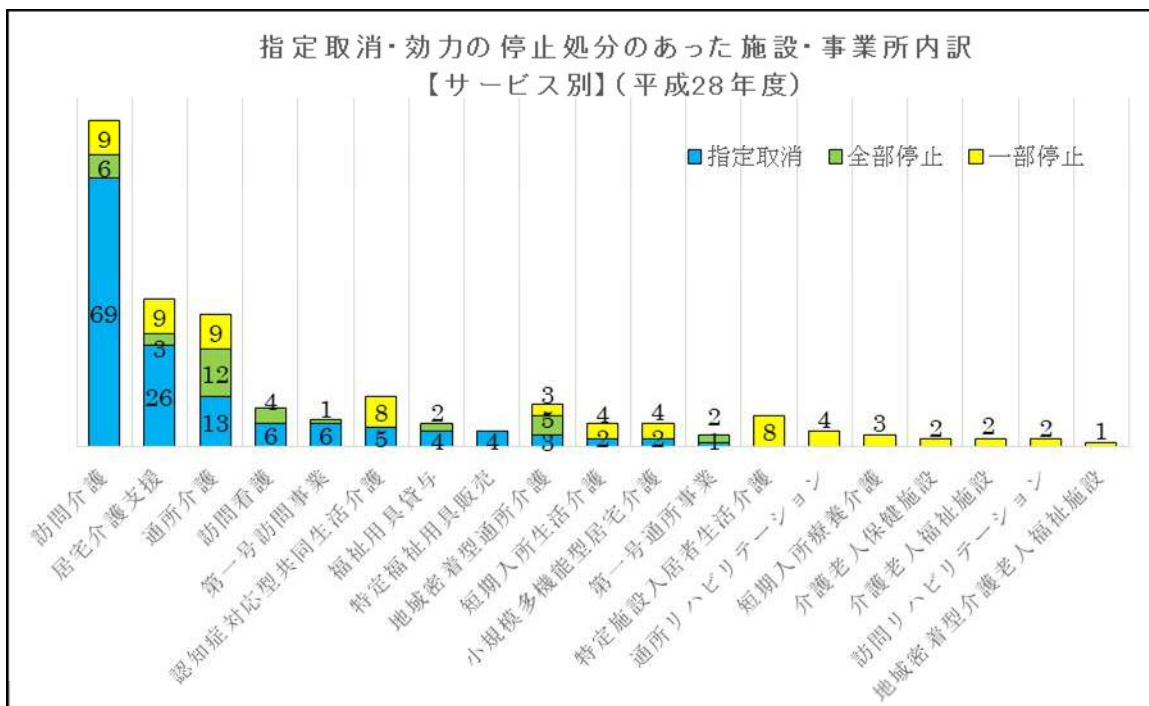
(2) 指定取消・効力の停止事由の状況

主な指定取消事由は、多い順に「不正請求（59.6%）」、「虚偽報告（25.5%）」、「法令違反（25.5%）」、「虚偽申請（23.4%）」、「運営基準違反（22.0%）」、「人員基準違反（14.9%）」、「虚偽答弁（9.9%）」となっています。

ここ近年は、指定取消事由及び効力の停止事由ともに、「不正請求」が最も多くなっています。

(3) 指定取消を受けた最も多い介護サービスは訪問介護

○指定取消・効力の停止処分を受けた介護サービス事業所をサービス別に見た場合、訪問介護 84 事業所、居宅介護支援 38 事業所、通所介護 34 事業所であり、この3業態で全体の 64% を占めています。訪問介護ではそのサービスでの処分全体の 82% (69 事業所) が指定取消処分となっています。



指定取消事由の状況（訪問介護事業所）	件数
介護給付費の要求に関して不正があった	33
帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	12
設備及び運営に関する基準に従って適切な運営ができなくなった	11
不正の手段により指定を受けた	8
人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	6
介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	5
質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	2
要介護者の人格を尊重する義務に違反した	1
その他	5

出典：厚生労働省

○訪問介護事業所の指定取消事由を見ると、「不正請求」33 件、「虚偽報告」12 件、「運営基準違反」11 件、「虚偽申請」8 件、「人員基準違反」6 件、「法令違反」5 件となっています。

2 神奈川県内の状況

(1) 情報提供

○平成29年度に、県に寄せられた介護保険に関する苦情・通報等の情報については、市町村等からの任意の情報提供、監査依頼も含めて23件であり、そのほとんどが従業員（元従業員含む）や市町村等公的機関から直接県に寄せられている。介護サービスで見ると「訪問介護」に対する情報提供が多くなっている。

【情報提供受付件数】

区分・年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
県に直接寄せられた情報提供	21	23	18
県国保連から県への情報提供	0	1	0
県内市町村から県への情報提供	10	9	1
その他の機関から県への情報提供	4	0	4
合 計	35	33	23

【情報提供者別の件数】

区分・年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者（家族・知人を含む）からの情報提供	9	2	4
従業員（元従業員を含む）情報提供	15	13	7
市町村等公的機関からの情報提供	4	14	5
その他	7	4	7
合 計	35	33	23

【事業所等のサービス種別件数】

区分・年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス事業者	23	25	13
訪問介護	6	8	7
通所介護	7	4	1
特定施設入居者生活介護	4	6	0
その他	6	7	5
居宅介護支援事業者	5	3	5
介護保険施設	7	5	5
介護老人福祉施設	6	5	5
介護老人保健施設	1	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0
合 計	35	33	23

(2) 監査の契機

○情報提供の情報を元に平成29年度は12件（新規分）の監査を実施した。

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
情 報	利用者（家族、知人等）からの情報	6	0	3	
	従業員（元従業員）からの情報	18	16	0	
	市町村等公的機関からの情報	1	1	0	
	監査等から得た情報その他の情報	0	3	6	
小 計		25	20	9	
通 知	指導担当課（所）からの通知	2	4	0	
	市町村からの通知	0	9	3	
	小計	2	13	3	
合 計		27	33	12	

(3) 監査の実施件数

○平成29年度においては、20件（新規分としては12件）の監査を実施し、結果は「指定取消」3件、「効力停止」2件、「改善勧告」11件、「文書通知」4件となっている。

	実施 件数	結果通知件数							継続
		前年度か らの継続	計	指定 取消	効力 停止	命令	改善 勧告	文書 通知	
平成29年度	20	8	20	3	2	0	11	4	0
平成28年度	35	2	27	2	0	0	18	2	5
平成27年度	45	18	43	0	0	0	17	8	18
									2

○介護サービスごとに見た場合、監査実施件数が多かったのは、「介護老人福祉施設」、「短期入所者生活介護」となっている。

【平成29年度の介護サービスごとの監査実施状況】

	実施 件数	結果通知件数							継続
		前年度か らの継続	計	指定 取消	効力 停止	命令	改善 勧告	文書 通知	
介 護 予 防 以 外	居宅介護支援	2	1	2	1			1	
	訪問介護	1	1	1	1				
	訪問看護	1	1	1		1			
	短期入所生活介護	5	1	5			4	1	
	介護老人福祉施設	5	1	5			4	1	
	計	14	5	14	2	1	8	3	
介 護 予 防	訪問介護	1	1	1	1				
	訪問看護	1	1	1		1			
	短期入所生活介護	4	1	4			3	1	
	計	6	3	6	1	1	3	1	
	合 計	20	8	20	3	2	11	4	

(4) 神奈川県の処分事例

○処分の要件

事業所指定後、以下の事由に該当する場合には指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止することがあります。

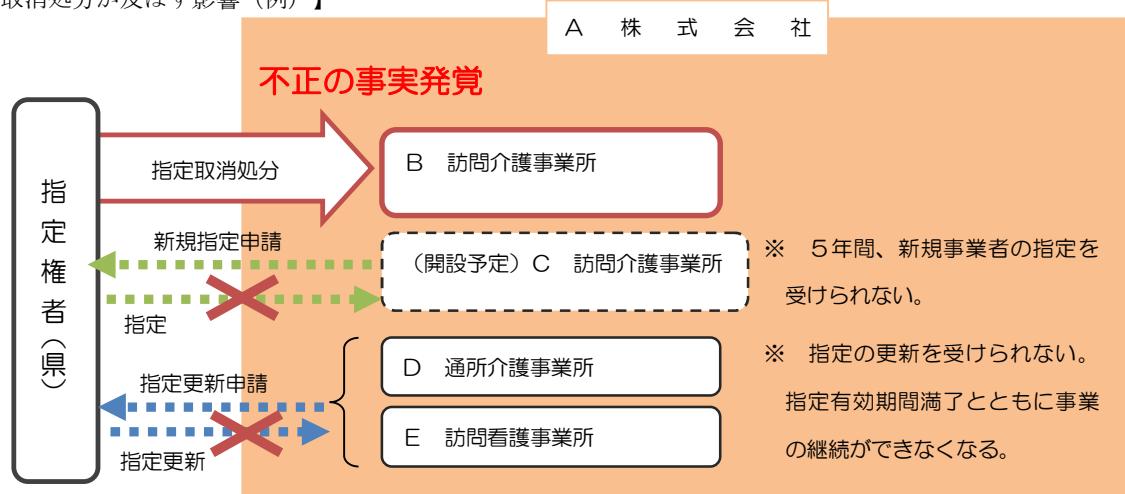
- ① 法人又は法人の役員について、禁錮以上の刑又は介護保険法を含む国民の保健医療・福祉に関する法律、労働に関する法律で罰金の刑に処せられた時。
- ② 指定を行うに当たって付された条件に違反した時。
- ③ 条例で定める人員配置基準を満たすことができなくなった時。
- ④ 条例で定める設備及び運営に関する基準に従って適正なサービスの事業の運営をすることができなくなった時。
- ⑤ 介護保険法等を遵守し、要介護者等のため忠実に職務を遂行する義務に違反した時。
- ⑥ 介護サービス費の請求に関し不正があった時。
- ⑦ 県知事からの報告又は、帳簿書類の提出・提示命令に従わず、又は虚偽の報告をした時。
- ⑧ 県知事からの出頭要求・質問に対する答弁に拒否し、質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査の拒否・妨害・忌避をした時。
- ⑨ 不正の手段により指定を受けた時。
- ⑩ 介護保険法を含む法律やこれらに基づく命令・処分に違反した時。
- ⑪ 介護サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした時。
- ⑫ 役員のうち、5年以内に介護サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者がいる時。

○指定取消の効果

該当事業所の指定が取り消されたときは、その事業所の事業が継続できなくなるだけではなく、事業者に対して、次の介護保険法上の制限がかかります。

- ・ 指定の取消処分を受けた法人は、指定の欠格事由に該当するので、当該法人は、5年間新たに指定を受けることができません。
- ・ 複数の介護サービス事業所を経営する場合、指定の更新の欠格事由にも該当するので、傘下の介護サービス事業所が連座して5年間指定の更新を受けることができなくなります。

【指定取消処分が及ぼす影響（例）】



○処分事例

訪問介護事業所の指定取消事例

【処分理由】

- ・ 職員が勤務していない日時に、当該職員がサービスを提供したとするサービス実施記録を作成し、介護報酬を請求した。 (不正請求)
- ・ 同一職員が、同一日の同一時間帯に複数の利用者にサービスを提供したとするサービス実施記録を作成し、介護報酬を請求した。 (不正請求)
- ・ 介護職員待遇改善加算を請求・受領したにもかかわらず、従業員に支給していなかった。
(不正請求)
- ・ 監査における質問事項に対し回答しなかった。 (答弁忌避)

居着介護支援事業所の指定取消事例

【処分理由】

- ・ モニタリングを実施していなかった。 (運営基準違反)
- ・ アセスメントの記録、サービス担当者会議の記録、モニタリングの記録を作成していなかった。 (運営基準違反)
- ・ 監査において指摘された事項について、改善した旨の報告を行っておきながら、実際にはその後から改善していなかった。 (運営基準違反)
- ・ モニタリングの未実施等について、介護報酬を減額することなく請求した。 (不正請求)

処分年度	サービス種別	処分内容等	処分理由
平成 25 年度	通所介護 (介護予防含む)	指定の効力の一部停止 (新規利用者へのサービス提供の停止6ヶ月)	虚偽申請 不正請求
	訪問介護 (介護予防含む)	指定取消	虚偽報告 不正請求
	訪問介護 (介護予防含む)	指定取消	人員基準違反 不正請求
	居宅介護支援	指定の効力の一部停止 (新規利用者へのサービス提供の停止3ヶ月)	人員基準違反 不正請求
平成 26 年度	通所介護 (介護予防含む)	指定取消	虚偽申請 虚偽報告 虚偽答弁
平成 28 年度	訪問介護 (介護予防含む)	指定取消	虚偽申請 不正請求
平成 29 年度	訪問介護 (介護予防含む)	指定取消	不正請求 答弁忌避
	訪問看護 (介護予防含む)	指定の効力の全部停止 (3ヶ月)	虚偽報告 不正請求
	居宅介護支援	指定取消	運営基準違反 不正請求

1 法令遵守

介護保険事業を運営するにあたって、人員基準・設備基準・運営基準等、様々な基準が定められており、介護保険指定事業者は、人員基準や設備基準を満たし、運営基準に沿った事業運営をすることを前提に、指定（開設許可）を受けています。よって、基準を満たさない場合には、指定や更新を受けることができません。

「基準」は、介護保険指定事業者の行う事業がその目的を達成するために必要な最低限の基準を定めたものであり、常に満たされている必要があります。また、介護保険指定事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

基準を理解しておらず、知らないうちに基準違反の運営を行っている事業所も見受けられますので、そのような事態にならないためにも、きちんとした法令の理解が必要です

2 管理者の責務

(1) 事業所内の一元的な管理

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければなりません。

サービスの実施状況の確認等を担当者に任せきりにするのではなく、管理者も確認するようにしてください。

ポイント(従業者の管理)

- 従業者の管理については、タイムカード等による出勤状況の確認、有資格者についての資格証等の写しの保管等により、従業者に関する記録等を整備し、勤務表を毎月作成するなど、基準に適合した勤務体制を確保するために必要な状況把握を行ってください。

(2) 従業者への指揮命令

管理者は事業所の従業者に、事業の人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行わなければなりません。管理者が法令を遵守することは当然のことですが、その他の従業者の方にも法令を守っていただくよう、管理者として必要な指示を行ってください。

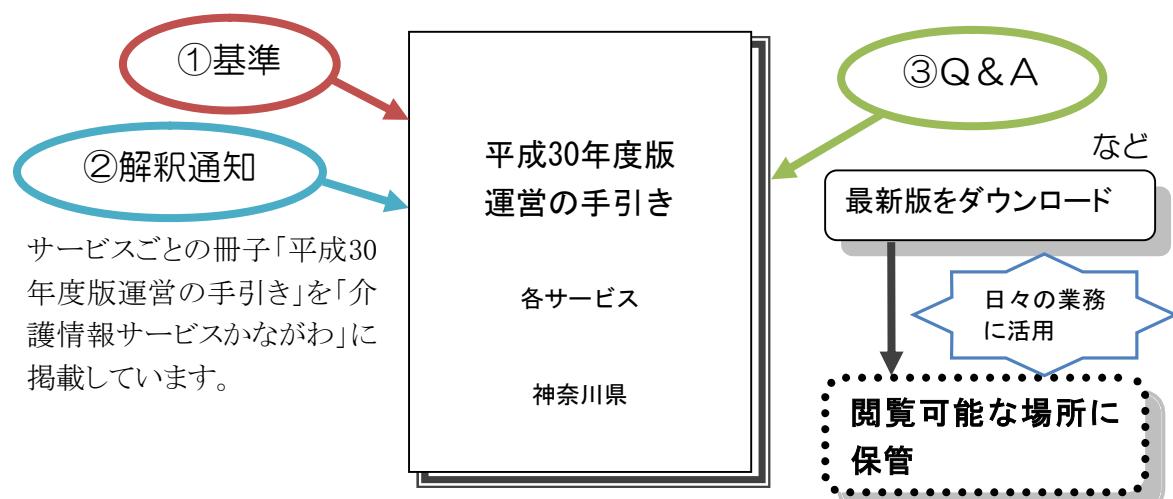
事業所内で基準違反に該当することが行われていたことが発覚した場合、管理者が直接関与していないくとも、管理者の監督責任を問われます。

管理者は常勤で管理業務に専従することが原則となっています。同一敷地内で管理業務に支障がない範囲内の兼務しか認められていませんので、たとえ同じ事業所内で他の職務との兼務でも管理業務に支障がある場合には基準違反となります。

1-6

運営の手引き・運営状況点検書

1 平成30年度版「運営の手引き」について

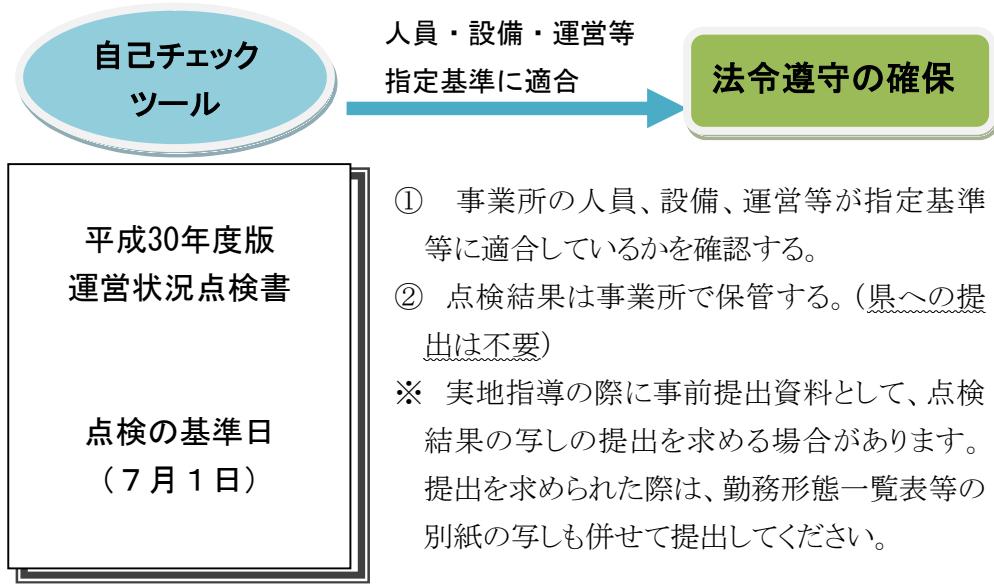


【運営の手引きの掲載場所】

- 「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)
-ライブラリ(書式/通知)
-9. 運営状況点検書・運営の手引き
-2. 運営の手引き
-【各サービス】平成30年度版 運営の手引き

2 平成30年度版「運営状況点検書」について

※ 平成30年度版「運営状況点検書」は、7月に「介護情報サービスかながわ」へ掲載する予定です。様式の掲載については、メール配信にてお知らせします。



【運営状況点検書の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

－ライプラリ(書式／通知)

－9. 運営状況点検書・運営の手引き

－1. 運営状況点検書

－【各サービス】平成30年度版 運営状況点検書(7月更新予定)

＜点検を行う際の留意事項＞

- 運営状況点検書を作成することが目的ではありません。事業者自ら点検を行うことにより、法令や基準等に沿った運営ができているか確認を行ってください。基準に適合しない運営を行っていた場合には、過誤調整が必要になることも想定されます。
- 点検結果を法人の法令遵守責任者に報告することにより、法人全体の業務管理体制の整備に役立ててください。
- 点検の結果、もし基準違反に該当する事項が確認された場合は…
⇒ 速やかに是正を行ってください。
過誤調整の要否や手続きについては、保険者に相談してください。

1－7

運営規程・重要事項説明書について

介護保険事業者は、事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規程(=「運営規程」)を定めなければなりません。

また、介護保険サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、運営規程の概要等の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書(=「重要事項説明書」)を交付して説明を行い、サービス提供開始について同意を得なければなりません。

1 運営規程

- 運営規程には、事業所名称、事業所所在地のほか、事業の運営についての重要事項を規定しなければなりません。
- 記載すべき項目は運営に関する基準においてサービスごとに規定されていますので、各サービスの基準条例、解釈通知に規定されている項目の変更を確認してください。

ポイント

- 基準条例の解釈通知において運営規程に規定すべき項目を平成25年から追加しています。解釈通知を確認し、事業所の運営規程に新たに追加した項目が含まれていない場合は、該当項目を追加する改正を行ってください。
- 運営規程の記載事項に変更が生じたときは、その変更の都度、運営規程も修正しておく必要があります。(修正した年月日、内容を最後尾の附則に記載することで、事後に確認しやすくなります。)

2 重要事項説明書

(1) 重要事項説明書に記載する項目

- 重要事項説明書には、運営規程の概要、従業者の勤務体制等を記載する必要があり、運営規程の項目に沿った内容を記載してください。なお、記載すべきと考えられる項目として、次の例が挙げられます。
 - ア 法人、事業所の概要(法人名、事業所名、事業所番号、併設サービスなど)
 - イ 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間
 - ウ サービスの内容、利用料その他の費用の額
 - エ 従業者の勤務体制(従業者の職種、員数及び職務の内容)
 - オ 通常の事業の実施地域
 - カ 緊急時等における対応方法
 - キ 苦情処理の体制
(事業所担当、市町村、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情の窓口も記載)
 - ク その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項
(従業者の研修機会の確保、衛生管理、秘密の保持、事故発生時の対応など)

注意

※重要事項説明書の内容と運営規程の内容、事業所内に掲示してある内容に不一致がないようにしてください。(運営規程を修正したときは、重要事項説明書、事業所内に掲示してある内容も同様に修正してください。)

(2) 重要事項説明書の説明・同意・交付

- 重要事項説明書を交付し説明した際には、重要事項に関する説明を受けて内容に同意することが必要となります。当該文書の交付を受けたことが確認できるよう利用申込者の署名又は押印を得ることが望ましいです。

【記載例】

重要事項について文書を交付し、説明しました。

平成30年〇月〇日 管理者 神奈川 太郎 ㊞

私は重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

平成30年〇月〇日 平塚 花子 ㊞

ポイント

- 記載の方法は必ずしも上記によるものではありませんが、記録等から重要事項説明書について、説明した日、説明者、交付したこと、内容に関する同意を得たことが確認できるようにしてください。
- なお、特に「サービス提供開始についての同意」は、利用申込者及びサービス事業者双方を保護する観点から、契約書等の書面によって契約内容について確認を得てください。
- 料金表は、自己負担2割・3割(3割については平成30年8月から)への対応(自己負担2割用・3割用の料金表の作成、自己負担額を1割、2割、3割を記載する等)を行ってください。
- 料金表は、算定できない加算、算定の予定のない加算を削除する等、適時見直しを行ってください。

指導事例

- ① 重要事項説明書を交付していなかった。(交付したことが記録から確認できなかつた。)
- ② 契約書しか作成されておらず、重要事項説明書を作成していなかった。
- ③ 運営規程・重要事項説明書に最新の状況を反映していなかった。

1－8 事業所の運営について

1 勤務体制の確保等

(1)研修の機会の確保

- 従業者の資質の向上のため研修の機会を確保しなければなりません。(県基準条例第32条)
※例えば採用時研修や継続研修などにおいて、研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加する機会を計画的に確保し、従業者の質の向上に努めてください。

(2)労働関係法令の遵守について

平成24年4月

介護保険法改正

事業者指定の欠格及び取消要件の追加

労働関係法令違反で罰金刑に処せられた者

※勤務体制の確保を図るためにには、事業者による雇用管理の取組、労働法規の遵守を徹底することが重要です。

<介護保険法第70条(指定居宅サービス事業者の指定)>

◎第2項

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の(中略)いずれかに該当するときは、第41条第1項本文の指定をしてはならない。

○第5号の2

申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

参考:介護保険法第79条(指定居宅介護支援事業者の指定)

介護保険法第86条(指定介護老人福祉施設の指定)

介護保険法第94条(介護老人保健施設の開設許可)

【基本的な雇用管理上の問題点】

- ①就業規則(パート就業規則を含む。)を作成していない。
- ②36協定(=時間外及び休日労働に関する協定)を締結、届出せずに、時間外労働又は休日労働を行わせている。
- ③年次有給休暇を与えていない。
- ④衛生管理者又は産業医(労働者50人以上の場合)、衛生推進者(労働者10人以上50人未満の場合)を選任していない。
- ⑤健康診断を実施していない。

- 介護人材の確保・活用には、従業者の能力開発と仕事への取り組み意欲を高い水準で維持することが重要です。従業者の仕事への取り組み意欲を維持・向上するには、働きに見合った処遇、働きぶりの公正な評価、能力開発機会の提供などのほか、労働条件や労働時間、仕事の管理などに関して納得して働くことが重要です。
 - 適切な雇用管理、労働法規の遵守を徹底し、貴重な介護人材の確保・活用に努めてください。
- ※ 労働関係法令については管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。
神奈川労働局ホームページ <http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

2 労働条件の確保・改善と労働災害防止について（神奈川労働局より）

下記を参考に労働条件の確保・改善、労働災害の防止について、適切な管理をお願いします。

1 労働条件の確保・改善について

県下の介護サービス事業所については、就業規則、労使協定、労働条件通知書等の基本的な労働条件の設定に関する法違反が多く、また、賃金不払残業に関する法違反も少なくない状況です。下記ホームページにリーフレット、各種様式等を掲載しておりますので、参考にしてください。

2 介護サービス事業者の安全衛生管理体制について

労働者（アルバイト・パートも含む）50人以上の事業場は、衛生管理者・産業医の選任、衛生委員会の開催及び所轄労働基準監督署への届出が必要です。労働者（アルバイト・パートも含む）10人以上50人未満の事業場は、衛生推進者の選任が必要です。

3 介護・看護作業での職員等の腰痛・転倒災害予防対策について

介護サービス事業場では、「動作の反動・無理な動作」による腰痛、「転倒」事故が多く発生しています。腰痛及び転倒災害を予防するため、作業・作業環境・健康の3つの管理と安全衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。利用者の負傷防止にもつながります。安全な介助方法のマニュアルを作成しましょう。

4 介護サービス現場の作業環境の改善に「中小企業労働環境向上助成金」を活用しましょう！

介護関連事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、介護福祉機器の導入費用の2分の1（上限300万円）を支給します。この助成をうけるには、あらかじめ「導入・運用計画」を作成し、都道府県労働局長の認定をうける必要があります。問合先：神奈川労働局職業安定部職業対策課 Tel045-650-2801

5 公益財団法人介護労働安定センターでは、介護労働者に係る労務管理や助成金活用の相談や講習会を無料で行っていますので、御活用ください。Tel045-212-0015

神奈川労働局のホームページにおいて、下記資料を掲載しておりますので、併せて参照願います。

(http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/_120133.html)

- ・労働基準法関係リーフレット
- ・労働基準法主要様式及び記載例
(モデル就業規則、労働条件通知書、時間外労働・休日労働に関する協定届等)
- ・安全衛生関係リーフレット
- ・安全衛生関係資料・教材
- ・介護関連の助成金

「神奈川労働局 介護サービス」で検索してください。

3 衛生管理

衛生管理

①施設等の管理

- ・利用者を使用する施設、設備、備品等

②従業者の管理

- ・従業者の清潔の保持
- ・健康状態

③感染症予防

- ・発生・まん延の防止のための必要な措置



- ・従業員に対し健康診断等を実施し、健康状態について把握する。
- ・衛生管理についての研修等を実施し、研修内容を記録する。
- ・衛生管理対策についてのマニュアルを作成し、従業員に周知する

※厚生労働省から「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」が出されています。衛生管理対策の参考として、ご確認ください。

【掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

—ライブラリ(書式／通知)

—11. 安全衛生管理・事故関連

—感染症関係

—高齢者介護施設における感染対策マニュアル(H25.3改訂版)

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp>)

4 感染症「集団発生」時の対応について

結核以外の感染症は以下の報告基準に基づき、管轄保健福祉事務所・保健所へ報告ください。

■報告が必要な場合

- (1) 同一の感染症や食中毒による、またそれらが疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合。
- (2) 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われるものが10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
- (3) 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

■報告する内容

- (1) 感染症又は食中毒が疑われる利用者的人数
- (2) 感染症又は食中毒が疑われる症状や経過
- (3) 上記の利用者への対応や施設における対応状況 等

■ 保健福祉事務所及保健所(保健予防課)の連絡先一覧

機関名	電話番号	所管区域
平塚保健福祉事務所	0463 (32) 0130【代表】	平塚市、大磯町、二宮町
平塚保健福祉事務所 秦野センター	0463 (82) 1428【代表】	秦野市、伊勢原市
鎌倉保健福祉事務所	0467 (24) 3900【代表】	鎌倉市、逗子市、葉山町
鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	046 (882) 6811【代表】	三浦市
小田原保健福祉事務所	0465 (32) 8000【代表】	小田原市、箱根町、真鶴町、 湯河原町
小田原保健福祉事務所 足柄上センター	0465 (83) 5111【代表】	南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町
厚木保健福祉事務所	046 (224) 1111【代表】	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
厚木保健福祉事務所 大和センター	046 (261) 2948【代表】	大和市、綾瀬市
茅ヶ崎市保健所	0467 (38) 3315【直通】	茅ヶ崎市、寒川町
藤沢市保健所	0466 (50) 3593【直通】	藤沢市

5 秘密保持

介護保険事業者

個人情報を共有

他の介護保険事業者

あらかじめ文書で同意を得ること

- ①利用者に関する個人情報を提供する場合 ⇒ 利用者の同意
- ②利用者の家族に関する個人情報を提供する場合 ⇒ 利用者の家族の同意

【個人情報の使用に関する同意書に記載すべきと考えられる事項】

ア 使用する目的

例) サービス担当者会議、居宅介護支援事業者その他の居宅サービス事業者との連絡調整等において必要な場合 など

イ 使用する事業者の範囲

例) 利用者が提供を受ける全ての介護保険事業者 など

ウ 使用する期間

例) 介護保険サービス契約の有効期間に同じ など

エ 使用に当たっての条件

例) 個人情報の提供は必要最小限とすること。個人情報の使用に当たっては、関係者以外の者に情報が漏れることのないようにすること。個人情報をサービス担当者会議で使用した場合には、出席者、議事内容等を記録しておくこと。 など

※ 厚生労働省から「介護保険事業者の個人情報保護法に関するガイドライン」が出されています。個人情報の範囲や取扱方法、保管方法などについてご確認ください。

【掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

－ライブラリ(書式／通知)

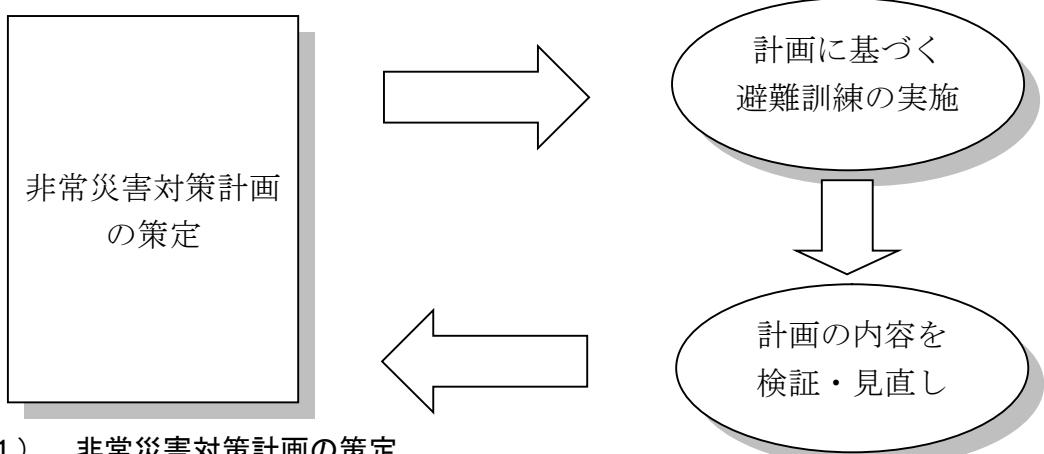
－5. 国・県の通知

－個人情報の適切な取扱いについて

－個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(H29.4.14改訂版)

平成28年8月台風第10号に伴う岩手県下閉伊郡岩泉町のグループホームの水害や平成30年1月北海道札幌市の高齢者等が多く入所する施設において発生した火災を教訓とし、介護保険施設や介護保険サービス事業所等では、自力での避難が困難な方も多く利用されていることから、水害・土砂災害を含む様々な災害に備えた十分な防災対策を講じる必要があります。

1 非常災害対策計画



(1) 非常災害対策計画の策定

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な非常災害対策計画を定めることとされています。必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はありませんが、火災・水害・土砂災害・地震等地域の実情にも鑑みた災害に対処するための計画を定め、実際に災害が起こった際、利用者の安全が確保できるよう実効性のあるものとすることが重要です。

【非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目例】

- ・介護保険施設等の立地条件(地形等)
- ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・関係機関との連携体制等

(2) 計画に基づいた防災対策及び避難訓練の実施

- 非常災害対策の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有してください。
- 事業所の管理者は、職員及び利用者等に対して避難場所、避難経路など災害時における対応方法を周知するとともに、非常時には迅速かつ安全に避難を行えるような有効な避難訓練を計画的に実施してください。
- 夜間の災害では一層の混乱が予測されることから、夜間における訓練も併せて実施してください。
- 海岸、湖岸、河川の近く等の津波による被害が予想される事業所においては、津波警報が発令された場合の避難場所、避難経路をあらかじめ確認し、職員等に周知してください。また、避難を速やかに行うため地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、連携先との合同訓練を実施してください。
- 訓練の実施後には非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行ってください。
- 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常時に協力してもらえるような体制づくりを行ってください。

◆消防計画の作成・消防訓練の実施◆

施設・居宅系サービスや通所系サービスでは、消防法の規定により、防火管理者を定め、消防計画の策定、消火・訓練の実施等が義務付けられています。計画の作成・訓練の実施にあたっては、最寄りの消防署にもご相談ください。

◆水防法・土砂災害防止法による避難確保計画の作成・避難訓練の義務化◆

水防法・土砂災害防止法の改正により、平成29年6月19日から浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者者利用施設（高齢者や障害者など、災害時に配慮が必要な者が利用する施設）の管理者等に対し、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務づけられました。

【計画に盛り込む具体的な項目例】

- ・防災体制に関する事項
- ・避難の誘導に関する事項
- ・避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ・防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ・円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

（記載すべき事項は、土砂災害防止法施行規則第五条の二に定められています。）

なお、非常災害対策計画を定めている場合は、既存の計画に水害・土砂災害に関する項目を追加して作成することもできます。

<非常災害対策計画等に係る参考ホームページ>

「介護情報サービスかながわ」（通称ラクラク）

ホームページアドレス <http://www.rakuraku.or.jp/>

→書式ライブラリー

→5. 国・県の通知

→【重要】社会福祉施設等の防災対策関係

2 消火設備等

火災防止に万全を期するよう消防計画の策定、避難訓練の実施をしていただいているところですが、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準の見直しや消防機関へ通報する火災報知機設備と自動火災報知設備の連動の義務化などに関し、消防法が改正され、平成27年4月1日から施行されています。

【改正の主な内容】

◆スプリンクラー設備の設置基準の見直し◆

⇒火災時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設(※消防法で定められた施設)において、原則として延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

◆自動火災報知機設備の設置基準の見直し◆

⇒社会福祉施設等(※消防法で定められた施設)で就寝の用に供する居室を持つものに対して、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

※消防法で定められた施設は、消防法施行令(別表第1)等を参照してください。

※スプリンクラー設備・自動火災報知設備については、平成30年3月31日までが経過措置となります。未設置の場合は、設置義務について、消防署等へ確認を行ってください。

3 災害時被害状況確認時システム

神奈川県では、大規模地震発生時等に被害状況を迅速に確認するためのシステムを導入しました。

このシステムは、大規模地震等が発生した際、事前にメールアドレスを登録した施設等に一斉に被害状況調査メールを送信し、状況を返信していただくことにより、迅速に施設の被害状況を確認するものです。

各施設から報告された被害情報は、逐次システムに集積され、県や市町村が迅速に確認でき、的確な初動対応に活用することができます。

各事業者の皆さんには、ぜひ、このシステムに登録くださるようお願いします。

<災害時被害状況確認時システムに係る参考ホームページ>

「介護情報サービスかながわ」(通称ラクラク)

ホームページアドレス <http://www.rakuraku.or.jp/>

→書式ライブラリー

→5. 国・県の通知

→高齢者向け施設の災害時被害状況確認訓練のお知らせ

→災害時被害状況確認システム操作マニュアル

提供した介護保険サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。

1 苦情に対応するための必要な措置



(1) 必要な措置とは

- ① 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。

② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかすること。

③ ①、②を利用者等にサービスの内容を説明する文書(重要事項説明書等)に記載するとともに、事業所に掲示すること

※苦情の相談窓口については、事業所に設置するもののほか、市町村及び国民健康保険団体連合会の窓口についても利用者等に周知する必要があります。

(2) 事業所が苦情を受けた場合

利用者等からの苦情を受け付けた場合は、苦情に対し事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければなりません。

事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければなりません。

(3) 市町村又は国保連に苦情があった場合

利用者等からの苦情に関して市町村又は国保連が行う調査に協力するとともに、市町村又は国保連からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行い、その内容を市町村または国保連に報告しなければなりません。

ポイント

- 市町村の相談窓口は、利用者等の保険者です。よって、利用者等に周知すべき市町村の相談窓口については、事業所所在地の市町村だけではなく、利用者等が居住する市町村も記載してください。
 - 各市町村・国保連の相談窓口の所管部署・連絡先は、必ず最新のものに更新してください。

2 介護保険に関する市（区）町村、国保連の苦情・相談窓口一覧

平成30年4月1日現在

●政令市の窓口

市 区	担当課(係)	電話番号
横浜市(本庁)	介護事業指導課	045(671)2356
鶴見区	高齢・障害支援課	045(510)1770
神奈川区	高齢・障害支援課	045(411)7019
西 区	高齢・障害支援課	045(320)8491
中 区	高齢・障害支援課	045(224)8163
南 区	高齢・障害支援課	045(341)1138
港 南 区	高齢・障害支援課	045(847)8495
保土ヶ谷区	高齢・障害支援課	045(334)6394
旭 区	高齢・障害支援課	045(954)6061
磯子区	高齢・障害支援課	045(750)2494
金沢 区	高齢・障害支援課	045(788)7868
港 北 区	高齢・障害支援課	045(540)2325
緑 区	高齢・障害支援課	045(930)2315
青葉 区	高齢・障害支援課	045(978)2479
都筑 区	高齢・障害支援課	045(948)2306
戸塚 区	高齢・障害支援課	045(866)8452
栄 区	高齢・障害支援課	045(894)8547
泉 区	高齢・障害支援課	045(800)2436
瀬 谷 区	高齢・障害支援課	045(367)5714
川崎市(本庁)	介護保険課	044(200)2678
川 崎 区	高齢・障害課	044(201)3282
大師地区健康福祉ステーション	介護保険係	044(271)0161
田島地区健康福祉ステーション	介護保険係	044(322)1996
幸 区	高齢・障害課	044(556)6689
中 原 区	高齢・障害課	044(744)3136
高 津 区	高齢・障害課	044(861)3269
宮 前 区	高齢・障害課	044(856)3238
多 摩 区	高齢・障害課	044(935)3187
麻 生 区	高齢・障害課	044(965)5146
相模原市(本庁)	高齢政策課	042(707)7046

●その他市町村の窓口

市町村	担当課(係)	電話番号
横須賀市	介護保険課	046(822)8253
鎌倉市	高齢者いきいき課	0467(23)3000
逗子市	高齢介護課	046(873)1111
三浦市	高齢介護課	046(882)1111
葉山町	福祉課	046(876)1111
厚木市	介護福祉課	046(225)2240
大和市	介護保険課	046(260)5170
海老名市	介護保険課	046(235)4952
座間市	介護保険課	046(252)7719
綾瀬市	高齢介護課	0467(70)5636
愛川町	高齢介護課	046(285)6938
清川村	保健福祉課	046(288)3861
平塚市	介護保険課	0463(21)8790
藤沢市	介護保険課	0466(50)3527
茅ヶ崎市	高齢福祉介護課	0467(82)1111
秦野市	高齢介護課	0463(82)9616
伊勢原市	介護高齢課	0463(94)4711
寒川町	高齢介護課	0467(74)1111
大磯町	福祉課	0463(61)4100
二宮町	高齢介護課	0463(71)3311
南足柄市	高齢介護課	0465(73)8057
中井町	健康課	0465(81)5546
大井町	介護福祉課	0465(83)8011
松田町	福祉課	0465(83)1226
山北町	保険健康課	0465(75)3642
開成町	保険健康課	0465(84)0320
小田原市	高齢介護課	0465(33)1827
箱根町	福祉課	0460(85)7790
真鶴町	健康福祉課	0465(68)1131
湯河原町	介護課	0465(63)2111

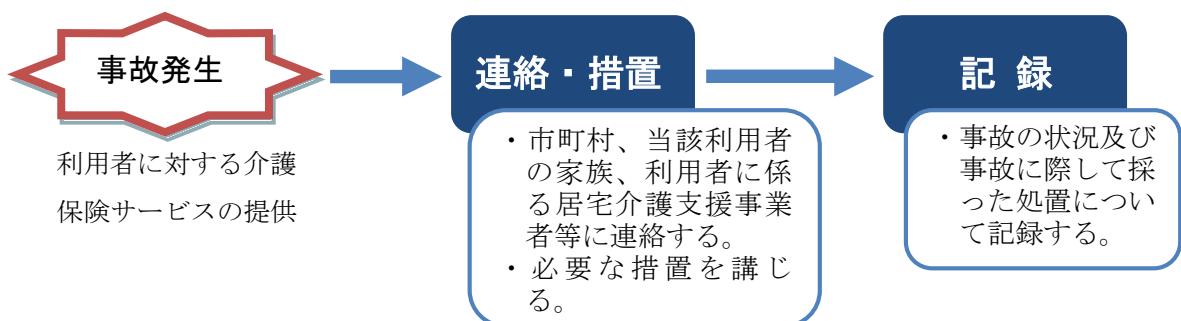
国民健康保険団体連合会の苦情・相談窓口

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係

〒220-0003 横浜市西区楠町27番1

TEL. 045-329-3447 TEL. 0570-022110 《苦情専用》

受付時間／午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）



事業所独自の判断で、事故としての扱いではなく、ヒヤリ・ハットで済ましているケース、事業所所在地の市町村への報告は行っているものの、利用者の保険者に報告していないケースが見受けられます。

1 事故報告書の提出について

(1) 提出先

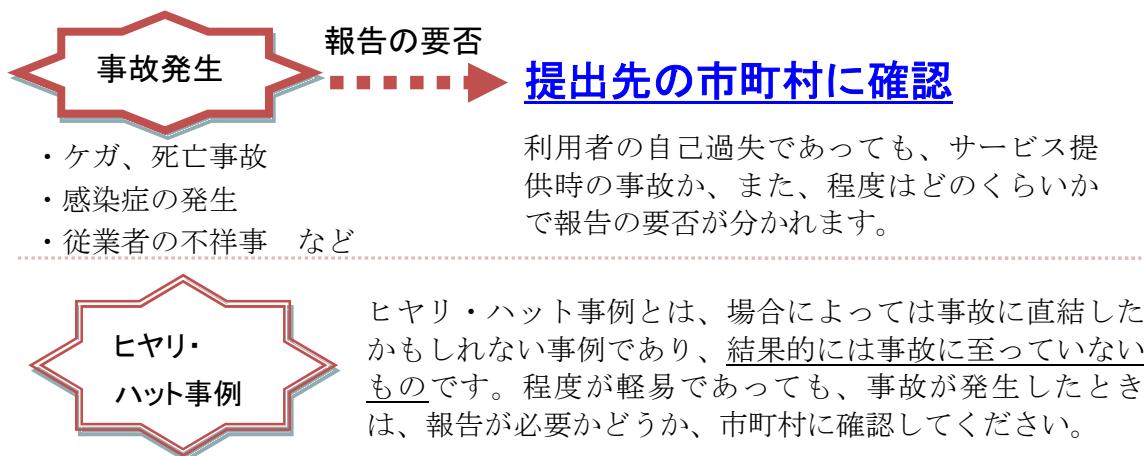


※事故報告書の様式については、各市町村にお問い合わせください。

※有料老人ホーム・介護老人保健施設の場合は、県高齢福祉課にも提出すること。

☆指定通所介護事業所等の設備を利用して、夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所の事故発生時には、保険者（事業所所在地の市町村及び利用者の住所地）へ報告が必要です。

(2) 報告が必要な事故の範囲



※ 事故報告についての詳細については、下記に掲載されています。

(事故報告書の様式標準例も掲載されています。)

【掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

—ライブラリ(書式／通知)

—11. 安全衛生管理・事故関連

—事故報告

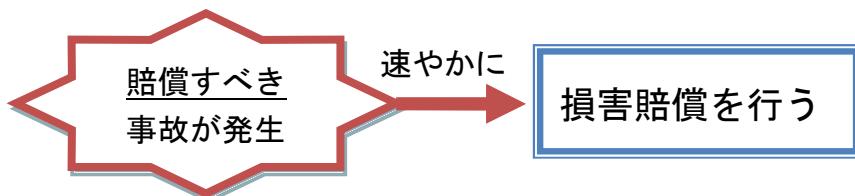
(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=597&topid=22>)

2 事故発生時の対応について

(1) あらかじめ対応方法を定めておくこと

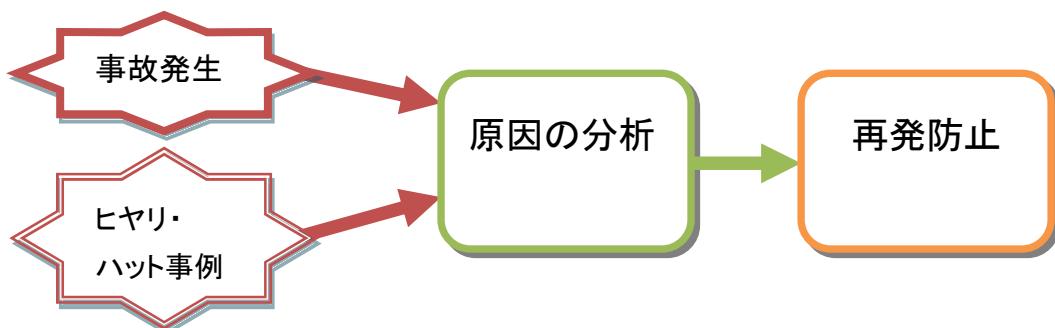


(2) 賠償すべき事故が発生した場合



※ 賠償しなければならない事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいとされています。損害保険の内容、損害賠償の方法等についても事前に把握しておけば速やかな対応が可能となります。

(3) 再発防止の対策



※ 事故が発生した場合又は事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)には、その原因を分析し、その分析結果を従業者に周知徹底するなど、再発防止の対策を講じてください。

※ 事故等の記録を利用者別ファイルのみに保管している例が見受けられますが、個別に保管するとわかりにくくなるので、一元的に情報管理することが望ましいです。

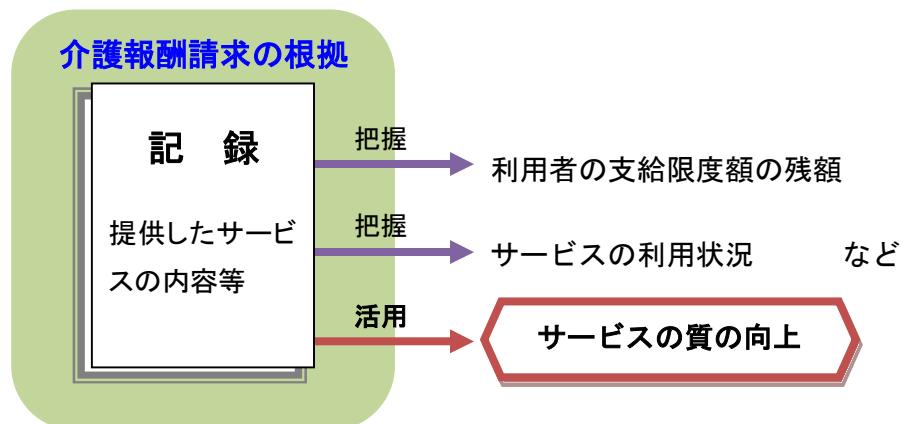
1－12

記録の整備

介護保険事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなりません。また、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

1 記録の整備について

記録によりサービス提供が確認できない場合は、報酬返還になることもありますので、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供開始・終了時刻、提供内容、保険給付の額、利用者的心身の状況、その他必要な事項などを具体的に記録してください。



<活用事例>

- ①利用者の日々の提供記録を活用し、利用開始時からの利用者的心身の状況等の変化を把握した上で、サービス内容の評価や計画の見直しを行い、より利用者に合った適切なサービスの提供を図る。
- ②利用者等からの苦情の内容等の記録、事故の状況等の記録を従業者の研修資料として活用し、同様の苦情や事故の再発防止を図る。

1－13

指定更新申請の手続き

介護保険事業者が指定基準等を遵守し、適切な介護サービスを提供しているかを定期的に確認するための仕組みとして事業者の指定に6年間の有効期間が設けられています。



※介護保険事業者は 6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。

1 指定更新制度と指定有効期間等の確認方法

(1) 指定の更新と指定有効期間



※指定更新手続きについては、「介護情報サービスかながわ」に掲載している「受付スケジュール」、「申請書類」等を確認した上で、指定した日時に申請書類を持参してください。
(介護老人保健施設の場合は、別に県より連絡・通知します。)

(2) 指定有効期間等、事業所情報の確認方法

- ① 事業所で保管する指定通知書、指定申請書類（控）、変更届（控）
- ② 「介護情報サービスかながわ」の介護事業所検索による事業所情報の確認

ポイント

- 貴事業所のサービスごとに指定年月日を確認してください。
- 変更届等の提出漏れがないか、実態と届出内容が乖離した状態となっていないか等を確認し、提出漏れ等があった場合には、速やかに変更届等を提出してください。

2 更新を希望しない場合

- 指定更新申請をせずに指定有効期間満了日を経過した場合、指定の効力を失い、介護保険サービスの提供ができなくなります。（指定の失効）
- こうした指定更新手続きの重要性から、更新を行わないとする場合においても、その旨の意思表示を申出書の提出により行ってください。

【申請・届出様式等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

—ライブラリ(書式／通知)

—4. 指定更新(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=5>)

1 変更届・加算届・廃止届・休止届等について

○介護保険事業者は、次の①から③までに該当するときは、県に届け出ることが介護保険法等により義務付けられています。

- ① 事業所の名称や所在地等の届出事項に変更があったとき
- ② 加算や減算等の介護給付費算定に係る体制等に変更があったとき
- ③ 事業を廃止、休止又は再開しようとするとき

[参考:介護保険法第75条、82条、89条、99条、115条の5、115条の25
介護保険法施行規則第131条、133条、135条、137条、140条の22、140条37]

○届出が必要な事項、その提出期限をあらかじめ確認しておき、届出事項が発生したときは、必ず提出期限までに県に届出を行ってください。

基本報酬額の改定にともなう料金表の変更については、変更届の提出は不要です。

【届出方法・提出期限等】

※老健の変更、廃止・休止は、「2 介護老人保健施設の各種変更等手続きについて」をご覧ください。

変更届	必ず『変更届一覧表』により、次のア～ウを確認した上で、届出を行ってください。 ア 届出が必要か、不要か イ 届出方法は来庁(事前)か、郵送(事前・事後)か ウ 必要書類は何か
加算届	ア 次のサービスの加算の届出 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、 通所リハビリテーション、福祉用具貸与 (介護予防サービスは省略して記載) </div> <p>⇒加算算定期間の前月15日まで(必着)に郵送により届出を行ってください。</p> イ 次のサービスの加算の届出 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 (介護予防サービスは省略して記載) </div> <p>⇒加算算定期間の1日まで(必着)に郵送により届出を行ってください。</p> ウ 加算の廃止(居宅系サービス・施設系サービス共通) 加算の算定期間を満たさなくなることが明らかになった場合には、速やかに郵送により 加算の廃止の届出を行ってください。
廃止届 休止届	廃止又は休止の日の1月前までに郵送により届出を行ってください。 <u>※事業所を休止又は廃止するときは、従業者に対し、これまでのキャリアを今後の業務に 活かせるよう、実務経験証明書を発行してください。</u>
再開届	再開する日の前日までに来庁により届出を行ってください。

【申請・届出様式等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

－ライブラリ(書式／通知)

－2. 変更・廃止・休止・再開届 (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=3>)

2 介護老人保健施設の各種変更等手続きについて

(1) 変更に関する手続きについて

事前に許可・承認（申請）が必要な事項と変更届が必要な事項があります。

【変更許可申請・変更承認申請】

- 変更する前に申請書を提出し、変更日までに県の許可（承認）を受けなければ変更できません。
- 県の許可（承認）が必要な変更であるにもかかわらず、許可や承認を受けずに変更しているケースが見受けられます。必ず事前に申請して変更日までに許可（承認）を受けてください。

変更許可申請 2週間前までに申請書を提出 (施設関係、定員増は要来庁)	施設のレイアウト変更、施設の共用、敷地の変更 運営規程の変更（従業者の職種・員数、協力病院） 入所定員の増（事前に市町村に相談が必要）
管理者の変更承認申請(要来庁) 2週間前までに申請書を提出	管理者の変更 ※法人理事への就任を伴う場合は法人役員の変更届も必要
広告事項の許可申請(要来庁) 2週間前までに申請書を提出	介護老人保健施設の広告は介護保険法で制限されています。変更する場合は許可が必要です。

【変更届】

- 変更届には、変更前に届出が必要なものと変更後に届出するものがあります。

事前に届出（要来庁）	運営規程の変更（入所定員の減、料金表）
変更後に届出	施設の名称、住居表示変更、電話・FAX番号、併設施設概要 介護支援専門員の変更、管理者の氏名・住所 協力歯科医療機関、協力病院の名称・診察科目、 定員減・料金表以外の運営規程の記載事項 法人の代表者、役員、所在地、名称、電話・FAX番号

(2) 廃止・休止について

廃止や休止をする場合は、市町村の施設整備計画に關係するため、市町村及び県に事前にご相談ください。

1-15

介護サービス情報の公表制度

平成18年4月にスタートした「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの利用に際し、利用者やその家族等が自ら事業所の選択ができるよう支援するための仕組みとして介護保険法で定められている制度で、平成30年4月から、指定都市（横浜市、川崎市及び相模原市）に係る事務・権限は各指定都市へ移譲されました。

公表の対象となるサービスを実施している全ての事業者は、基本情報と運営情報の報告（調査票の提出）及び公表手数料の納入が義務付けられています。

なお、訪問調査は、県が定める「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づき実施しており、訪問調査の対象となる事業者は、調査手数料の納入も義務付けられています。

1 公表対象サービスについて

- 前年の介護報酬の支払額（利用者負担額を含む。）が100万円を超えたサービスが公表の対象（※1）となります。公表の対象となるサービスは、県から郵送する『計画通知書』（※2）に記載していますのでご確認ください。

ポイント

※1 例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を実施している事業所で、訪問看護のみ介護報酬の支払実績が100万円を超えていた場合、訪問看護のみが対象となります。

※2 県から郵送する『計画通知書』は重要な書類です。1年間大切に保管してください。なお、公表対象サービスを実施する事業所のみに発送いたします。

2 手数料について

- 公表手数料（公表事務に関する費用）及び調査手数料（調査事務に関する費用）は、所定の納入通知書により、お近くの金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）でお支払いください。
- これらの手数料は、県における介護サービス情報の公表制度を円滑に運用するために、指定情報公表センター及び指定調査機関の運営費用として使われます。

注意

※ 平成29年度までは、既存の事業所に対して、7月初旬に計画通知書及び納入通知書等を送付し、調査票入力期限の約1～2カ月前に改めてお知らせを送付していましたが、平成30年度からは、調査票提出期限の1～2カ月前に計画通知書及び納入通知書等を送付します。そのため、例年と比べると手数料の支払時期が遅くなりますのでご承知おきください。

納入通知書は、『計画通知書』が入っている封筒に同封していますので、納入期限までに必ずお支払いください。

3 報告（調査票の提出）について

(1) 報告の内容（基本情報調査票と運営情報調査票）

	基本情報調査票	運営情報調査票
報告内容	事業所の名称、連絡先、人員体制、営業時間などの事業所の基本的な情報	事業所の実施サービスの内容に関する事項、運営状況に関する事項などの情報
報告対象事業所	公表の対象となる全ての事業所	公表の対象となる全ての事業所（※平成30年度に指定された事業所を除く。）

ポイント

<基本情報>

公表後に内容を修正することができますので、内容に変更があった場合は、適宜修正を行ってください。併せて変更の届出も必要な場合は、必ず県に対し変更届を提出してください。

<運営情報>

公表後に内容を変更することができませんのでご注意ください。

4 訪問調査について

- 平成30年度の訪問調査は、平成11年度、平成14年度、平成17年度、平成20年度、平成23年度、平成28年度～平成30年度に新規に指定を受けたサービスについて実施します。なお、訪問調査の有無については『計画通知書』にも記載しています。

【訪問調査が免除されるサービス】

- 調査対象サービスの中で第三者性がある評価機関により次のア～オに規定する評価を平成29年度（2017年4月1日～2018年3月31日）に受審した事業所にあっては、事業者自らサービスの質の向上に取り組んでいることから、情報公表制度に係る訪問調査の対象サービスから除外されます。計画通知書受領後、事業所自らの申出をもって申請することとし、申請がない場合は、計画に沿って訪問調査を行うことになります。

- ア 福祉サービス第三者評価
- イ 地域密着型サービス外部評価（実施回数緩和適用の事業所を含む）
- ウ 介護サービス評価
- エ 特定施設外部評価
- オ その他、公正、客観性があると県が認めた評価

注意

※平成29年度に「介護サービス情報の公表」制度に基づく調査を受けていたとしても、この調査によって今年度の訪問調査が免除となることはありませんので、ご注意ください。

- 公表に応じない業者への対応（介護保険法第115条の35）
 - 4 (略) 当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
 - 6 (略) 開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、(略) 許可を取り消し、又は期間を定めてその指定もしくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

1 介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の有効期間について

介護支援専門員として実務（居宅介護支援事業所管理者を含む）に継続して従事するためには、介護支援専門員証の更新を行い、有効期間内の介護支援専門員証を必ず所持していなければなりません。

○介護支援専門員証の更新後有効期間

更新前の有効期間満了日から5年間

また、主任介護支援専門員についても有効期間が設けられており、その更新には主任介護支援専門員更新研修の修了が必要です。

○主任介護支援専門員の有効期間

主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修の修了日から5年間

※ただし、次の者については有効期間に経過措置が設けられています。

平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者 平成31年3月31日まで

平成24年度から26年度に主任介護支援専門員研修を修了した者 平成32年3月31日まで

主任介護支援専門員の有効期間満了後は主任介護支援専門員としての業務には従事できなくなるほか、介護支援専門員証が失効した場合にも、主任介護支援専門員としても業務に就くことができなくなります。

なお、県や研修機関からは、個々の介護支援専門員に対して有効期間満了日や受講すべき研修の案内は行いませんので、各自で有効期間満了日の把握及び研修の計画的な受講をお願いします。

各研修の時期等、神奈川県からの情報発信は、神奈川県ホームページ「介護支援専門員のページ」によって行いますので、確認してください。

また、各事業所におかれましては、次の項目について徹底した管理をお願いします。

- ① 介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の有効期間満了日はいつか。
- ② 介護支援専門員証の更新に必要な研修を計画的に受講しているか。
- ③ 更新に必要な研修修了後、介護支援専門員証の更新手続きをしているか。

介護サービス事業者（法人）は、事業の適正な運営を確保するため、法令遵守等の業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出ることが義務付けられています。

業務管理体制の届出が行われていない場合、介護保険法第115条の32に違反し、法令違反となります。届出を行っていない事業者（法人）は、速やかに届け出てください。

1 事業者が整備する業務管理体制

- 介護サービス事業者（法人）は、指定又は許可を受けている事業所等の数に応じて、次のとおり業務管理体制を整備しなければなりません。

業務 管理体制 の内 容	③業務執行の状況の監査の実施 (「業務執行状況の監査」)		
	②業務が法令に適合することを確保するための規程の整備 (「法令遵守規程の整備」)		
	①法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(「法令遵守責任者の選任」)		
事業所 等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

注意

※事業所等の数には、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び地域密着型サービス事業所の数は含みますが、**病院等が行うみなし指定の事業所の数は含みませんので、みなし事業所のみの法人については届出の必要はありません。**

2 届出先

- 介護サービス事業者（法人）は、整備した業務管理体制の内容を、次の区分により関係行政機関へ届け出なければなりません。

区 分	届出先
(1)事業所等が2以上の都道府県 に所在する事業者	①事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所 在する事業者
	②事業所等が1又は2の地方厚生局管轄区域に所 在する事業者
(2)地域密着型サービス(介護予防を含む)事業のみを行う事業者であって、すべての 事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村
(3)事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者 ※ただし、事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者を除く。	都道府県
(4)事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市

注意

※事業所の新規指定、廃止等に伴い届出先に変更があった場合は、**変更前、変更後の
それぞれの関係行政機関に届出を行う必要があります。**

3 変更届について

- 次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、変更届を提出しなければなりません。
- 指定又は許可を受けている事業所数により、業務管理体制の整備の内容が変わります。新規事業所の指定を受けたときは、法人が整備すべき業務管理体制の内容に変更がないか確認してください。

【変更届出事項】

- 1 法人の種別、名称（フリガナ）
- 2 法人の主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- 3 法人代表者の氏名（フリガナ）、生年月日、住所、職名
- 4 事業所等の名称、所在地（※）
- 5 法令遵守責任者の氏名、生年月日
- 6 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（事業所等の数が20以上の法人のみ）
- 7 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所等の数が100以上の法人のみ）

※法人が運営する事業所等の数の増減により、整備する業務管理体制の内容に変更があった場合（例えば、事業所等の数が20未満から20以上100未満に変わった場合など）のみ、変更の届出が必要です。

【業務管理体制の整備の届出方法や変更届等の様式等について】

- 様式、記入要領、業務管理体制の概要は、以下に掲載しています。
「介護情報サービスかながわ」
 - ライブラリ（書式／通知）
 - 8. 各種届出（業務管理体制・老人福祉法の届出・生活保護法の届出）等
 - 業務管理体制の整備に係る届出
- (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=610&topid=20>)

注意

※厚生労働省や地方厚生局、指定都市、その他市町村に届出を行う場合の届出様式は、それぞれの行政機関にお問い合わせください。

4 業務管理体制整備の確認検査について

- 神奈川県では、事業者の業務管理体制の整備状況を検証するため、報告の徴収、事業者の本部・関係事業所等への立入検査などを実施しております。
- 立入検査において、問題点が確認された場合、必要に応じて行政上の措置（勧告、命令）を行うことがあります。

【検査の種類】

一般検査…届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、定期的（概ね6年に1回）に実施

[昨年度の実績]

- | | |
|--------|----------------------------------|
| ・実施時期 | 平成29年9月19日から10月18日 |
| ・実施方法 | 書面検査により実施 |
| ・対象事業者 | 200事業者（「介護情報サービスかながわ」内に対象事業者を掲載） |

・その他 「介護情報サービスかながわ」のメール配信により実施等を通知しますので、メールにご注意ください。

特別検査…指定介護サービス事業所等の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施（①業務管理体制の問題点を確認しその要因を検証、②指定等取消処分事案への組織的関与の有無を検証）

1 基本的考え方

- 介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の制度を継続するために、平成24年度から交付金を円滑に介護報酬に移行し、介護職員の賃金に充てることを目的に創設されたものです。
- 交付金を受けていた事業者・施設は、原則として交付金による賃金改善の水準を維持することが求められます。
- 平成27年度介護報酬改定の目的は次のとおりです。
介護保険事業者が介護職員の能力を向上させる取り組み及び雇用管理により一層改善する取り組みを実施することによって、介護職員は積極的に自分の能力を向上させ、キャリアアップを図ることに加えて、介護職員自身も研修等の機会を積極的に活用することによって自らの能力を高めることを、目的とします。
このような取り組みによって、介護職員の社会的・経済的評価が高まることが期待できることから、介護保険事業者に対してこれらの取組を一層促進してもらうように、加算の範囲が拡充されました。
- さらに、平成29年度の介護報酬改定においては、介護人材が職場に定着することが重要視されていること、そのためには介護保険事業者が昇給と結びついたキャリアアップの仕組みを示すことを目的とし、これらの取り組みを実施した介護保険事業者に対して、更なる加算の拡充を行うこととされました。

2 平成30年度介護報酬改定における主な改正点

- 介護職員処遇改善加算（IV）及び加算（V）について、要件の一部を満たされない事業所に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、加算の取得率や報酬体系の簡素化の観点から、廃止することとします。その際、一定の経過措置期間（※）を設けます。

（※）経過措置期間については、今後決定されます。

3 加算率等

(1) 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%		
・(介護予防) 訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%	加算Ⅲにより算出した単位(1単位未満の端数四捨五入)×0.9	加算Ⅲにより算出した単位(1単位未満の端数四捨五入)×0.8
・通所介護 ・地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防) 通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%		

・ (介護予防) 認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%	
・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	
・ 看護小規模多機能型居宅介護				
・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%	
・ 介護老人福祉施設				
・ 地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%	
・ (介護予防) 短期入所生活介護				
・ 介護老人保健施設				
・ (介護予防) 短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%	
・ 介護療養型医療施設				
・ (介護予防) 短期入所療養介護(病院等(老健以外))	2.6%	1.9%	1.0%	

(2) 加算算定対象外サービス

サービス区分	加算率
・ (介護予防) 訪問看護 ・ (介護予防) 訪問リハビリテーション ・ (介護予防) 福祉用具貸与 ・ 特定(介護予防) 福祉用具販売 ・ (介護予防) 居宅療養管理指導 ・ 居宅介護支援 ・ 介護予防支援	0%

(3) キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分

区分	算定要件	要件適合状況 (○=適合、×=不適合)			加算額の算定方法
		パターンA	パターンB	パターンC	
I	キャリアパス要件 I	○			地域単価×介護報酬総単位数（基本単位+各種加算減算）×サービス区分別の加算Iの加算率
	キャリアパス要件 II	○			
	キャリアパス要件 III	○			
	職場環境等要件	○			
II	キャリアパス要件 I	○			地域単価×介護報酬総単位数（基本単位+各種加算減算）×サービス区分別の加算IIの加算率
	キャリアパス要件 II	○			
	キャリアパス要件 III	×			
	職場環境等要件	○			
III	キャリアパス要件 I	○	×		地域単価×介護報酬総単位数（基本単位+各種加算減算）×サービス区分別の加算IIIの加算率
	キャリアパス要件 II	×	○		
	キャリアパス要件 III	×	×		
	職場環境等要件	○	○		
IV	キャリアパス要件 I	○	×	×	地域単価×介護報酬総単位数（基本単位+各種加算減算）×サービス区分別の加算IIIの加算率×0. 9
	キャリアパス要件 II	×	○	×	
	キャリアパス要件 III	×	×	×	
	職場環境等要件	×	×	○	
V	キャリアパス要件 I	×	×	×	地域単価×介護報酬総単位数（基本単位+各種加算減算）×サービス区分別の加算IIIの加算率×0. 8
	キャリアパス要件 II	×	×	×	
	キャリアパス要件 III	×	×	×	
	職場環境等要件	×	×	×	

Q & A（平成29年3月22日版）

問1 賃金改善を行う方法としてどのような記載が適切か。

(答)

①賃金改善とみなすことができる記載

基本給のベースアップ、定期昇給、手当、賞与、一時金、賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分 等

なお、基本給による賃金改善が望ましいとされています。

②賃金改善とみなすことができない記載

福利厚生費、退職手当、職員の増員、交通費、研修費、資格取得費用（テキスト購入等）、健康診断費、講習会受講料 等

問2 法人の役員が介護業務を行っている場合、加算対象となるのか。

(答)

法人の役員であっても、介護職員の業務に従事している場合には対象となります。ただし、この場合、この役員に役員報酬ではなく「給与」が支払われており、人事配置表（「介護職員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」）の中に「介護職員」と記載されている必要があります。

問3 一部の介護職員を対象としない（例：一時金で処遇改善を行う場合、「一時金支給日まで在籍している者のみに支給する（支給日前に退職した者には全く支払われない）」）ことは可能か。

(答)

加算の算定要件は「賃金改善額が加算額を上回る」ことであり、事業所（法人）全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能です。

ただし、あらかじめ賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、賃金改善額等について計画書等に明記し、全ての介護職員に周知してください。

また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面を用いる等の方法により分かりやすく説明してください。

問4 賃金改善実施期間はどのように設定すればよいのか。

(答)

原則4月（年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月）から翌年の3月までとなります。次の条件を満たす期間の中で選択することもできます。

- ・月数は加算算定月数と同じであること。
- ・当該年度における最初の加算対象月（年度当初より加算を算定する場合は4月）から当該年度における最終の加算支払月の翌月（翌年6月）までの間の任意の連続する月である場合。
- ・各年度において実施期間が重複していないこと。

問5 実績報告時において賃金改善額が加算額を下回りそうな場合、どのように対応すべきか。

(答)

賃金改善額が加算額を下回ることは想定されないため、一時金や賞与としての支給により、賃金改善額が加算額を上回るようにしてください。

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月1日から、介護福祉士及び一定の研修を終了した介護職員等は、診療の補助として喀痰吸引等の「医療的ケア」を行うことを業とすることが可能になりました。

1 介護職員等による喀痰吸引等

(対象となる医療行為)

- たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- 経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

※実際に介護職員等が実施できるのは、県知事の認定を受けた上記行為の一部又は全部です。

(実施できる者)

医師の指示、看護師等との連携の下において、

- 認定特定行為業務従事者

(具体的には、一定の研修(社会福祉士及び介護福祉士法に定める「喀痰吸引等研修」等)を修了し、県知事が認定したホームヘルパー等の介護職員、介護福祉士、特別支援学校教員、経過措置対象者等)

- 介護福祉士

(介護福祉士登録証に実地研修を修了した喀痰吸引等行為が附記されていること)

(実施される場所)

- 特別養護老人ホーム等の施設

- 在宅(訪問介護事業所等からの訪問)

} などの場において、認定特定行為業務従事者による喀痰吸引等は登録特定行為事業者により、介護福祉士による喀痰吸引等は登録喀痰吸引等事業者(注)により行われる。

【たん吸引等に関するQ&A(その1)】

(Q) 現在、介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員(ヘルパー等)は全てたん吸引等の研修(喀痰吸引等研修)を受けて認定されなければならないのですか。

(A) すべての人が受ける必要はありません。ただし、現在勤務している事業者や施設が登録事業者となり、たんの吸引等の業務に従事していく場合には、認定を受ける必要があります。また、認定を受けていなければ、たんの吸引等が行えないことは言うまでもありません。

(Q) 介護職員実務者研修等において、医療的ケアの科目を履修しましたが、「実地研修を除く」類型となっています。その場合、認定特定行為業務従事者となることはできますか。

(A) 介護職員実務者研修等(社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校)において医療的ケアの科目を履修した者であっても、実地研修を除く類型で履修を完了した場合、それだけでは認定特定行為業務従事者として認定を受けることや喀痰吸引等業務を行うことはできません。(介護職員実務者研修等実施機関ごとに実地研修を含む類型の受講が可能であるか否か異なりますので、確認することをお勧めします。)その場合、改めて登録研修機関等により必要となる実地研修を履修したのち、認定特定行為業務従事者として認定を受けてください。

2 登録特定行為事業者、登録喀痰吸引等事業者

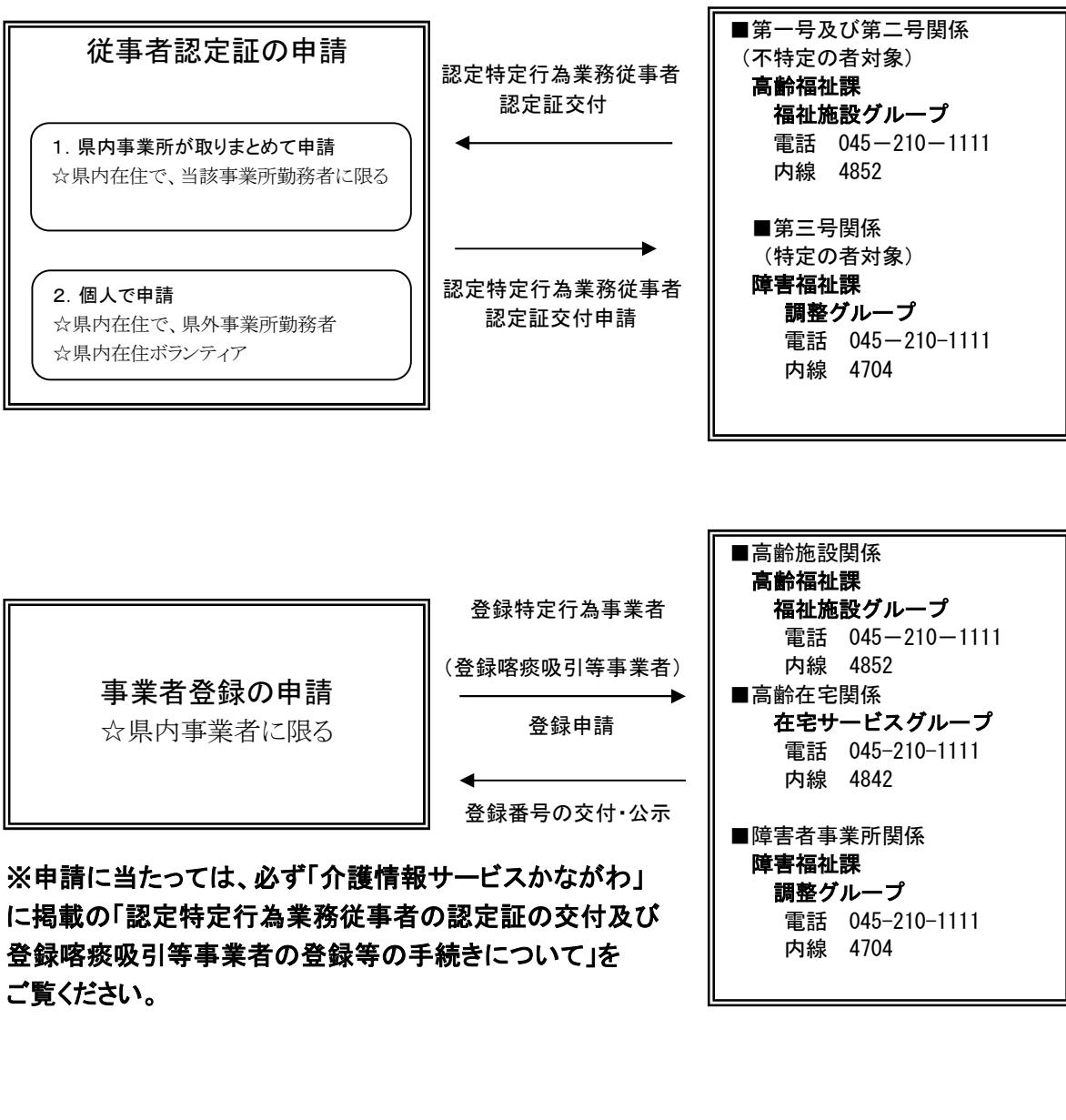
- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに県知事に申請し、登録を受けることが必要です。

<対象となる施設・事業所等の例>

- 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
○ 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
○ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)・特別支援学校
※ 医療機関は対象外です。

<認定特定行為業務従事者の認定申請及び登録特定行為事業者の登録申請の流れ>

※平成28年度より申請窓口が変更になりました。ご注意ください。



【たん吸引等に関するQ&A(その2)】

- (Q) 事業所は全て登録特定行為事業者(登録喀痰吸引等事業者)となる必要がありますか。
- (A) すべての事業所や施設が登録事業者となる必要はありません。ただし、当該事業所等において認定特定行為業務従事者や介護福祉士にたんの吸引等の提供を行わせる場合には登録が必要となります。

3 登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関は県知事に申請し、登録を受けることが必要です。(全ての要件に適合している場合は登録)

【登録の要件】

- ☆基本研修、実地研修を行うこと
- ☆医師・看護師等が講師として研修業務に従事(准看護師は対象外)していること。
- ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合していること
- ☆具体的な要件については省令で定めている

- 『喀痰吸引等研修』のカリキュラムは「講義+演習+実地研修」、類型は次の3種類です。
- ・第1号研修(不特定多数の者対象・喀痰吸引等の各行為(5行為)全てについて実地研修を修了する類型)
 - ・第2号研修(不特定多数の者対象・喀痰吸引等の各行為(5行為)のうち、任意の行為について実地研修を修了類型)
 - ・第3号研修(特定の者対象、対象者(行為)ごとに実地研修について再受講が必要)

【たん吸引等に関するQ&A(その3) 研修関係～特定の者対象(省令第3号研修)】

- (Q) 特定の者を対象とする研修については、当初、対象となる者(行為)が存在することが前提となるのですか。

また、対象者が存在しない場合においても予め「喀痰吸引等研修の課程のうち、講義及び(評価を伴わない)シミュレーター演習」のみを受講しておいたのち、対象者に対し喀痰吸引等行為が必要である事態が生じた時点で現場演習及び実地研修を受講することは可能ですか。

- (A) 登録研修機関(特定の者対象～省令第3号研修)において基本研修のうち、予め8時間の講義+(評価を伴わない5種類の)シミュレーター演習を受講することは可能です。

ただし、登録研修機関等においては、上記の取扱いを行う場合、次の条件が必要になります。

- ① 相当期間経過したのちの研修(現場演習+実地研修)受講となるが、研修初回であることから研修時の事故回避の観点からも簡易なシミュレーター等を用いての現場演習は必須であり、指導看護師から現場演習において一連の行為が問題なく行えると評価を受けたのち、対象者に対し直接行為を行う「実地研修」に移ること。
- ② ①の取扱いにより研修を実施する場合においても、初回受講については「講義+(評価を伴わない5種類の行為)シミュレーター演習」に加え、相当期間経過した後において「(特定の行為)の簡易なシミュレーター等を用いての評価を伴う現場演習+対象者に対する特定の行為を直接行う実地研修」までを当初受講した登録研修機関において

責任を持って修了させることとする。(ただし現場演習+実地研修については受講生の所属する事業所等への委託も可能である。その場合、登録研修機関として実地研修先から研修実施責任者や指導責任者等を記した承諾書を得ておくことが必要)

③ なお、上記①、②の取扱いによらず、登録研修機関等において事故回避等の責任上上記のカリキュラムの分離を認めない取扱いをすることを何ら妨げるものではないことを申し添える。

(Q) 特定の者対象(省令第3号)研修について当初全課程を修了した者が、新たな対象者や行為を行う場合の取扱いについて実地研修からの受講が必要であると承知していますが、現場演習の取扱いは具体的にはどのようになるのですか。

(A) 当初、特定の者対象(省令第3号)研修を全課程修了した者については、国の要綱上、実地研修からの受講が必要となるが、その際に現場演習を行ったうえで対象者に対し直接行為を行う実地研修に移ることは望ましいことといえます。

また、国研修実施要綱では、基本の研修カリキュラムを示していますが、全課程を受講した者であっても、登録研修機関等がその責任上、安全性を担保するうえで現場演習を実施すること及び評価を行うことを妨げるものではありません。

なお、受講生はそれぞれの研修実施先のカリキュラムが国の実施要綱に準拠していることを確認の上、各実地研修先に問い合わせ、受講先を選択することができます。

【登録の要件】

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

(注) 登録特定行為事業者と登録喀痰吸引等事業者では、次のとおり要件に違いがあります。

- ・登録特定行為事業者⇒喀痰吸引等は、実地研修を修了した認定特定行為業務従事者に行わせること。
- ・登録喀痰吸引等事業者⇒喀痰吸引等は、実地研修を修了した介護福祉士に行わせること。また、実地研修を修了していない介護福祉士等に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修を行うこと。

※本県では、登録喀痰吸引等事業者の登録を平成29年7月から開始しました。

☆具体的な要件については省令で定めている

※登録特定行為事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備

【各種申請の様式・申請方法等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

－ライブラリ(書式／通知)

－14. 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=23>)

4 咳痰吸引等研修支援事業について

- 県では、喀痰吸引等を要する対象者の増加に対応するため、平成27年度より「喀痰吸引等研修支援事業」を実施することにより、医療的ケアを担う介護職員の養成に係る課題を解消し、研修の円滑な実施を図ることになりました。
- 指定都市、中核市を含む県全域を対象としています。
- 事業実施にかかる問い合わせ先

高齢福祉課在宅サービスグループ(電話:045-210-4824)まで

喀痰吸引等研修支援事業の内容

(1) 実地研修先の確保

他法人の受講者の実地研修を受け入れた事業所・施設に対し、協力金を支払います。

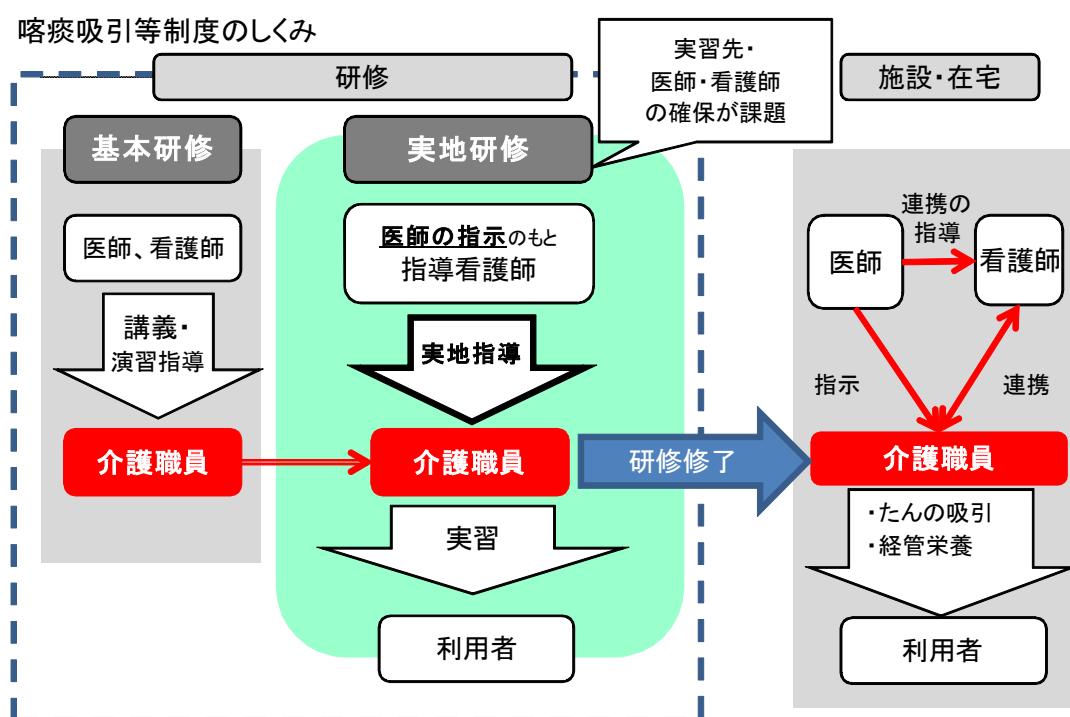
(2) 指導看護師の確保

他法人の受講生を指導する指導看護師に対して、謝金を支給します。

(3) 看護師・介護職員に対する研修の実施

既に喀痰吸引等研修を受けている介護職員等に対して業務の不安解消、技術の向上等を目的としフォローアップ研修を実施します。

<参考>



(県記者発表資料より抜粋)

【経過】

○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法と表記。）」が平成18年に施行されてから、12年が経過しました。

【現状】

○法の周知や高齢化の進展により、高齢者虐待の相談・通報件数や、虐待認定件数は、年々増加しています。特に養介護施設従事者等による高齢者虐待については、昨今、深刻な事案が複数報道され、本県でも深刻な状況が顕在化しています。

【法の趣旨】

○高齢者虐待防止法第5条において、「養介護施設従事者等の高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」とされています。高齢者の権利を擁護し、高齢者が安心して過ごせる環境を提供すべき養介護施設や養介護事業における高齢者虐待の発生は、決してあってはならないことであり、養介護施設従事者等の方々は、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならぬという法の趣旨や内容を十分理解することが不可欠です。

【厚生労働省老健局長通知】

○国は平成30年3月28日、高齢者虐待の再発防止、未然防止に向けた体制整備に取り組むよう厚生労働省老健局長通知「平成28年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199819.html>)を発出しました。

【局長通知の要点】**●1 高齢者虐待への対応及び養護者支援の適切な実施**

- (1) 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた要因等の分析を行い、各地域の実情に応じた未然防止に向けた取組を検討・実施。
- (2) 平成29年度に改訂した国のマニュアル等も参考に市町村等の高齢者虐待に関する体制を着実に整備。

●2 高齢者虐待における重篤事案の事後検証及び再発防止

高齢者虐待による重篤事案について、事前の相談・通報の有無に関わらず、可能な限り情報を収集し、個々の事例における要因や課題等に関する事後の検証を行い、再発防止に向けた取組を検討・実施。

※事後検証に当たっては、国の補助事業で認知症介護研究・研修仙台センターが平成29年度に作成した「高齢者虐待における重篤事案～特徴と検証の指針～」等を活用。

●3 高齢者権利擁護等推進事業の活用

都道府県において、上記の1及び2を踏まえた取組を進めるため、高齢者権利擁護等推進事業を活用した市町村の取組を支援。

1 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

- 「高齢者」とは、65歳以上の者と定義。
- 「養護者による高齢者虐待」「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義。
- 次の5つの類型を「虐待」と定義
「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」

※身体拘束は介護保険事業者・施設指定基準において、原則として禁止されています。緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は、全て高齢者虐待に該当する行為とされています。

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止と早期発見

(1) 平成28年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数

	神奈川県	全国
相談通報件数	117件	1,723件
虐待と判断した件数	41件 (35.0%)	452件 (26.2%)

(2) 相談・通報者内訳(全国)

※複数回答。構成割合は、相談・通報者の合計人数に対するものです。

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	当該施設管理者等	医師等	介護支援専門員	地域包括支援センター	都道府県	警察	その他・不明
人数	36	350	464	164	244	63	80	64	50	34	435
割合	1.8%	17.6%	23.4%	8.3%	12.3%	3.2%	4.0%	3.2%	2.5%	1.7%	22.0%

相談・通報者のうち、当該施設職員、管理者等が 35.7 %、元職員が 8.3%、合計44.0 %です。養介護施設従事者による高齢者虐待の発見に重要な役割を果たしています

(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

① 組織としての虐待の未然防止・早期発見のための体制づくり

高齢者虐待に至る原因は多岐に渡りますが、その原因を職員個人の問題とはせず、組織として課題をとらえ取り組むことが大切です。

リスクマネジメントの見地や職員が燃え尽きないためにも、日ごろの業務の中で悩みや相談を受け止めたり、介護技術に対してアドバイスができる体制を整備するとともに、職員の労働条件の改善にも留意する必要があります。(平成21年3月「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」P40～41)

② 通報等による不利益取扱いの禁止

ア 通報義務

高齢者虐待防止法において通報義務は、養介護施設における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図り、高齢者の尊厳の保持の理念のもとサービスの質の確保や向上に資するために設けられています。

イ 守秘義務との関係

養介護施設従事者等が高齢者虐待の相談や通報を行うことは「守秘義務違反」になりません(第21条第6項)。

ウ 公益通報者保護

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等を理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されています(第21条第7項)。

また、「公益通報者保護法」においても、労働者が事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

③ 施設職員のスキルアップのため研修等の紹介

ア 研修教材「高齢者の権利擁護に関する研修プログラム」

平成21年に県が作成した「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」の内容をパワーポイントで学べる研修プログラムを作成しました。県高齢福祉課のホームページからダウンロードできます。施設内研修にご活用ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3673/> (神奈川県高齢福祉課)

イ 平成30年度 神奈川県認知症介護基礎研修

県では、平成28年度から、国の要綱に基づき、認知症介護の基礎的な知識・技術を身につけるための認知症介護基礎研修を年4回実施しています。介護の仕事が初めての方や、保有資格のない方向けの研修です。スケジュールは介護情報サービスかながわでご確認ください。

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=835&topid=21>

3 養護者による高齢者虐待の早期発見

(1) 平成28年度の養護者による高齢者虐待の件数

	神奈川県	全国
相談・通報件数	1,326件	27,940件
虐待と判断した件数	902件 (68.0%)	16,384件 (58.6%)

(2) 相談・通報者内訳(全国)

※複数回答。構成割合は、相談・通報者の合計人に対するものです。

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者本人	当該市町村行政職員	警察	その他・不明
人数	11,010	1,486	1,116	879	2,317	2,768	435	1,957	6,438	2,120
割合	36.1%	4.9%	3.7%	2.9%	7.6%	9.1%	1.4%	6.4%	21.1%	7.0%

相談・通報者の 36.1%が、介護支援専門員・介護保険事業所職員です。
養護者による高齢者虐待の発見において重要な役割を果たしています。

(3) 養護者による高齢者虐待の早期発見

①観察によって早期発見を

高齢者が介護保険サービスを利用している場合、担当の介護支援専門員や介護保険事業所職員は、高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面の変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

②協力して対応を

介護保険サービスでは、様々な職種が協力して、一人の高齢者を支えています。

虐待が疑われる事例などは、サービス担当者会議を開催するなどして、様々な職種が関わり、高齢者を介護する養護者を支援していくことが非常に重要です。

③養護者による高齢者虐待の早期発見と通報

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。（第5条）

また、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。（第7条第1項）第1項に定める場合のほか、養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければならない。

（第7条第2項）

この場合の通報は、守秘義務違反にはなりません。（第7条第3項）。

④ やむを得ない事由による措置

高齢者虐待防止法の第9条第2項により、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合、高齢者を一時的に保護するため、老人福祉法第11条等の措置を、市町村は行います。ご協力をお願いします。

4 神奈川県内の高齢者虐待相談・通報窓口

- 「県内市町村窓口一覧」を次ページと下記のアドレスで紹介しています。
- 「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」も同アドレスでご覧いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3673/>

未然防止の体制づくりに役立ちます。
事後対応や再発防止についても紹介しています。

(参考資料)高齢者虐待相談・通報窓口 (各市町村の高齢者虐待相談窓口)

○各市町村の高齢者虐待相談窓口

平成30年4月1日現在

市町村名	窓口担当課		電話	FAX
横浜市	養護者	鶴見区	高齢者支援担当	045-510-1775
		神奈川区	高齢者支援担当	045-411-7110
		西区	高齢担当	045-320-8410
		中区	高齢・障害支援課	045-224-8167~8169
		南区	高齢・障害支援課	045-341-1139
		港南区	高齢者支援担当	045-847-8415
		保土ヶ谷区	高齢者支援担当	045-334-6328
		旭区	高齢者支援担当	045-954-6125
		磯子区	高齢・障害支援課	045-750-2417~2419
		金沢区	高齢者支援担当	045-788-7777
		港北区	高齢者支援担当	045-540-2327
		緑区	高齢者支援担当	045-930-2311
		青葉区	高齢者支援担当	045-978-2449
		都筑区	高齢支援担当	045-948-2306
		戸塚区	高齢者支援担当	045-866-8439
		栄区	高齢者支援担当	045-894-8415
		泉区	高齢事業担当	045-800-2434
		瀬谷区	福祉保健相談係	045-367-5731
	養介護施設従事者	健康福祉局介護事業指導課		045-671-2356
		健康福祉局高齢施設課		045-671-3661
川崎市	養護者	川崎区	高齢者支援係	044-201-3080
		大師地区	高齢・障害担当	044-271-0157
		田島地区	高齢・障害担当	044-322-1986
		幸区	高齢者支援係	044-556-6619
		中原区	高齢者支援係	044-744-3217
		高津区	高齢者支援係	044-861-3255
		宮前区	高齢者支援係	044-856-3242
		多摩区	高齢者支援係	044-935-3266
		麻生区	高齢者支援係	044-965-5148
	施設	健康福祉局高齢者事業推進課		044-200-2910
			044-200-3926	
相模原市	養護者・施設	緑高齢者相談課		042-775-8812
		中央高齢者相談課		042-769-8349
		南高齢者相談課		042-701-7704
		城山保健福祉課		042-783-8136
		津久井保健福祉課		042-780-1408
		相模湖保健福祉課		042-684-3215
		藤野保健福祉課		042-687-5511
	施設	高齢政策課		042-707-7046
横須賀市	養護者・施設	高齢者虐待防止センター		046-822-4370
				046-827-3398

市町村名		窓口担当課	電話	FAX
平塚市	養護者・施設	高齢福祉課	0463-21-9621	0463-21-9742
鎌倉市	養護者	高齢者いきいき課いきいき福祉担当	0467-61-3899	0467-23-7505
	施設	高齢者いきいき課介護保険担当	0467-61-3950	
藤沢市	養護者・施設	地域包括ケアシステム推進室	0466-50-3523	0466-50-8412
小田原市	養護者・施設	高齢介護課	0465-33-1864	0465-33-1838
茅ヶ崎市	養護者・施設	高齢福祉介護課	0467-82-1111	0467-82-1435
逗子市	養護者・施設	高齢介護課	046-873-1111	046-873-4520
三浦市	養護者・施設	高齢介護課	046-882-1111	046-882-2836
秦野市	養護者	高齢介護課在宅高齢者支援担当	0463-82-7394	0463-84-0137
	施設	高齢介護課介護保険担当	0463-82-9616	0463-84-0137
厚木市	養護者	介護福祉課高齢者支援係	046-225-2220	046-221-1640
	施設	介護福祉課介護給付係	046-225-2240	046-224-4599
大和市	養護者	高齢福祉課	046-260-5613	046-260-1156
	施設	介護保険課	046-260-5170	046-260-5158
伊勢原市	養護者・施設	介護高齢課	0463-94-4711	0463-94-2245
海老名市	養護者・施設	高齢介護課	046-235-4951	046-231-0513
座間市	養護者・施設	介護保険課	046-252-7084	046-252-8238
南足柄市	養護者	高齢介護課地域包括支援班	0465-74-3196	0465-74-6383
	施設	高齢介護課高齢介護班	0465-73-8057	0465-74-0545
	夜間	夜間は市役所代表	0465-74-2111	
綾瀬市	養護者・施設	高齢介護課	0467-70-5633	0467-70-5702
葉山町	養護者・施設	福祉課	046-876-1111	046-876-1717
寒川町	養護者・施設	高齢介護課	0467-74-1111	0467-74-5613
大磯町	養護者・施設	福祉課	0463-61-4100	0463-61-6002
二宮町	養護者	健康づくり課	0463-71-3311	0463-73-0134
	施設	福祉保険課	0463-71-3311	0463-73-0134
中井町	養護者・施設	健康課	0465-81-5546	0465-81-5657
大井町	養護者・施設	介護福祉課	0465-83-8011	0465-83-8016
松田町	養護者・施設	福祉課	0465-83-1226	0465-44-4685
山北町	養護者	福祉課	0465-75-3644	0465-79-2171
	養護者・施設	保険健康課	0465-75-3642	
開成町	施設	保険健康課	0465-84-0320	0465-85-3433
	養護者	福祉課	0465-84-0316	0465-85-3433
箱根町	養護者・施設	福祉課	0460-85-7790	0460-85-8124
		箱根町地域包括支援センター	0460-85-3002	0460-85-3003
真鶴町	養護者・施設	健康福祉課	0465-68-1131	0465-68-5119
湯河原町	養護者・施設	介護課	0465-63-2111	0465-63-2384
愛川町	養護者・施設	高齢介護課	046-285-2111	046-286-5021
清川村	養護者・施設	保健福祉課	046-288-3861	046-288-2025

○神奈川県

神奈川県	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	045-210-1111(内4848)	045-210-8874
------	-------------------	---------------------	--------------

急速に高齢化が進む中で、ますます介護ニーズが増加する一方、介護従事者の人材確保が厳しい状況にあります。

そこで、神奈川県では、介護従事者がやりがいと誇りをもって仕事ができるよう、介護従事者への社会的な評価の向上を目指し、介護の仕事の素晴らしさをアピールするため、神奈川発の「かながわ感動介護大賞」を平成24年度に創設し、取組みを進めています。

- ◆介護の現場は、苦労も多いですが、そうした中にも小さな感動があり、その積み重ねが「やりがい」につながる現場もあります。
- ◆介護保険事業に携わる皆さんには、小さな感動など、日ごろから沢山あって、応募するほどのことではないと思っていませんか？
- ◆ちょっと嬉しかった出来事なども職員間で共有することで、疲れも和らぎ、次なるパワーが沸いてくることもありますし、こうした取組を「ビタミン剤」と呼んでいる事業所もあるようです。
- ◆エピソードを広く紹介することによって、介護の仕事の魅力を伝え、皆さま方とともに介護現場を盛り上げていきたいので、ご応募お待ちしています。

○ 事業内容

介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソード（感動介護エピソード）を募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者や、対象となった介護従事者や施設等を表彰します。

○ 今後のスケジュール（予定）

- ・ 7月31日 第7回感動介護エピソードの応募締切り
※ 感動介護エピソードは随時募集していますが、締切日以降の応募は、次年度選考の対象となります。
- ・ 11月4日 表彰式の実施
- ・ 平成31年2月以降 感動介護エピソード作品集の配布



【問合せ先】

神奈川県福祉子どもみらい局 高齢福祉課 感動介護大賞担当 電話045（210）4835

生活保護法による介護扶助は、生活保護法により指定された指定介護機関に委託して行われます。

<平成26年7月1日以降に介護保険法により指定された事業所>

別段の申出(注1)がない限り、生活保護法の指定があつたものとみなされます。また、指定の取消し、廃止についても介護保険法による指定の効力と連動します(みなし指定)が、それ以外の事項(注2)に関する届出(変更等)が必要です。

(注1)生活保護法による指定を不要とする場合は、介護保険法の各指定権者から案内される申出書にその旨記載しご提出ください。提出は、介護保険法の規定による指定又は開設許可日までです。

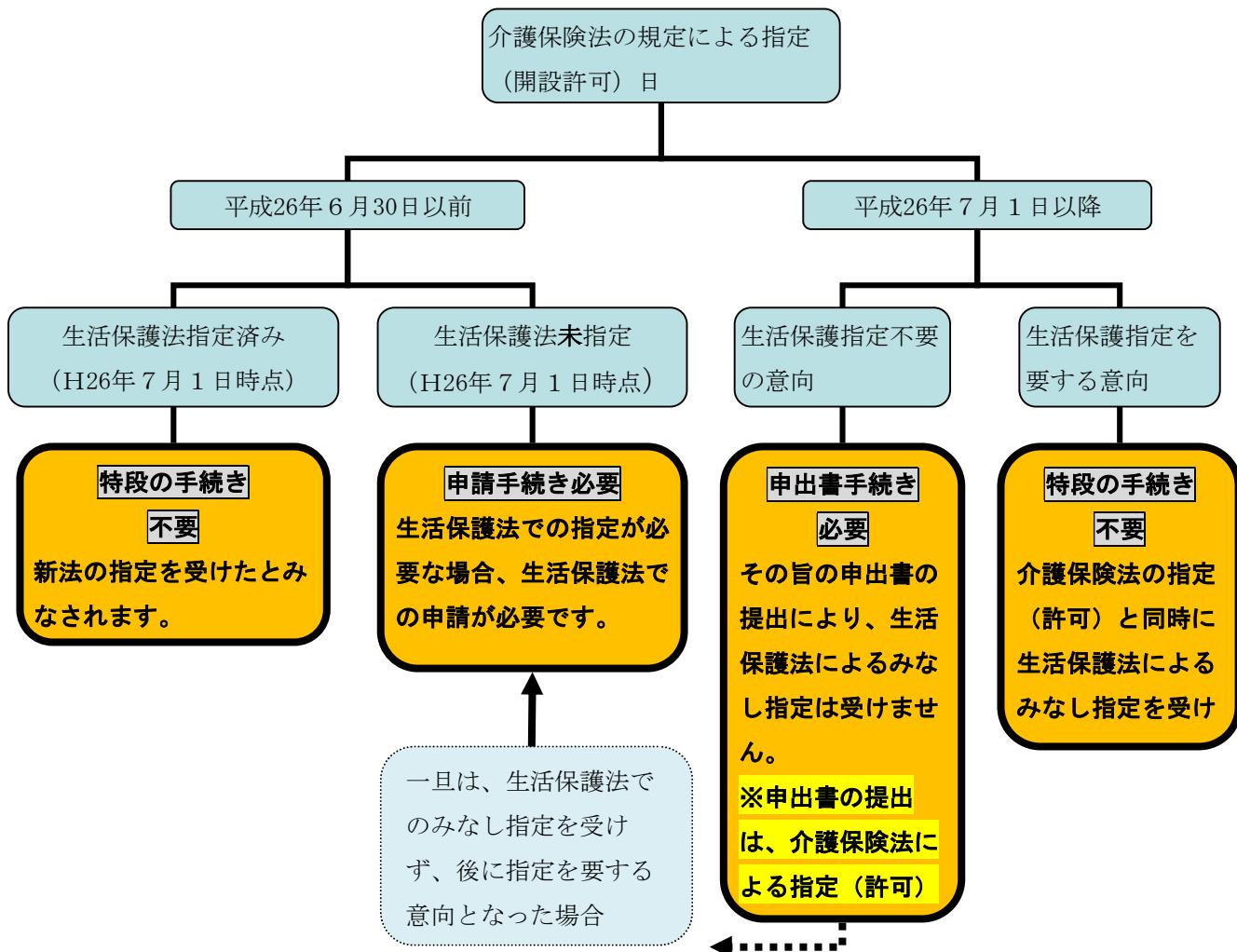
(注2)介護保険法による指定とは違い、6年毎の更新手続きは不要です。

<平成26年6月30日以前に介護保険法で指定されたが、生活保護法での指定のない事業所>

介護保険法によるみなし指定の対象とはなりません。生活保護法での指定を受ける場合は、別途申請(注3)が必要です。

(注3)申請書等の様式は、神奈川県ホームページからダウンロードできます。

神奈川県ホームページwww.pref.kanagawa.jp >健康・福祉・子育て>生活保護・ホームレス支援>
生活保護について>生活保護法による指定介護機関について>指定介護機関の申請手続き



40歳以上65歳未満の被保険者以外の生活保護受給者への介護サービスについて

40歳以上65歳未満の介護保険被保険者以外の生活保護受給者への介護サービス提供については、障害福祉サービス優先活用の原則がありますので、居宅サービス計画作成にあたり十分留意してください。

【他法他施策(障害福祉サービス)優先の原則】

生活保護受給者は、国民健康保険に加入できないため、40歳以上65歳未満の生活保護受給者は社会保険加入者及び被扶養者を除き医療保険未加入者であり、介護保険の被保険者となりません。

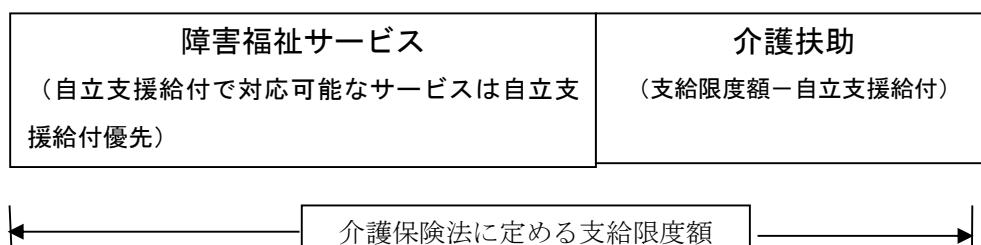
介護保険被保険者以外の40歳以上65歳未満の生活保護受給者で介護保険法施行例第2条各号の特定疾病により要介護状態等にある者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付等の障害福祉サービスが、生活保護法による介護扶助に優先されるため、自立支援給付等の活用が可能な場合は、その優先的な活用を図ったうえで、なお介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合において、要介護状態に応じ介護扶助を受けることとなります。

○生活保護法による介護扶助の適用が可能な場合(40歳以上65歳未満の被保険者以外の者)

- (1)給付を受けられる最大限まで障害者施策を活用しても、要保護者が必要とするサービス量のすべてを賄うことができないために、同内容の介護サービスにより、その不足分を補う場合
- (2)障害者施策のうち活用できる全ての種類のサービスについて最大限(本人が必要とする水準まで)活用している場合において、障害者施策では提供されない内容の介護サービスを利用する場合

【介護扶助の給付限度額】

被保険者以外の者の介護扶助(居宅介護及び介護予防)の給付に係る給付上限額は、介護保険法に定める支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額となります。



ただし、常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い障害者などの場合で、介護扶助の支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額の範囲内では、必要な量の介護サービス(自立支援給付等によるサービスには同等の内容のものがない介護サービス(訪問看護等)を確保できないと認められるときは、例外的に、介護扶助の支給限度額の範囲内を上限として、介護扶助により必要最小限度のサービス給付を行うことは差し支えないこととされています。

なお、自立支援給付を受けるためには障害者手帳の取得が必要となることから、福祉事務所では被保険者以外の生活保護受給者が障害者手帳を取得していない場合は、まず手帳取得の可否の判断を行い、障害者手帳の取得が可能であれば、自立支援給付の優先適用について検討していくこととなっています。居宅サービス計画作成にあたり福祉事務所と十分に連携をはかってください。

生活保護法に関する問合せ先

生活援護課生活保護グループ (045)210-1111(代) 内4916

1 離職介護人材届出制度の開始及び再就職準備金貸付制度について

(1) 離職介護人材届出制度の開始について

平成29年4月から、社会福祉法の改正により、社会福祉事業等に従事していた介護福祉士の資格を有する者が離職した場合には、都道府県福祉人材センターに住所、氏名等の届出をすることが努力義務化されました。

介護福祉士の有資格者の他、次の研修修了の資格を有する職員が退職する際にも、介護福祉士等の届出サイト「福祉のお仕事」から届出を行ってください。また、かながわ福祉人材センターのホームページ「介護福祉士人材バンク」及び「介護人材登録バンク」への登録でも対応できることについて、周知をお願いします。

- ・介護職員初任者研修修了者
- ・訪問介護員養成研修1級課程、2級課程修了者
- ・介護職員基礎研修修了者
- ・介護職員実務者研修修了者

「福祉のお仕事」ホームページ <http://www.fukushi-work.jp/todokede/>

かながわ福祉人材センターホームページ <http://www.kfjc.jp/>

なお、事業者においては、介護福祉士が離職しようとする場合、届出が適切に行われるよう促すことが努力義務とされています。

(2) 離職した介護人材の再就職準備金の貸付制度について

介護の実務経験を有する者が、県内の介護職員処遇改善加算を算定した事業所又は施設に介護職員等として再就職が決定（内定を含む）した場合に、再就職のための準備金（上限40万円）を貸付する制度を開始しています。再就職者の採用をした際には、制度の案内をお願いします。

【対象者】介護職員等としての実務経験を1年以上有し、離職後の期間が1年以上の者

【返還免除】県内の介護事業所又は施設に継続して2年間従事した場合、貸付金の返還が免除になります。

問合せ先：かながわ福祉人材センター 電話045-312-4816

2 介護福祉士国家試験の受験資格及び実務者研修受講資金貸付制度について

(1) 実務者ルートによる介護福祉士国家試験の受験資格について

平成28年度の国家試験から、実務者ルートによる介護福祉士国家試験の受験資格に「実務者研修」の修了が加わっています。

実務経験3年以上だけでは受験できませんので、計画的に「実務者研修」を受講し、国家試験に備えるよう、職員に周知をお願いします。

○実務者研修実施機関については神奈川県ホームページに一覧を掲載しています。

「神奈川県の社会福祉士・介護福祉士養成施設及び介護職員実務者研修施設情報」

○介護福祉士国家試験については、社会福祉振興・試験センターにお問合せください。

社会福祉振興・試験センター 試験室 03-3486-7521

(2) 実務者研修受講資金貸付制度について

実務者研修を受講する者で次のいずれかに該当する者を対象に、受講資金の貸付を行っています。職員へ周知いただきますようお願いします。

○県内において介護業務に従事している者

- 3年以上の実務経験を有し、県内に住民登録する者
- 3年以上の実務経験を有し、県内の実務者研修施設に在学する者
- 実務者研修修了後、一定期間内に介護福祉士国家試験を受験して介護福祉士の資格を取得し、その後県内で2年間継続して介護福祉士として介護業務に従事した場合、貸付金の返還が免除されます。

問合せ先：神奈川県社会福祉協議会福祉人材センター 電話 045-312-4816

3 介護職員研修受講促進支援事業費補助及び介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助について

(1) 「介護職員研修受講促進支援事業費補助金」について

研修を受講する従業者を支援する介護事業者に補助します。

<平成30年度の変更点>

- 従業者が介護福祉士ファーストステップ研修を受ける際の代替職員の費用も補助の対象になりました。

【補助額】

○介護職員初任者研修

- ・受講料補助 1人につき上限24,000円
- ・代替職員補助 1人につき上限65,000円

○実務者研修

- ・受講料補助 1人につき上限40,000円
- ・代替職員補助 1人につき上限39,000円

○介護福祉士ファーストステップ研修

- ・代替職員補助 1人につき上限56,000円

(2) 「介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助」について

出産・育児休業等からの復職を支援します。

【補助額】 短時間勤務の介護職員1人当たり 上限額 25万円

【補助対象となる短時間勤務職員】

出産・育児休業後に復職し短時間勤務制度を利用する介護職員の他、出産・育児のために一度退職し、介護職員として短時間勤務の雇用形態で再就職した職員について代替職員配置した場合なども、補助の対象となります。

【代替職員】

新たに雇用した職員、派遣職員の他、既に雇用している非常勤職員等で代替対応する場合も対象となります。

※補助金の申請手続きについては、県ホームページをご覧ください。

ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533152/> (介護職員研修受講促進支援事業費補助金)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f536505/> (介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助)

1－24 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価

(1) 福祉サービス第三者評価とは

福祉サービス事業者が、利用者によりよいサービスを提供するために、自ら進んで第三者である評価機関による評価を受けて問題点等を把握し、サービスの改善に取り組むとともに、その評価結果情報を社会に公表する仕組みです。

事業者でも利用者でもない公正・中立な評価機関が、客観的・専門的な立場から総合的に評価します。

評価受審により、事業者のサービスの質の向上への取組促進、利用者のサービス選択を支援するための情報提供を目的としています。

●神奈川県では、

「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」（以下「推進機構」という。）を社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会内に設置し、普及啓発事業、評価調査者養成研修・登録事業、評価機関認証事業、評価結果公表事業等を行っています。

<社会福祉法>（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の向上の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

(2) 評価を受けるメリット

- ・ サービスの質の向上への気づきが得られます。
- ・ 利用者・地域との信頼関係の構築に役立ちます。
- ・ 職員の教育・研修の一つとして評価結果を活用できます。
- ・ 福祉サービスをこれから利用しようとしている方や就職先として施設を探している方にアピールできます。

(3) 評価結果の公表

推進機構のホームページやWAMネット、横浜市ホームページ、川崎市ホームページを通じて公表しています。また、「かながわ福祉人材センター」において評価結果を閲覧することができます。

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページ

<http://www.knsyk.jp/c/3hyouka/eec0bc1de284ceff282e8f92eee1fd01>

(4) 福祉サービス第三者評価を受審するには

第三者評価を行っている評価機関にお問い合わせください。推進機構のホームページには、評価機関の情報や各評価機関が行った評価結果も掲載していますので、評価機関選定の参考にしてください。

また、事業者説明会を毎年2回実施しています。平成30年度は、6月及び11月に予定しています。第三者評価を実際に受審した事業所からの受審報告や評価機関の紹介も行っておりますので、ぜひ御参加ください。

なお、詳細は決まり次第、推進機構のホームページのほか、「介護情報サービスかながわ」に掲載します。

(参考 福祉サービス評価の種類)

自己評価	利用者評価	第三者評価
サービス事業者自らが、自らが提供するサービスの質を評価すること。	利用者(場合により家族も含む)自身が、利用しているサービスについて評価を行うこと。	中立・公正な第三者評価機関が、事業者との契約に基づき、当該事業者のサービスの質を評価すること。
「自己評価」には、 ①事業者が自らの自由裁量で 主体的に取り組む「自己評価」 ②第三者評価の過程で行われる「自己評価」 の2つがあります。 ①の自己評価では、評価項目・ 基準は事業者が任意で自由に設定 ^{する} ことができ、自己評価結果の扱い方も事業者の判断に委ねられます。 ②の自己評価では、第三者評価項目に基づいて自己評価を行い、自己評価結果は第三者評価機関に提出することになります。	福祉サービス利用者や利用者家族が、自ら利用しているサービスの評価を行うことは困難な面もあるため、実際には事業者や第三者機関などが利用者や利用者家族に対し意向調査を行うことで利用者からの評価を受ける形式が主に採用されています。 この場合も、 ①事業者が自ら利用者への調査を行う ②事業者が外部機関・団体に委託して調査を行う(第三者評価の過程で行われる利用者調査も含む) の2つがあります。	<u>本県での第三者評価は、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた「第三者評価機関」が、推進機構が規定する「評価条件(評価手法や評価調査者等)」を満たして実施した「評価」に限定されます。</u> 第三者評価は事業者と評価機関との契約に基づいて実施されます。 第三者評価として認められた評価結果は、推進機構のホームページで公表されます(公表期間は3年間)。 (他に国の通知により指定地域密着型サービス外部評価が第三者評価とみなされています)。

1 かながわベスト介護セレクト20と優良介護サービス事業所「かながわ認証」

現在の介護保険制度では、質の高い介護サービスを提供し、利用者の要介護度が軽減すると介護報酬が減額となるなど、利用者の自立に向けた事業者や職員の努力が収益向上に反映されにくい仕組みとなっています。

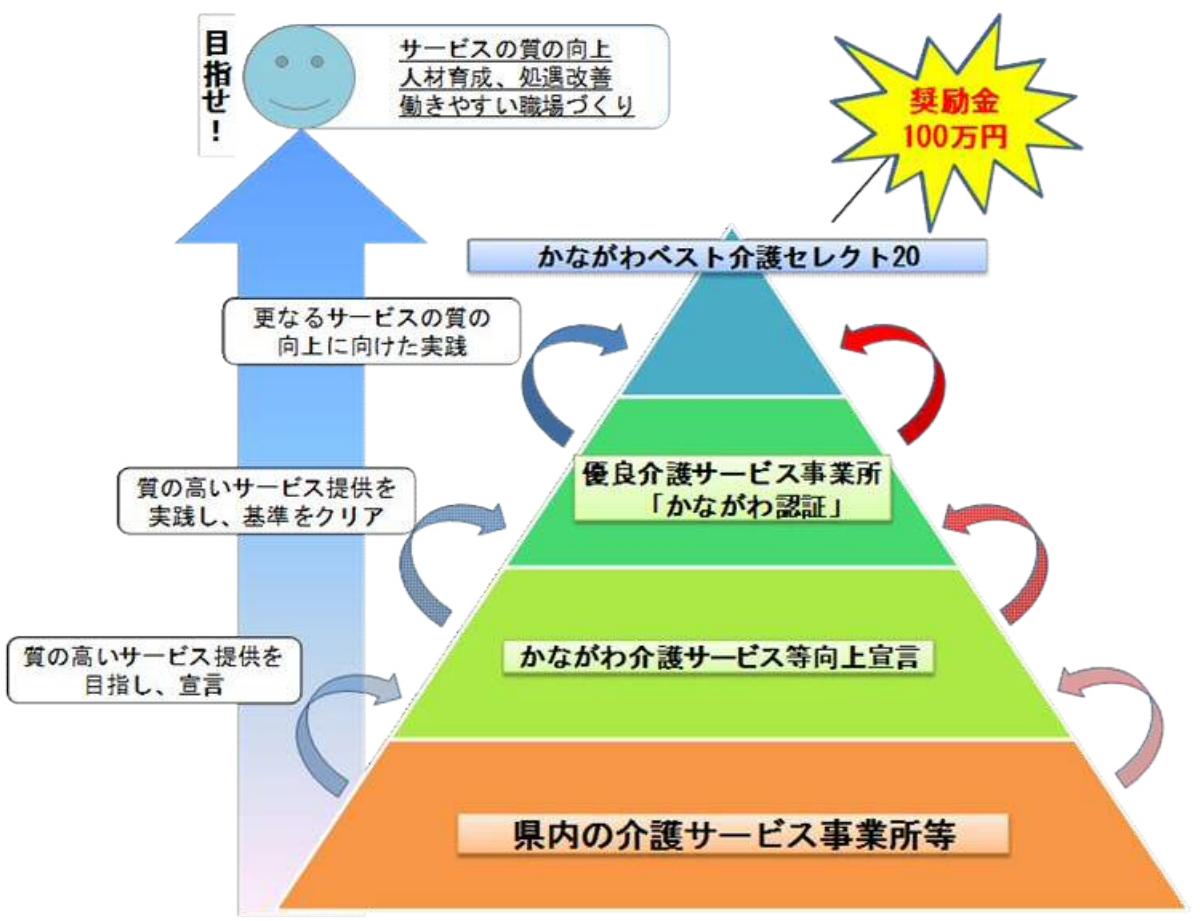
また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）には、約2万5,000人の介護人材が不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要があります。

そこで、本県では、介護に頑張る事業所を応援する本県独自の取組みとして、介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善に顕著な成果をあげた介護サービス事業所等を表彰し、奨励金（1事業所100万円）を交付する「かながわベスト介護セレクト20」を実施しています。

さらに、この制度のすそ野を広げるため、サービスの質や人材育成、処遇改善等について一定の水準を満たしている介護サービス事業所等を認証し、認証書を交付する優良介護サービス事業所「かながわ認証」も実施しています。

これらの取組みにより、「頑張れば報われる」といった機運が醸成され、今後の更なるサービスの質の向上につながることを目指します。

【実施イメージ】



【対象】

介護保険法に基づく次のサービスを提供している県内（政令・中核市も含む。）介護サービス事業所等とします。

サービス区分	介護サービスの種類
訪問系サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
通所系サービス	通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、 地域密着型通所介護
居住系サービス	特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護
入所系サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護（併設施設を除く。）、短期入所療養介護（併設施設を除く。）

【要件】

申請を希望される事業所は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 申請年度の4月1日を基準として、事業所指定から3年が経過していること。
- (2) 申請年度及び前年度末日以前3年において、法人あるいは事業所が、指導・監査で勧告以上の行政指導又は行政処分を受けていないこと、かつ事業所において虐待等の不祥事を起こしていないこと。
- (3) 介護サービス情報公表制度で、事業所の運営体制や介護サービス提供体制等を示すレーダーチャート7分野すべてが4点以上であること。
- (4) 「神奈川県介護サービス事業所によるサービスの質等の向上宣言の実施に関する要綱」に基づき、かながわ介護サービス等向上宣言を行っていること。

【平成30年度の実施について】

受付方法や要件等を御確認の上、以下のURLから申請及び応募くださるようお願いします。

かながわベスト介護セレクト20・優良介護サービス事業所「かながわ認証」

<http://nиншо.kanafuku.jp/>

【受託先】公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会

応募及び申請に関する問合せ先：045-227-5692

制度に関する問合せ先
福祉子どもみらい局福祉部地域福祉
課福祉介護人材グループ
電話 045-210-4755

1 神奈川県介護賞、かながわ福祉みらい賞及び神奈川県社会福祉関係者等表彰について

本県では、多年にわたり福祉の第一線で介護業務等に献身的に従事されている方や、研究発表等の優れた功績をあげた若手職員の方を表彰するため、標記表彰を実施しています。職員のモチベーションアップにご活用いただきため、ぜひともご推薦ください。

1 神奈川県介護賞

社会福祉施設等で介護職員、生活支援員、児童指導員等として利用者の直接介護業務に携わる方

- ア 業務従事期間 20 年以上かつ、県内従事期間 10 年以上
- イ 年齢 40 歳以上
- ウ 神奈川県社会福祉関係者等表彰、指定都市長又は中核市長の社会福祉功労者表彰等を受賞している方 等

2 かながわ福祉みらい賞

社会福祉施設等で、利用者の直接支援業務に従事している方又はチーム等の団体

(個人表彰)

- ア 介護職員、生活支援員、児童指導員等
- イ 年齢は 40 歳未満で、在職期間が常勤職員として通算 7 年以上の方
- ウ 研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みにおいて、他の社会福祉施設等の目標・模範となり、対外的にも顕著な功績があること 等

(団体表彰)

- ア 介護職員、生活支援員、児童指導員等を過半数とする団体
- イ 代表者を含む過半数が 40 歳未満であること
- ウ 研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みにおいて、他の社会福祉施設等の目標・模範となり、対外的にも顕著な功績があること 等

3 神奈川県社会福祉関係者等表彰

社会福祉施設等の長、社会福祉団体等の役員、社会福祉施設等に従事する医師・看護師・介護職員・指導員・保育士・調理員・事務員、ボランティア等

- ア 業務従事期間 15 年以上

- イ 40 歳以上

- ウ 市町村長の表彰又は神奈川県社会福祉協議会会長表彰を受賞している方 等
※職種や業務内容により要件が異なります。

4 推薦方法

詳しい表彰要件及び推薦方法については、6月頃、県地域福祉課ホームページ「神奈川県介護賞」、「かながわ福祉みらい賞」及び「神奈川県社会福祉関係者等表彰」について、にて掲載しますので、ご確認の上、ご推薦くださるようお願いします。

神奈川県では、若年性認知症の人やその家族等の相談、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行う、若年性認知症支援コーディネーターを県内3か所の認知症疾患医療センターに配置しました。

(1) 配置場所

担当地区	配置場所	所在地 相談窓口電話番号相談日及び受付時間
県東部	久里浜医療センター	横須賀市野比5-3-1 046-848-1550(代)月～金曜日 8時30分～17時15分
県西部	曾我病院 (福祉医療相談室)	小田原市曾我岸148 0465-42-1630(代)月～金曜日 9～17時
横浜市	横浜市総合保健医療センター診療所 (総合相談室)	横浜市港北区鳥山町1735 045-475-0105(直通)月～金曜日 9～16時

(2) 事業内容

ア 個別相談事業

- ・ 若年性認知症の人やその家族等に対する相談対応(本人会議)
- ・ 相談内容を踏まえたサービス等の利用に関する支援
- ・ かかりつけ医や行政機関、勤務先等の関係機関との情報共有、支援内容についての連絡調整等の連携及び支援
- ・ 当事者同士の集まりの場の支援(本人会議)

イ 研修事業

- ・ 行政、医療、介護、企業担当者等支援関係者への研修の実施及び関係機関のネットワークづくり

(神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6401/>)

【問合せ先】

神奈川県福祉子どもみらい局 高齢福祉課 高齢福祉グループ 電話045(210)4846

1-28 認知症リスクの軽減が期待される取組み～コグニサイズ～

神奈川県では、認知症リスクの軽減が期待される取組みとして、「コグニサイズ」を全県に普及・展開しています。

「コグニサイズ」とは、コグニション(認知)とエクササイズ(運動)を組み合わせた造語です。頭で考えるコグニション課題と、身体を動かすエクササイズ課題を同時にを行うことで、脳と身体の機能を効果的に向上させることをねらいとしたものです。



県のホームページにコグニサイズ等の実施団体を掲載するとともに、実施状況の報告をお願いしています。事業所でコグニサイズ等を実施している場合は、実績を県に情報提供いただくようお願いいたします。(様式はホームページに掲載しています。)

また、指導者がいなくても簡単にコグニサイズを学び、実践できるDVDを作成し、市町村や地域包括支援センターで貸出を行っていますので、詳細は県ホームページをご覧いただき、是非ご活用ください。

(神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f12651/>)
【問い合わせ先】

神奈川県保健福祉局 高齢福祉課 高齢福祉グループ 電話045(210)4846





あなたを悪質商法から守る！

契約のきりふだ

高齢者編

平成27年度に神奈川県内の消費生活相談窓口に寄せられた苦情相談件数の約3割が65歳以上の方の相談です。



利殖商法

ファンド型投資商品(iPS細胞事業・東京五輪関連事業・新エネルギー事業・太陽光発電など)、CO₂排出権取引、社債、未公開株など

「必ず儲かる」などと言って、事業への投資や社債の購入などを持ちかけ、**出資金や購入代金をだまし取る**商法です。

* 銀行やコンビニで口座へ振り込ませるだけでなく、直接自宅へ現金を取りに来る手口もあります。

たとえば…



購入資格のある貴方が代わりに買ってくれば高く買い取りますよ!

あるいは…



○○相談センターです。最近あやしい電話はありませんでしたか? B社から投資勧誘? B社なら大丈夫ですよ。

注意!
老後の資産が狙われています

NO!!



被害を防ぐポイント

- 「元本保証」「必ず儲かる」は信用しない!
- 「しくみは分からないけど、儲かるなら...」と契約するのは危険!
- しつこいときは遠慮せず、**はっきり! きっぱり! お断り!**

過去に被害に遭った人が、ふたたび被害に遭うことを**「二次被害」**と言います。

過去の被害情報や契約情報が出回っており、**「被害を回復したい」という心理**に付け込んで、様々な勧誘をします。

注意!
過去に被害に遭った方!

被害を防ぐポイント

- 「損を取り戻せる」「個人情報を削除してあげる」も信用しない!

被害を回復できますよ!

また
騙してやる
ケケケ...



架空・不当請求

アダルトサイト、出会い系サイト、ノウハウ情報(パチンコ必勝法・競馬情報・内職など高収入が得られる方法)など

サイトを閲覧していたら、いきなり**料金を請求する画面**が現れて**消えなくなる**、といったトラブルが増えています。

- * サイトを閲覧しただけで、契約が成立したり、個人情報が特定されることはありません。虚偽の請求画面で騙そうとしています。



被害を防ぐポイント

- **絶対に自分から連絡しない！
慌てて支払わない！**
- **はい YES 入場する OK ENTER
などの認証ボタンを安易に押さない！**

急に料金を請求する画面が!
再起動しても消えない...
一体どうすれば...



請求画面が消えなくなったら...

(独)情報処理推進機構 情報セキュリティ安心相談窓口 **検索**
03-5978-7509 ※メールやFAXでも相談できます

送りつけ商法

健康食品、海産物(カニなど)、サプリメント、化粧品など

注文をしていない商品を一方的に送りつけ、代金を請求する商法です。

- * 口座へ振り込ませるだけでなく、代金引換配達で送りつけたり、現金書留郵便の封筒を同封して支払いを請求する手口も見られます。



被害を防ぐポイント

- 注文した覚えがなければ、**支払わない！**
- 宅配便の**受取拒否**も可能！
- 受け取ってしまっても、**使用せずに一定期間過ぎれば処分可能！**
(※返送する場合の費用は販売事業者の負担)



注文した覚えはないのだが...

通信販売

健康食品、健康器具、服、バッグなど

「注文した商品がイメージと違う」「返品できると思っていたのに...」といったトラブルが多く寄せられています。



トラブルを防ぐポイント

(6~7ページ参照)

- 通信販売はクーリング・オフができない！
- 色や仕様、返品ができるか
購入前に必ず確認！

返品に関する記載がない場合...

- 商品受領から8日以内
であれば、返品可能！
(※ただし、返送費用は購入者の負担)



訪問購入

貴金属(アクセサリー・指輪)、宝石、金貨、着物など

「古着を買い取る」などと事業者が突然訪問し、売るつもりのなかったアクセサリーなどを強引に買い取る商法です。

* 訪問購入は、クーリング・オフ(6~7ページ参照)の制度が適用されますが、一度、商品を引き渡してしまうと、返還請求を行っても、手元には戻らない場合がほとんどです。



被害を防ぐポイント

- むやみに事業者を家に入れない！
- 売るつもりがなければ、
きっぱり断る！
- その場で決めず、家族など
周囲の人とまず相談！



点検商法

リフォーム工事(屋根・耐震・塗装)、浄水器、布団、床下換気扇、シロアリなど

「無料で点検する」と訪問し、不安をあおる説明をして、高額な契約をさせる商法です。

※ 一度契約すると、次々に契約を迫る事例もみられます。



被害を防ぐポイント

- 「今日中に！」などと**契約を急がせる**事業者は要注意！
- その場で決めず、家族など周囲の人には**まず相談**！
- 複数の事業者に見積りを依頼！**相場を調べる**！

耐震性に問題がありそうですね。
今ならキャンペーン中なので
無料で点検しますよ！

本当に地震に
耐えられない
かしら…



「振り込め詐欺」にご用心！

オレオレ詐欺 息子や孫を装い…

「失くした鞄の中に会社のお金が…」

「事故を起こして相手に怪我をさせた…」

ちょっと待って！
冷静になって
まず確認！

還付金詐欺 市役所や社会保険事務所を装い…

「医療費、保険金が戻ります！急いで手続きを！」



被害を防ぐポイント

- 一旦電話を切り、まず冷静に！
- 一人で悩まない！ほかの家族や周囲の人、警察に**相談**！
- 家族の間で**合言葉**や**緊急連絡先**を決めておく！
- **留守番電話機能**を利用！
必要な電話だけ**かけなおす**！

おばあちゃん
僕だよ！

母さん？
オレだよオレ



助けて！今すぐお金が必要！

クーリング・オフの対象になるものは？

クーリング・オフができる期間は、
契約書面を受け取った日を含めて数えます。

訪問販売

自宅・職場への訪問販売、催眠(SF)商法、
キャッシュセールス、アポイントメントセールス、
展示販売など営業所以外で交わした契約

訪問購入

自宅など営業所等以外の場所で、事業者が消費者
から、貴金属や着物などの物品を買い取る契約

電話勧誘販売

事業者の電話勧誘行為によって申込みをした契約

特定継続的役務提供

エステティックサロン、語学教室、家庭教師、
学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス

連鎖販売取引

マルチ商法

業務提供誘引販売

内職・モニター商法

8日間

20日間

クーリング・オフできないもの

× 自分の意思で使用・消費した
健康食品や化粧品などの
消耗品

× 自分の意思で店舗に出向いて
行った契約（左記表中の
「特定継続的役務提供」を除く）

× 自動車（リース含む）、葬儀

× 3,000円未満の現金取引
(訪問購入を除く)

× 通信販売（4ページ参照）

など

商品や条件によっては、クーリング・オフができません。

迷ったときや困ったときは、消費生活センターへ！

記入上の注意

- 必ずハガキ等の**書面で通知**
- ハガキの両面をコピーして、**証拠として保存**
- **記録が残る「特定記録郵便」**
や**「簡易書留郵便」**を利用
- 支払いがクレジットの場合、
クレジット会社へも通知
(※ □ 内の記載は不要)
- あて名は、契約した事業者の
「代表者」
- 代金未払いの場合や、商品
を受け取っていない場合は、
□ 内の記入は不要

申込(契約)日 平成 年 月 日

商品等名称

商品等価格

事業者名

担当者氏名

上記日付の申込を撤回(または、契約を解除)します。

つきましては、支払い済みの円は、
直ちに返金してください。

なお、商品は早急に引き取ってください。

平成 年 月 日 (記入日)

(契約者) 住所

(契約者) 氏名



しまった! 解約したい! と思ったらクーリング・オフ



クーリング・オフとは、「無条件で契約を解除できる制度」です

クーリング・オフの効果

- 書面を発信（窓口で手続き）した時点で有効になる。
- 未払い代金の支払義務がなくなり、既払い金は返還してもらえる。
- 商品は事業者の費用負担で返送できる。
- 工事が完了していても、事業者の負担で元に戻せる。
- 事業者は消費者へ、損害賠償や違約金の請求はできない。
- 事業者がうそや脅迫で、クーリング・オフを妨害した場合、期間が過ぎていてもクーリング・オフが可能。

クーリング・オフ書面を書いてみよう！

点線部分で切り取れば、正式な書面として使用できます。

（詳しい書き方や注意点は 6 ページを参照してください。）

郵便窓口
へ持参



〈住 所 欄〉

〈あて名欄〉

(事業者名)

(代表者名)

様

郵便はがき

○○県○○市○○町
○丁目○番○号

○○○○株式会社
代表者 様

（特定記録郵便）
または（簡易書留郵便）

オモテ面

〈書き方例〉

申込（契約）日 平成 ○年 ○月 ○日

商品等名称

商品等価格 円

事業者名

担当者氏名

上記日付の申込を撤回（または、契約を解除）します。

つきましては、支払い済みの ○円は、
直ちに返金してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

平成 ○年 ○月 ○日（記入日）

（契約者） 住所

（契約者） 氏名

「クーリング・オフ」期間を過ぎてもあきらめないで!

〈専門の相談員が問題解決の方法を検討します。まずはご相談ください〉

■横浜市 **045-845-6666**

■川崎市 **044-200-3030**

■相模原市
(総合)(北)(南) **042-776-2511**

(北、南は電話連絡後、来所での相談のみとなります)

■横須賀市 **046-821-1314**

■平塚市 **0463-21-7530**

(大磯町、二宮町にお住まいの方も)

■鎌倉市 **0467-24-0077**

■藤沢市 **0466-25-1111**

■小田原市 **0465-33-1777**

(箱根町、真鶴町、湯河原町に在住・在勤・在学の方も)

■茅ヶ崎市 **0467-82-1111**

(寒川町に在住・在勤・在学の方も)

■逗子市 **046-873-1111**

■三浦市 **046-882-1111**

■秦野市 **0463-82-5181**

■厚木市 **046-294-5800**

(清川村にお住まいの方も)

■大和市 **046-260-5120**

■神奈川県(かながわ中央消費生活センター) **045-311-0999** (月~金 9:30~19:00)
(土・日・祝日 9:30~16:30)

■伊勢原市 **0463-95-3500**

■海老名市 **046-292-1000**

■座間市 **046-252-8490**

■南足柄市 **0465-71-0163**

(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町にお住まいの方も)

■綾瀬市 **0467-70-3335**

■葉山町 **046-876-1111**

■寒川町 **0467-74-1111**

(茅ヶ崎市に在住・在勤・在学の方も)

■大磯町 **0463-61-4100**

■二宮町 **0463-71-3311**

■中井町 **0465-81-1115**

■大井町 **0465-85-5002**

■松田町 **0465-83-1228**

■山北町 **0465-75-3646**

■開成町 **0465-84-0317**

■箱根町 **0460-85-7160**

■真鶴町 **0465-68-1131**

■湯河原町 **0465-63-2111**

■愛川町 **046-285-2111**

身近な相談窓口につながります
消費者ホットライン

イヤヤ
☎(局番なし) **188** 番



困ったときや心配なときは相談しよう

消費生活センターへ！



かながわ くらしテキスト

皆さん安心で、よりよく暮らしを送っていただくための「応援テキスト」です。
「ニヤン吉とマキマキちゃん」と一緒にさまざまな事例を知り、かしこい消費者をめざしましょう！



「不要な衣服などを何でも買い取る」と言われ、家に来てもらったら
貴金属を売却するように迫られた。どうすればいいの!?



「不要になった衣服などを何でも買い取る」と言うのでお願いした
訪問購入業者が家に訪ねてくることになりました。消費者の心構え
として正しいと思うものはどれでしょう。

- ア 買取りを承諾していない物品の売却を迫られたら、きっぱり断る。
- イ 換金さえできればいいので、契約書面はもらわなくてよい。
- ウ お金になるし、いざとなれば物品を取り戻せるはずだから、
すぐに物品は引渡す。



答え・解説は P3

事例紹介 「『不要な衣服などを何でも買い取る』と言われ、家に来てもらったら、売るつもりのなかった貴金属を買い取られた!」



ここでは、ハルさん(70歳代女性)のケースをもとに、見ていきましょう。



1 ある日、「不要品を買い取る」という訪問購入業者から電話がかかってきた。

業者「不要な衣服や靴などありましたら、ご自宅に伺って買い取させていただきたいのですが。」
ハルさん「ちょうど片付けをしていたので、服の買取りをぜひお願ひしたいわ。」



不要な衣服や靴などを買い取ります

ハルさん



今すぐ
サインして!

2 業者に来てもらうと、用意していた服では「たいした金額にはならない」と言われ、貴金属の売却を迫られた。

業者「せっかく来たのにこれだけ?これじゃあ帰れないよ。貴金属はないの?」
ハルさん「貴金属…指輪ならありますか…」
業者「この指輪なら5,000円で買い取る。
契約書にすぐにサインして!」



3 担当者の強い口調に恐怖を感じて、ためらいはあったが、契約書にサインをして、指輪を渡したが…

「よく考えると、大切にしてきたものだったし、返してもらいたいわ。どうしたらしいのかしら。」

どうすればいいの?
対処法は?

こんな手口にご注意！

◆ 「何でも買い取る」と言っておきながら、貴金属の売却を迫ってきます。

衣服や靴などの買取りを名目に訪問してきますが、実際に衣服や靴を見せると「それではたいした金額にはならない」などと言われ、突然、貴金属を見せるよう要求されます。なかには、強引に売却を迫られたり、「売らない」と言ったのに貴金属を勝手に持つていかれるケースも見受けられます。

◆ 契約書面の記載内容が正確でない、十分な説明がなされない！

買い取られた物品が「アクセサリー一式」など特定が困難な記載の契約書面が交付されるケースや、そもそも書面が交付されないケースも見受けられます。

また、訪問購入業者から説明されるべき、クーリング・オフや物品の引渡し拒絶に関する説明が全くなされないなどのケースもあります。



どうすれば!?

✓ 突然訪問した業者は家に入れない！安易に来訪を承諾しない！買取りを承諾していない貴金属の売却を要求されたらきっぱり断る！

事前の承諾なく勧誘することは禁止されているので、突然訪問した業者は家に入れないようにしましょう。前もって連絡があった場合でも、訪問目的をよく確認し、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。さらに、訪問を承諾した場合であっても、一人で対応するのではなく、できるだけ家族や友人、近所の人などに相談をして同席してもらうことをおすすめします。もし、突然、「貴金属はないか」など、事前に買取りを承諾していない物品の売却を要求されたら、きっぱりと断りましょう。

✓ 契約書面を十分に確認する！

書面を交付されない場合は交付を求めましょう。また、書面が交付された場合でも、一つ一つの物品が特定できるよう正確に記載されているかなど、注意して確認しましょう。

✓ クーリング・オフ期間内は、物品の引渡しを拒むことができます！

訪問購入では、契約を無条件で解除できるクーリング・オフ(契約日を含めて8日間)が可能です。しかし、物品を業者へ渡してしまうと、返還請求を行っても手元に戻らない場合があります。トラブルを防ぐために、物品をすぐに引渡さず、クーリング・オフ期間は手元に置いておくことをおすすめします。



県消費生活課ホームページでは、その他よくある消費生活相談事例を掲載しています。

神奈川県 消費生活トラブル相談事例

検索



消費者トラブルで困ったとき、迷ったときは、身近な消費生活センターへご相談を

消費者ホットライン

局番なし
188番へ!

P1の答え・解説 ▶▶▶

◎ 正しいもの：ア その場の雰囲気に流されて売却して、後悔するケースが多数あります。

✗ 間違っているもの：イ 契約書面を十分に確認しないと、後のトラブルの元となります！ ロ クーリング・オフしても物品が返ってこないケースが見受けられます。本当に買い取ってもらう必要があるのかを冷静に考えるためにも、すぐには物品を引渡さないことも一つの方法です。

神奈川県内の消費生活相談最新情報】(平成29年度上半期 消費生活相談概要より※)

※くわしい内容は、県消費生活課ホームページに掲載しています。 神奈川県消費生活課 H29 相談概要 [検索](#)

平成29年度の上半期の状況はどうなっているの?

- 平成29年度上半期に県内の消費生活センター等で受け付けた苦情相談件数は**31,225件**で、平成28年度上半期(32,614件)と比べると4.3%減少しています。
- 最も件数が多いのは「**デジタルコンテンツ**」の相談です。増加が目立つのは「**商品一般**」で、訴訟をほのめかすハガキによる架空請求が急増したためです。また、「**化粧品**」も依然として増加しています。

苦情相談の多い上位品目

	品目名	件数	前年度同期比	特徴
1	デジタルコンテンツ	5,194	↓	身に覚えのない有料情報サイトなどの未納料金を請求される「架空請求」などの相談。
2	商品一般	2,954	↑	訴訟をほのめかすハガキによる架空請求の相談が急増。
3	不動産賃借	1,470	↓	賃貸アパートの原状回復や敷金の清算トラブルなどの相談。
4	工事・建築	1,254	↓	訪問販売による屋根工事やリフォーム工事トラブルなどの相談。
5	インターネット接続回線	904	↓	プロバイダやインターネット回線のサービス内容、料金等に関する相談。
〈参考〉				
8	化粧品	622	↑	インターネット通販で「お試しで注文したところ、定期購入契約だった」との相談。



高齢者(契約当事者年齢が65歳以上の者)の相談について

- 高齢者の苦情相談件数は**9,156件**で、前年度同期(8,821件)と比べ3.8%増加しました。苦情相談の約3割(29.3%)が高齢者からの相談です。
- 高齢者の占める割合は、「訪問購入」が**57.9%**で最も高くなっています。平成29年度上半期の相談件数は271件で、前年度同期(248件)と比べ9.3%増加しています。このうち、高齢者の相談件数は157件で、前年度同期(132件)と比べ18.9%増加しています。

平成29年度上半期 主な販売購入形態ごとの高齢者の相談の占める割合

主な販売購入形態	高齢者の占める割合	高齢者の件数	全体の件数	主な相談内容
訪問購入	57.9%	157	271	不要品を買い取ると言われたのに貴金属を買い取られた。
電話勧誘販売	53.3%	717	1,344	今より料金が安くなるとインターネット回線の勧誘電話があり、よく分からぬまま契約してしまった。
訪問販売	49.8%	1,596	3,204	屋根を点検すると訪問してきた事業者に勧められるままに高額な屋根修理工事を契約してしまった。
ネガティブ・オプション	39.4%	37	94	注文していない健康食品が送られてきたが、どうすればよいか。
通信販売	23.0%	2,626	11,412	テレビショッピングを見て拡大鏡を購入した。使ってみるとよく見えないので、返品を申し出たら断られた。
マルチ・マルチまがい	15.0%	48	321	他の人を紹介してもらえば報酬が得られると言われ会員になったが、やっぱりやめたい。どうすればよいか。

「かながわくらしテキスト」は、県機関・公民館・図書館・金融機関・一部スーパーマーケットなどにおいてあります。

1 指定介護老人福祉施設の入所の判断基準等について

(1) 入所の判断基準について

平成27年4月1日以降、指定介護老人福祉施設については、より入所の必要性の高い方が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ることとなりました。

このため、新たに入所する方については、原則として要介護3以上に限定されることになりますが、要介護1・2の方であっても、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由があると認められる方については、特例的に入所が認められています。

なお、特別養護老人ホームの入所については、平成29年3月に、「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について」(平成29年3月29日老高発 0329 第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)が発出され、施設への入所に関する具体的な指針の作成について次のように示しています。

また、基準省令上、介護の必要な程度と家族等の状況を勘案し、入所の必要性が高いと判断された者から入所させるべき旨を規定していることから、運用の取扱いについては適切に対応することとしてください。

(施設への入所に関する具体的な指針の作成について<特例入所の取扱い>)

- ① 施設は、入所申込みの書類に、特例入所の要件を具体的に記載した上で、その内容を申込者側に丁寧に説明し、申込者側に特例入所の要件への該当に関する申込者側の考え方を記載してもらうこと。
- ② 申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認めないこと。

参考 「神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針」

介護情報サービスかながわ・事業者ライブラリ(書式/通知)

⇒5. 国・県の通知

⇒特別養護老人ホーム入退所指針

(2) 身元保証人等の適切な取扱いについて

介護老人福祉施設をはじめとした介護保険施設における法令において、身元保証人等を求める規定はありません。

また、条例においても、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないとされており、入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しません。

各施設においては、身元引受人等がないことを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱いを行うことのないようご留意ください。

2 特養併設型における短期入所生活介護事業所の夜勤職員の配置基準の緩和

効率的な人員配置を進める観点から、利用者の処遇に支障がなく、一定の要件を満たす場合には、短期入所生活介護事業所(ユニット型以外)と特養(ユニット型)が併設している場合の夜勤職員の兼務を認めることになりました。

【算定要件等】

以下の要件を満たす場合には、夜勤職員の兼務を認めています。

- 短期入所生活介護事業所と特別養護老人ホームが併設されていること。
- 夜勤職員1人あたりの短期入所生活介護事業所(ユニット型以外)と特養(ユニット型)の利用者数の合計が20人以内であること。

※逆の場合(短期入所生活介護事業所(ユニット型)と特養(ユニット型以外))も同様です。

(参考) 特養(ユニット型)と短期入所生活介護(従来型)が併設されている場合の例

	本体特養(ユニット型)	併設ショートステイ
3階	10人	
2階	9人	3人(多床室)
1階	10人	

- 改正前は夜勤職員を計3名配置する必要がありました。
・特養 = 2ユニットごとに1人 → 3ユニット → 2名
・ショートステイ = 利用者25人につき1人 → 3人 → 1名 計3名
- 改正後は2階の本体特養の夜勤職員が、併設ショートステイの兼務が可能となったため、
兼務する場合の必要な夜勤職員配置は2名となります。

※特養とショートステイがユニット型同士若しくはユニット型以外同士である場合、緩和措置は適用されません。

3 【短期入所】共生型短期入所生活介護について

地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進の一環として、平成30年度から共生型短期入所生活介護に係る基準・報酬が設定されました。

- 障害福祉制度における短期入所(併設型及び空床利用型に限る。)の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして基準を設定します。
- 報酬は、以下の基本的な考え方に基づき設定されるとともに、生活相談員(社会福祉士等)を配置し、かつ、地域との関わりを持つために地域に貢献する活動(地域の交流の場の提供、認知症カフェ等)を実施している場合に評価する加算を設定します。また、短期入所生活介護事業所に係る加算は、各加算の算定要件を満たした場合に算定が可能です。

(報酬設定の基本的な考え方)

- i 本来的な介護保険事業所の基準を満たしていないため、本体報酬単価と区分します。
- ii 障害者が高齢者(65歳)に到達して介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは、65歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、概ね障害福祉制度における報酬の水準を担保します。

4 特別養護老人ホームにおける宿直員の配置について <継続>

特別養護老人ホームについては、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」(昭和62年9月18日付け社施第107号社会局長・児童家庭局長通知)により、夜間の防火管理体制を充実させるため、「夜勤者(直接処遇職員)とは別に、宿直者を必ず配置すること」とされていますが、夜勤職員の配置状況の実態に鑑み、平成27年4月より、介護保険法に基づき介護老人福祉施設の指定を受けた特別養護老人ホームにおいて、その最低基準を上回る数の夜勤職員(介護職員又は看護職員)を配置し、かつ、そのうちの1人以上を夜間における防火管理の担当者として指名している場合、当該時間帯においては、宿直員を配置することと同等以上に夜間防火管理体制が充実していると認められるため、夜勤者とは別に宿直者を配置することは要しないとされています。

→【特養解釈通知第4の13の(2)参照】

1 【老福】介護福祉施設サービス費 <単位数の見直し>

以下のとおり、基本報酬の見直しを行う。なお、今回改正された主な点は次のとおり。

<主な改正点>

小規模介護福祉施設及び旧措置入所者の基本報酬について、報酬体系の簡素化や報酬の均衡を図る観点から以下の見直しを行う。

○ 小規模介護福祉施設(定員30名の施設)等の基本報酬の見直し

- ・小規模介護福祉施設(定員30名の施設)について、平成30年度以降に新設される施設については、通常の介護福祉施設と同様の報酬を算定することとする。
- ・既存の小規模介護福祉施設と他の類型の介護福祉施設の報酬の均衡を図る観点から、一定の経過措置の後、通常の介護福祉施設の基本報酬に統合することとする。
- ・上記に合わせ、既存の小規模介護福祉施設の基本報酬について一定の見直しを行う。

○ 旧措置入所者の基本報酬の統合

旧措置入所者の基本報酬については、平成30年度から、介護福祉施設等の基本報酬に統合することとする。

<要介護5の入所者の場合>

(単位／日)

サービス区分	平成30年3月以前	平成30年4月以降
ユニット型個室	<u>894</u>	<u>910</u>
従来型個室	<u>814</u>	<u>829</u>
従来型個室(経過的小規模介護福祉施設)	<u>955</u>	<u>923</u>
従来型個室(旧措置入所者)	<u>781※</u>	<u>763/829※</u>

※旧措置入所者については、平成30年3月以前は「要介護4又は5」、平成30年4月以降は「要介護4」と「要介護5」の単位を別々に記載。

2 【短期入所】短期入所生活介護費 <単位数の見直し>

以下のとおり、基本報酬の見直しを行う。なお、今回改正された主な点は次のとおり。

<主な改正点>

- 特別養護老人ホームの従来型個室と多床室の基本報酬は同じとしていることとの整合性の観点から、従来型個室と多床室との間の報酬の差を適正化する。

<要介護5の利用者の場合>

(単位／日)

サービス区分	平成30年3月以前	平成30年4月以降
ユニット型個室(単独型)	<u>987</u>	<u>997</u>
ユニット型個室(併設型)	<u>946</u>	<u>956</u>
従来型個室(単独型)	<u>887</u>	<u>897</u>
従来型個室(併設型)	<u>846</u>	<u>856</u>
多床室(単独型)	<u>907</u>	<u>897</u>
多床室(併設型)	<u>866</u>	<u>856</u>

3 【老福】配置医師緊急時対応加算 〈新設〉

平成30年度より介護老人福祉施設の入所者の医療に関するニーズにより的確に対応するため、配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に新たな加算として評価する。

配置医師緊急時対応加算

⇒ 650単位／回(早朝・夜間の場合)

⇒ 1300単位／回(深夜の場合)

● 算定要件

- 1 看護体制加算Ⅱを算定していること。
- 2 入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診療を依頼する場合の具体的な状況等について、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされていること。
- 3 複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保していること。
 - 入所者の看護・介護に当たる者が、配置医師に対し電話等で直接施設への訪問を依頼し、当該配置医師が診療の必要性を認め、可及的速やかに施設に赴き診療を行った場合に算定できるものであり、定期的ないし計画的に施設に赴いて診療を行った場合は算定できない。
(ただし、医師が、死期が迫った状態であると判断し、施設の職員と家族等に説明したうえで、当該入所者が死亡した場合について、早朝や日中の診療後の夜間に施設を訪問し死亡診断を行うことを事前に決めている場合には、この限りでない。)
 - 加算の算定については、事前に氏名等を届出した配置医師が実際に訪問し診察を行ったとき限り算定できる。
 - 施設が診療を依頼した時間、配置医師が診療を行った時間、内容について記録を行わなければならない。
 - 早朝・夜間(深夜を除く)とは、午後6時から午後10時まで又は午前6時から午前8時までとし、深夜の取扱いについては、午後10時から午前6時までとする。なお、診療の開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定すること。診療時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯における診療時間が全体の診療時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できない。
 - 算定に当たっては、配置医師と施設の間で、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等に関する取り決めを事前に定めることにより、24時間配置医師による対応又はその他の医師の往診による対応が可能な体制を整えることとする。

4 【老・短共通】入所者の医療ニーズへの対応<夜勤職員配置加算の見直し>

※介護予防短期入所含まず

入所者等の医療に関するニーズにより的確に対応するため、夜間の医療処置への対応を強化する観点から、現行の要件に加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること(この場合、登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)として都道府県の登録が必要)についてより評価するため、新たな加算区分(Ⅲ、Ⅳ)を追加する。

【変更点は下線部】

○老福の場合

夜勤職員配置加算	<現行>	<改定後>
従来型(30人以上50人以下の場合)※1	(I)イ:22単位／日	⇒ 変更なし
従来型(51人以上又は経過的小規模の場合)※2	(I)ロ:13単位／日	
ユニット型(30人以上50人以下の場合)※1	(II)イ:27単位／日	
ユニット型(51人以上又は経過的小規模の場合)※2	(II)ロ:18単位／日	

※1 平成30年3月31日までに指定を受けた施設については、()内を「31人以上50人以下」と読み替えます。

※2 平成30年3月31日までに指定を受けた施設については、()内を「30人又は51人以上」と読み替えます。

(III)イ:28単位／日

(III)ロ:16単位／日

(IV)イ:33単位／日

(IV)ロ:21単位／日

○短期入所生活介護の場合 ※予防短期入所生活介護は含まない。

夜勤職員配置加算	<現行>	<改定後>
従来型の場合	(I):13単位／日	⇒ 変更なし
ユニット型の場合	(II):18単位／日	
		<u>(III):15単位／日</u>
		<u>(IV):20単位／日</u>

● 算定要件 【変更点抜粋】

- 1 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ及び同加算(Ⅲ)ロ※1を算定する場合には、以下の要件を満たすこと。

※1老福の加算(Ⅰ)イ及び同加算(Ⅰ)ロは短期入所について加算(Ⅰ)と、老福の加算(Ⅲ)イ及び同加算(Ⅲ)ロは短期入所について加算(Ⅲ)と読み替。以下同じ。

- イ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ及び同加算(Ⅰ)ロに該当するものであること。
- ロ 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかに該当する職員を1人以上配置していること。
 - a 介護福祉士(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)附則第13条第1項に規定する特定登録者及び同条第9項に規定する新特定登録者であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生

- 省令第49号)第一条各号に掲げる行為のうちいずれかの行為に係る実地研修を修了している者
- b 特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第13条第5項に規定する特定登録証の交付を受けている者
 - c 新特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法附則第13条第11項において準用する同条第5項に規定する新特定登録証の交付を受けている者
 - d 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者
- ハ a、b又はcに該当する職員を配置する場合にあっては、喀痰吸引等業務の登録(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項に規定する登録をいう。)を、dに該当する職員を配置する場合にあっては特定行為業務(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。)の登録(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項に規定する登録をいう。)を受けていること。

2 夜勤職員配置加算(IV)イ及び同加算(IV)ロを算定する場合には、以下の要件を満たすこと。

※1 老福の加算(II)イ及び同加算(II)ロは短期入所について加算(II)と、老福の加算(IV)イ及び同加算(IV)ロは短期入所について加算(IV)とそれぞれ読み替。以下同じ。

- イ 夜勤職員配置加算(II)イ及び同加算(II)ロに該当するものであること。
- ロ 上記夜勤職員配置加算(III)の勤務条件ロ及びハに該当するものであること。

※夜勤職員配置加算は介護ロボットの活用の推進についても見直しがあったので、16についても要参照してください。

5 【老福】入所者の医療ニーズへの対応

<看取り介護加算の単位数・要件の見直し>

施設内での看取りをさらに進める観点から、看取り介護加算の算定に当たって、医療提供体制を整備し、さらに施設内で実際に看取った場合、より手厚く評価する。

【新設は下線部】

	<現行>	<改定後>
看取り介護加算	看取り介護加算(I)	
死亡日30日前～4日前 144単位／日 ⇒		変更なし
死亡日前々日、前日 680単位／日		
死亡日 1280単位／日		
	<u>看取り介護加算(II)</u>	
	<u>死亡日30日前～4日前 144単位／日</u>	
	<u>死亡日前々日、前日 780単位／日</u>	
	<u>死亡日 1580単位／日</u>	

● 算定要件 【変更点抜粋】

看取り介護加算(Ⅱ)については、以下の要件を整え、さらに施設内で実際に看取った場合に算定できることとする。

- イ 入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帶ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、事前に配置医師を施設の間で、具体的な取り決めがなされていること。
- ロ 複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保していること。
- ハ 上記の内容について、届出を行っていること。
- ニ 入所者の死亡場所が当該施設内であること。

6 【短期入所】看護体制加算＜看護体制の充実／見直し＞※介護予防短期入所含まず

中重度の高齢者の積極的な受け入れを促進する等の観点から、現行の看護体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の算定要件である体制要件に加えて、利用者のうち要介護3以上の利用者を70%以上受け入れる事業所について、新たに評価する。その際、定員ごとにきめ細かく単位数を設定することとする。

【新設は下線部】

	<現行>	<改定後>
看護体制加算(Ⅰ)	4単位／日	⇒ 看護体制加算(Ⅰ) 4単位／日
看護体制加算(Ⅱ)	8単位／日	⇒ 看護体制加算(Ⅱ) 8単位／日 <u>看護体制加算(Ⅲ)イ 12単位／日(新設)</u> <u>看護体制加算(Ⅲ)ロ 6単位／日(新設)</u> <u>看護体制加算(Ⅳ)イ 23単位／日(新設)</u> <u>看護体制加算(Ⅳ)ロ 13単位／日(新設)</u>

● 算定要件【見直し】

	看護体制加算(Ⅲ)		看護体制加算(Ⅳ)	
	イ	ロ	イ	ロ
看護体制要件	看護体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たすこと		看護体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たすこと	
中重度者受入要件	前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上			
定員要件	29人以下	30人以上 50人以下	29人以下	30人以上 50人以下

※看護体制加算(Ⅲ)及び看護体制加算(Ⅳ)を同時に算定することは可能。

看護体制加算(Ⅰ)及び看護体制加算(Ⅲ)を同時に算定することは不可。

看護体制加算(Ⅱ)及び看護体制加算(Ⅳ)を同時に算定することは不可。

※予防短期入所生活介護は算定できない。

7 【老・短共通】生活機能向上連携加算 <新設> ※介護予防短期入所を含む

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、事業所を訪問し、事業所の機能訓練指導員等と共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行った場合の評価を創設する。

生活機能向上連携加算 200単位／月

※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位／月

●算定要件 【新設】

- 1 入所者(利用者)に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下「理学療法士等」という。)が、事業所を訪問し、事業所の機能訓練員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)と共同してアセスメント、入所者(利用者)の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。
- 2 1の個別機能訓練計画には、入所者(利用者)ごとにその目標、実施期間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、入所者(利用者)又はその家族の意向及び当該入所者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該入所者(利用者)の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容をサービス計画の中に記載する場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。
- 3 個別機能訓練計画に基づき、入所者(利用者)の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、入所者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。
- 4 個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上、理学療法士等が事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、機能訓練指導員等が入所者(利用者)又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。
- 5 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、入所者(利用者)又はその家族の意向を確認の上、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該入所者(利用者)のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買い物、金銭管理、服薬状況等)の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
- 6 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。

8 【老福】排せつ支援加算 <新設>

排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合の新たな評価を設ける。

<p>排せつ支援加算</p> <p>●算定要件 【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排泄に介護を要する入所者(※1)のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できる(※2)と医師、または適宜医師と連携した看護師(※3)が判断し、入所者もそれを希望する場合、多職種が排泄に係る各種ガイドライン等を参考として、 <ul style="list-style-type: none"> → 排泄に介護を要する原因等についての分析 → 分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援 を実施することについて、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定する。 <p>(※1)要介護認定調査の「排尿」又は「排便」が「一部介助」又は「全介助」である場合等。</p> <p>(※2)要介護認定調査の「排尿」又は「排便」の項目が「全介助」から「一部介助」以上に、または「一部介助」から「見守り等」以上に改善することを目安とする。</p> <p>(※3)看護師が判断する場合は、当該判断について事前又は事後の医師への報告を要する」とし、利用者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、事前の医師への相談を要することとする。</p>	<p><現行></p> <p>なし</p>	<p><改定後></p> <p><u>100単位／月</u></p>
<p>9 【老福】褥瘡マネジメント加算 <新設></p>		
<p>入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対し新たな評価を設ける。</p>	<p><現行></p> <p>なし</p>	<p><改定後></p> <p>10単位／月</p>
<p>※3月に1回の算定を限度とする</p>		
<p>●算定要件 【新設】</p> <p>① 入所者全員に対する要件 入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業」において明らかになったモニタリング指標を用いて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果を提出すること。</p> <p>② ①の評価の結果、褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた入所者に対する要件 ・関連職種の者が共同して、入所者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成すること。 ・褥瘡ケア計画に基づき、入所者ごとに褥瘡管理を実施するとともに記録を整備すること。 ・①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、褥瘡ケア計画を見直すこと。</p>		
<p>10 【老福】外泊時在家サービス利用の費用について<新設></p>		
<p>入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合に、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき一定の単位数を算定する。</p>	<p><現行></p> <p>なし</p>	<p><改定後></p> <p>560単位／日</p>

●算定要件 【新設】

- 1 外泊時在宅サービスの提供を行うに当たっては、その病状及び身体の状況に照らし、医師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等により、その居宅において在宅サービス利用を行う必要性があるかどうか検討すること。
- 2 当該入所者又は家族に対し、この加算の趣旨を十分説明し、同意を得た上で実施すること。
- 3 外泊時在宅サービスの提供に当たっては、介護老人福祉施設の介護支援専門員が、外泊時利用サービスに係る在宅サービスの計画を作成するとともに、従業者又は指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行い、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮した計画を作成すること。
- 4 家族等に対し次の指導を事前に行うことが望ましいこと。
 - イ 食事、入浴、健康管理等在宅療養に関する指導
 - ロ 当該入所者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の指導
 - ハ 家屋の改善の指導
- 二 当該入所者の介助方法の指導
- 5 外泊時居宅サービス利用の費用の算定期間中は、施設の従業者又は指定居宅サービス事業者等により、計画に基づく適切な居宅サービスを提供することとし、居宅サービスの提供を行わない場合はこの加算は対象とならないこと。
- 6 加算の算定期間は、1月につき6日以内とする。
- 7 利用者の外泊期間中は、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所生活介護に活用することは可能であること。この場合において外泊時居宅サービス利用の費用を併せて算定することはできないこと。
※外泊の初日及び最終日は算定できない。
※外泊時費用を算定している際には、当該加算は算定できない。

11 【老福】障害者生活支援体制加算 <単位数・要件の見直し>

- 障害者を多く受け入れている小規模な施設を評価するため、現行の加算を緩和する。
- 同加算について、一定の要件を満たす場合、より手厚い評価を行う。

【新設は下線部】

	<現行>	<改定後>
障害者生活支援体制加算	26単位／日	⇒ 加算(Ⅰ) 26単位／日
		<u>加算(Ⅱ) 41単位／日</u>

●算定要件 【変更点抜粋】

- 視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者の数(以下「入所障害者数」という。)が15人以上の施設に加え、入所障害者数が入所者総数の30%以上の施設も対象にする。
- <加算(Ⅱ)の要件>
入所障害者数が入所者総数の50%以上、かつ、専ら障害者支援専門員としての職務に従事する常勤の職員である者を2名以上配置(障害者である入所者が50名以上の場合、専

従・常勤の障害者生活支援員を2名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で障害者の数を50で除した数に1を加えた以上配置しているもの)

12 【老福】口腔衛生管理加算 <単位数・要件の見直し>

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを行うことを評価した口腔衛生管理加算について、歯科衛生士が行う口腔ケアの対象者を拡大する観点から回数の緩和をするとともに、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行うことで口腔衛生管理の充実を図るため、以下の見直しを行う。

- 歯科衛生士が行う口腔ケアの実施回数を、現行の月4回以上を月2回以上に見直す。
- 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行い、当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じ対応することを新たな要件に加える。

	<現行>	<改定後>
口腔衛生管理加算	110単位／月	⇒ 90単位／月

●算定要件 【変更点抜粋】

- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合。
- 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
- 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔に関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合

13 【老福】栄養マネジメント加算 <要件の見直し>

加算の要件を緩和し、常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の他の介護保険施設(1施設に限る。)との兼務の場合にも算定を認める。(通知改正)

	<現行>	<改定後>
栄養マネジメント加算	14単位／日	⇒ 変更なし

●算定要件 【変更点抜粋】

常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の他の介護保険施設(1施設に限る。)との栄養ケアマネジメントの兼務の場合にも算定を認める。

14 【老福】低栄養リスク改善加算 <新設>

低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなど、低栄養リスクの改善に関する新たな評価を創設する。

	<現行>	<改定後>
低栄養リスク改善加算	なし	⇒ 300単位／月

●算定要件 【新設】

- ・栄養マネジメント加算を算定していること。
- ・経口移行加算、経口維持加算を算定していない入所者であること。
- ・褥瘡を有する場合であって、褥瘡マネジメント加算を算定している入所者は、当該加算を算定できない。
- ・低栄養リスクが「高」の入所者であること。
- ・月1回以上、多職種が共同して入所者の栄養管理をするための会議を行い、低栄養状態を改善するための特別な栄養管理の方法等を示した栄養ケア計画を作成すること(作成したケア計画は月1回以上見直すこと。)
また、当該計画については、特別な管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。
- ・作成した栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等は対象となる入所者に対し食事の観察を週5回以上行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事・栄養調整等を行うこと。
- ・当該入所者又はその家族の求めに応じ、栄養管理の進捗の説明や栄養食事相談等を適宜行うこと。
- ・算定期間は低栄養状態の高リスク者に該当しなくなるまでの期間とするが、入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6か月以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として算定しないこと。

15 【老福】再入所時栄養連携加算 <新設>

入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下困難食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に評価する。

	<現行>	<改定後>
再入所時栄養連携加算	なし	⇒ 400単位／回

●算定要件 【新設】

- 介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きくことなる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入)であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導又はカンファレンスに同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合に1回に限り算定できる。
- 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、当該加算を算定できない。

16 【老福・短期入所】介護ロボットの活用の推進<夜勤職員配置加算の見直し>

※介護予防短期入所は含まず。

夜勤職員配置加算について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について、新たに評価する。

○老福の場合

夜勤職員配置加算	<現行>	<改定後>
従来型(30人以上50人以下の場合)※1	(I)イ:22単位／日	⇒ 変更なし
従来型(51人以上又は経過的小規模の場合)※2	(I)ロ:13単位／日	
ユニット型(30人以上50人以下の場合)※1	(II)イ:27単位／日	
ユニット型(51人以上又は経過的小規模の場合)※2	(II)ロ:18単位／日	

※1 平成30年3月31日までに指定を受けた施設については、()内を「31人以上50人以下」と読み替えます。

※2 平成30年3月31日までに指定を受けた施設については、()内を「30人又は51人以上」と読み替えます。

○短期入所生活介護の場合 ※予防短期入所生活介護は含まない。

夜勤職員配置加算	<現行>	<改定後>
従来型の場合	(I):13単位／日	⇒ 変更なし
ユニット型の場合	(II):18単位／日	

●算定要件 【変更点抜粋】

<現行の夜勤職員配置加算の要件>

- ・夜勤時間帯の夜勤職員数
夜勤職員の最低基準+1名分の人員を多く配置していること。

<見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算の要件>

- ・夜勤時間帯の夜勤職員数
夜勤職員の最低基準+0.9名分以上の人員を配置していること。
→ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること。
→ 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

17 【老・短共通】療養食加算 <見直し> ※介護予防短期入所を含む

1日単位で評価を行っている加算の現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として1回単位の評価とする。

	<現行>	<改定後>
療養食加算(老福)	18 単位／日	⇒ 6単位／回
療養食加算(短入生)	23 単位／日	⇒ 8単位／回

18 【短期入所】認知症専門ケア加算 <新設> ※介護予防短期入所を含む

認知症の方に適切なサービスが提供されるように、介護老人福祉施設等に設けられている認知症専門ケア加算について、短期入所にも適用する。

	<現行>	<改定後>
認知症専門ケア加算(I)	なし ⇒	3単位／日
認知症専門ケア加算(II)	なし ⇒	4単位／日

●算定要件 【新設】

- 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
 - ・ 事業者における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから、介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
 - ・ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者数が20人未満である場合にあっては1以上、20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
 - ・ 加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること。
 - ・ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・ 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

19【短期入所】共生型短期入所生活介護の創設・生活相談員配置加算<新設>

※介護予防短期入所を含む。

- 障害福祉制度における短期入所(併設型及び空床利用型に限る。)の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして基準を設定する。
- 報酬は、以下の基本的な考え方に基づき設定されるとともに、生活相談員(社会福祉士等)を配置し、かつ、地域との関わりを持つために地域に貢献する活動(地域の交流の場の提供、認知症カフェ等)を実施している場合に評価する加算を設定する。また、短期入所生活介護事業所に係る加算は、各加算の算定要件を満たした場合に算定できることとする。
(報酬設定の基本的な考え方)
 - i 本来的な介護保険事業所の基準を満たしていないため、本体報酬単価と区分。
 - ii 障害者が高齢者(65歳)に到達して介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは、65歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、概ね障害福祉制度における報酬の水準を担保する。

<現行> <改定後>

基本報酬	なし	⇒ 基本報酬 所定単位数に92/100を乗じた単位数
生活相談員配置等加算	なし	⇒ <u>13単位／日</u>

●算定要件 【新設】

- 生活相談員配置等加算
 - 共生型短期入所生活介護事業所について、生活相談員(社会福祉士、精神保健福祉士等)を配置し、かつ、地域に貢献する活動(地域交流の場の提供、認知症カフェ等)を実施していること。

20 【老福】身体拘束廃止未実施減算＜減算率の変更・厳格化＞

身体拘束廃止未実施減算について、運営基準と減算幅を見直す。

	<現行>	<改定後>
身体拘束廃止未実施減算	5単位／日減算	⇒ <u>10%／日減算</u>

●減算要件【厳格化】 下線部は新たに設けられた要件となる。

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。
 - ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。

以上の要件を満たしていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を県に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を県に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算する。

21 【老・短共通】ユニット型準個室の名称変更 <見直し>

- ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室的多床室」に変更する。

22 【老・短共通】介護職員処遇改善加算の取扱い <見直し>

- 共通事項を確認してください。

1 人員基準の性格について

人員基準とは、施設がその目的を達成するために必要な最低限度の基準であり、実際の運営に当たっては、入所者に対して適切なサービス提供ができるよう、適正な人員配置、勤務体制を定めてください。

2 こんな誤りはありませんか

その1 管理者が、別の場所にある事業所の職務を兼務していた。 ⇒3・①を参照

その2 個別機能訓練加算や機能訓練指導体制加算を算定していないことを理由に、機能訓練指導員を配置していなかった。 ⇒3・②を参照

その3 資格が必要とされている職種に係る職員の資格証を保管していなかった。
⇒3・③を参照

その4 勤務表上、介護職員が全く配置されていない時間帯があるユニットがあった。
⇒4・①を参照

その5 介護職員及びユニットリーダーを、ユニット単位ではなく、2ユニット単位でまとめて配置していた。 ⇒4・①を参照

その6 同一施設の別事業所と兼務する職員については、事業所ごとの勤務時間管理がなされていなかった。 ⇒5・④を参照

3 人員配置基準の誤りやすいポイントについて

① 管理者

- 原則として、常勤専従職員でなければいけません。
- 当該事業所と同一敷地内にない事業所の職務に従事することはできません。管理者として勤務する当該事業所の管理業務等に支障がない場合に限られます。

② 機能訓練指導員

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(ただし、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)のいずれかの資格を有する者でなければいけません。
- 個別機能訓練加算又は機能訓練指導体制加算の算定有無に関わらず配置が必要です。また、これらの加算を算定する場合は、常勤専従であることが必要です。

③ その他

- 有資格者の配置が要件である職種(機能訓練指導員、看護職員、医師等)については、必ず資格証の写しを事業所で保管してください。

4 ユニット型施設の人員基準について

① 介護職員・看護職員

- ・ 昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護又は看護職員を配置しなければなりません。なお、2ユニットで合計2人いればいい、ということではありません。また、ユニットごとにユニットリーダーを配置してください。
- ・ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護又は看護職員を配置しなければなりません。なお、本県では「夜間及び深夜」の定義とは、「夕食に係る介助終了時から朝食に係る介助開始時までの時間帯」と解しています。

② ユニットリーダー研修受講修了者の配置

- ・ ユニットリーダー研修の受講修了者を施設全体で2名以上配置する必要があります(一部ユニット型施設を含む)。ただし、2ユニット以下の施設の場合には、施設全体で1名配置することにより基準を満たすことになります。

5 常勤換算方法、勤務形態一覧表の作成方法について

① 人員基準における「常勤」とは

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいいます。当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えない場合には(老福と同一敷地の通所の管理者を兼ねる場合など)、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たします。なお、正社員=「常勤」、パート=「非常勤」という意味ではありません。

② 人員基準における「常勤換算」とは

常勤換算とは、当該従業者のそれぞれの勤務時間数の総数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法のことです。なお、その計算の結果生じた小数点第2位以下の値については切り捨てることとされています。

③ 常勤換算の算出方法について(例)

《常勤の従業者が勤務すべき時間数が月160時間(週40時間)の事業所》

看護職員A(常勤・月160時間勤務)、看護職員B(常勤・月160時間勤務)、

看護職員C(非常勤・月64時間勤務)、看護職員D(非常勤・月40時間勤務)の場合

$$(看護職員の常勤換算) = 1 + 1 + \frac{(64 + 40)}{160} = 2.65 \rightarrow \underline{\underline{2.6}} \text{ (小数点第2位切り捨て)}$$

④ 勤務形態一覧表について

- ・ 原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、兼務関係等を明確に定めておかなければなりません。
- ・ 同一施設の別事業所と兼務する職員については、事業所ごとの勤務時間管理を行わなくてはなりません。
- ・ ユニット型施設の場合には、ユニットごとに勤務形態一覧表を作成します。

勤務形態一覧表の作成方法・常勤換算の算出方法

従業者の勤務の体制及

③次のいずれかに該当する場合、勤務形態は、「B(常勤兼務)」または「D(非常勤兼務)」になります。
 (1)介護老人福祉施設と(介護予防)短期入所生活介護の両方の業務に従事する場合
 (2)短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護の両方の業務に従事する場合
 (3)当該事業所の他の職務を兼務する場合

(27 年 5 月分) サービス種類 (介護老人福祉施設・(介護予防)短期入所生活介護)											
事業所名 ()											
(7)勤務時間は、休憩時間を除いた実労働時間で記載します。時間外の勤務は除いてください。											
(9)常勤職員は、他の職務を兼務していない場合、常勤換算は1となります。 シフトの都合等で勤務時間が多い場合でも、1を超えることはありません。											
(10)他職種を兼務する場合、勤務時間を職種毎に割り振る必要があります。 ※ただし、次の場合は、例外的にダブルカウントが認められています。 (1)介護支援専門員が当該施設の他の職種を兼務する場合 (2)看護職員が機能訓練指導員を兼務する場合で、当該職員によって個別機能訓練加算、機能訓練指導体制加算及び看護体制加算のいずれも算定しない場合											
(11)常勤職員の休暇等の期間は、暦月で1月を超えるものでない限り常勤換算の計算上は勤務したものとみなすことができます。その場合、勤務時間欄には「休」と記入し、勤務時間の合計に含めてください。 ※非常勤職員の休暇は常勤換算の計算に含めることはできません。											
(8)従来型施設の場合、夜勤職員には○印を付けてください。											
ユニット型施設の場合 ※ユニット型施設の場合、ユニットに配置する介護職員については、勤務時間欄には勤務時間数ではなく勤務割区分を記入してください。 (例)早番:ア、日勤:イ、遅番:ウ、夜勤:エ等 また、勤務表の欄外等に勤務割区分の凡例も記入してください。											
(a) × 4 + (月の日数 - 28) × (a) ÷ 4											
常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数 (c) × (d) 168.0 時間 (e)											
常勤換算 常勤専従職員(短期入所との兼務は専従とみなす)の人数 + (非常勤職員等の勤務時間数合計 ÷ 常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数(e))											

1 定員超過利用による減算について

○ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、1ヶ月の入所者数の平均が、運営規程で定められている定員を超過する場合は、入所者全員について、定員超過となった月の翌月から定員超過が解消された月まで所定単位数の70／100で算定します。

◆判定方法◆

- ・平均の計算方法は、小数点以下切り上げ。
- ・入所等した日を含み、退所等した日は含まない。

◆減算期間◆

- ・定員超過利用となった月の翌月から、定員超過利用が解消されるに至った月まで。

※ ただし、次の例外に該当する場合については、減算が行われません。

- ① 市町村が行った措置による入所によりやむを得ず入所定員を超える場合
- ② 当該施設の入所者であったものが入院をしていた場合に、当初の予定より早期に施設への再入所が可能となったときに、当該施設が満床だった場合(当初の再入所予定日までの間に限る。)
- ③ 近い将来、指定介護老人福祉施設本体に入所することが見込まれる者がその家族が急遽入院したことにより在宅における生活を継続することが困難となった場合など、その事情を勘案して施設に入所をすることが適当と認められる者が、指定介護老人福祉施設(その施設が満床である場合に限る。)に入所し、併設される指定短期入所生活介護事業所の空床を利用して指定介護福祉施設のサービスを受ける場合

⇒①及び②は、入所定員 × 1.05(入所定員が40人超の場合は入所定員 + 2)、

③は入所定員 × 1.05 で算出される数まで減算は行われません。

※ 高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、減算の対象となりません。

* 利用者の入所日と退所日が重なったことに伴い、一時的に定員を上回る場合の取扱い *

○ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、当該時間帯は定員超過にあたります。定員超過減算には該当しませんが、運営基準違反となります。

⇒ 詳しくは、「2-11 短期入所生活介護における留意事項について」をご覧ください。
(指定介護老人福祉施設においても同様の取扱いとなります。)

2 人員基準欠如等による減算について

① 従来型・ユニット型共通

次に該当する場合、入所(利用)者全員について次により所定単位数の70／100で算定します。

(1) 介護職員及び看護職員

- a) 一割を超えて減少 → 翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで
- b) 一割の範囲内で減少 → 翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで

(2)介護支援専門員

翌々月から、人員欠如が解消されるに至った月まで

※ (1)b)及び(2)については、翌月の末日までに基準を満たすに至っている場合は減算されません。

② ユニット型

ユニットにおける職員の数が、次に掲げるユニットの職員基準に満たない場合、入所(利用)者全員について翌々月から人員欠如が解消された月まで所定単位数の97／100で算定します。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。

(2) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。

※ ユニットリーダー研修の受講修了者が所定の人数に満たない場合については、減算事由には該当しませんが、指導の対象となります。職員の異動や退職等により不足する場合については必ず受講の申込を行ってください。

3 夜勤体制に係る減算について

○ 夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間。原則として施設毎に設定)において夜勤を行う職員の員数が基準に満たない事態が月に2日以上連続して発生又は4日以上発生した場合、入所(利用)者全員についてその翌月において所定単位数の97／100で算定します。

※ ここでいう夜勤時間帯と、各施設で定める夜勤職員の勤務時間については必ずしも一致しないことがありますので、ご注意ください。

4 身体拘束廃止未実施減算について

○ やむを得ず身体的拘束等を行う場合で、所定の記録を行っていない場合及び身体拘束等の適正化のために必要な措置を講じていない場合に、入所者全員についてその翌月から改善が認められた月まで1日あたりの基本報酬の100分の10を減算します。(老福のみ)

※ 身体拘束等を行っている場合に、直ちに減算されるものではありませんが、平成30年度から新たに減算要件が厳格化されましたのでご注意ください。

(身体拘束等については、－「身体拘束廃止の取り組みについて」を参照)

5 減算の届出について

○ 人員基準欠如による減算、夜勤体制に係る減算及び身体拘束廃止未実施減算は、届出が必要です。減算が必要になった場合、早急に県高齢福祉課へ届出を行ってください。

○ なお、実地指導や自主点検等を通じてこれらの減算に該当することが判明した場合には、保険者に相談のうえ、過誤調整等の必要な手続きを行ってください。

減算要件に該当しなくても、1日でも定員超過又は人員欠如があれば基準違反であり、指導の対象です。「減算に該当しなければよい」といった施設運営を行わず、施設の定員及び人員基準を遵守してください。

2-5

利用料の受領について

1 利用料徴収のポイント

- 「その他の日常生活費」とは、入所者等又はその家族等の自由な選択に基づき、施設がサービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜にかかる経費のことをいいます。
- 入所者(利用者)から徴収する「その他の日常生活費」については、あらかじめ入所者等又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用等十分に説明を行い、入所者(利用者)の同意を得なければなりません。
- また、当該同意については、入所者等及び介護保険施設等双方の保護の観点から、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、入所者等の署名を受けることにより行われることとされております。
- なお、利用料の設定・取消等を行う場合については、運営規程(料金表)へ明記し、県への事前の届出が必要です。

※ 「その他の日常生活費」に該当しない費用についても、「その他の日常生活費」と同様の取扱いが適当であるとされております。

2 こんな誤りはありませんか

- その1** 入所者(利用者)の選択と希望に基づかず、各種費用を徴収していた。 ⇒3・③を参照
- その2** 「日用品」の提供において、個別の選択ができず、セット販売のみとなっていた。
⇒3・③を参照
- その3** 入所者(利用者)に対し一律に月額の日常生活用品費を徴収していた。 ⇒3・⑥を参照
- その4** 入所者を救急車で緊急搬送したとき、同行した施設職員の施設に戻るタクシ一代を入所者から徴収していた。 ⇒5・②を参照
- その5** 本来、医療保険の対象となる医療材料費に係る費用を、入所者等から徴収していた。
⇒5・②を参照

3 事業者が入所者等から費用を徴収する際の留意事項

- 提供される便宜については、次の全ての要件を満たしていかなければなりません。
 - ① 提供される便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
 - ② 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目(お世話料、管理協力費、共益費等)による費用の受領ではないこと。
 - ③ 入所者等又はその家族等の**自由な選択**に基づいて行われるものであること。
 - ④ 料金の設定にあたっては、その対象となる便宜を行うための**実費相当額の範囲内**で行われていること。
 - ⑤ 運営規程により定められており、サービスの選択に資すると認められる重要な事項として、施設の見やすい場所に掲示されていること。
 - ⑥ すべての入所者等に対して**一律に提供し、その費用を画一的に徴収するものではない**こと。

4 入所者等から徴収することができない費用の例

- 次に掲げられるものに係る便宜は、費用の徴収は認められません。
 - * 介護上必要な標準的な福祉用具(リクライニング車いすを含む)にかかる費用
 - * 介護上または衛生管理上必要な消耗品等にかかる費用(排泄介助に使用するお尻拭き、介護用手袋、おむつに係る費用、とろみ剤にかかる費用等)
 - * 定期健康診断に係る費用
 - * 寝具、シーツ、枕カバーにかかる費用
 - * 私物の洗濯代(入所者等の希望により個別に外部のクリーニング店に取り継ぐ場合を除く)
 - * 徴収にふさわしくない費用(室内エアコンの修理代、共用の新聞・雑誌代等)
 - * サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるものの(機能訓練の一環として行われるクラブ活動や全員参加の定例行事等)における材料費等
 - * 送迎加算を算定している場合の送迎費用(通常の送迎地域の内外を問わず不可)

5 入所者等から徴収することができる費用の例

① 「その他の日常生活費」

- 身の回り品として日常生活に必要なもの(歯ブラシや化粧品等)に係る費用
- サービスの提供の一環として希望者のみを対象に実施するクラブ活動や行事のために調達し、提供する材料のうち、入所者等に負担させることが適當と認められるもの(習字・お花・絵画・刺繍等のクラブ活動等の材料費等)に係る費用
- 健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等)
- 預り金の出納管理に係る費用

② 「その他の日常生活費」に該当しない費用

- 個人の嗜好に基づくいわゆる贅沢品に係る費用
- 個人の希望に応じて事業者が代わりに購入する新聞・雑誌代等
- 個人専用の家電製品の電気代

注意○ 医療機関への通院にかかる交通費

- (1) 協力医療機関への通院
- (2) 協力医療機関より近隣の医療機関への通院
- (3) 協力医療機関に診療科目がない場合の他の病院への通院
- (4) 協力医療機関が休診日等であり診療ができない場合の他の病院への通院
- (5) 入所者等の心身の状況の悪化等により病院へ緊急搬送された場合

 上記(1)～(5)の場合については、入所者等よりその交通費を徴収することはできません。

- (6) 協力医療機関より遠方の医療機関への通院 ⇒ **徴収可能**

※ なお、徴収できるのは交通費に係る実費相当額の範囲内であり、付き添いに係る費用については徴収できません。

※ 上記の(4)の場合、緊急搬送に付き添った職員の帰路のタクシー代等についても徴収はできません。

注意○ 外出(買物・墓参り等)への付添い費用

医療機関の受診以外の場合で、利用者個人の希望・選択に基づく依頼により外出の付添を行う場合、交通費の実費と人件費の実費を徴収できます。

なお、介護職員等が付添う場合には、付添にかかる時間は人員基準上の勤務時間から除外する必要がありますので、ご注意ください。

注意○ 医療材料費

入所者個人の特別な疾患等にかかる医療材料費のうち、医療保険の対象とならないもの(介護給付費に含まれるため、診療報酬を算定できない場合を除く)については、施設もしくは入所者のいずれかの負担で対応することになります。また、利用者に負担を求める際は、料金表に明記し、あらかじめ説明の上、同意を得る必要があります。

なお、薬価収載されていない濃厚流動食の場合、経管栄養の実施に必要なチューブ等の材料費は、利用者から食費として徴収することが可能であるとされています。

1 運営規程に記載する項目について

介護老人福祉施設及び(介護予防)短期入所生活介護事業所においては、施設及び事業所の運営についての重要事項に関する規程(「運営規程」)を定めなければならないとされており、県の基準条例等において、その項目について次のとおり規定されています。

- 施設(事業所)の目的及び運営の方針
- 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 入所(利用)定員
- (※ユニット型のみ)ユニットの数及び各ユニットの入居(利用)定員
- 入所(利用)者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - サービスの内容については、指定介護老人福祉施設サービスについては、「年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。指定短期入所生活介護サービスについては、送迎の有無も含めたサービスの内容を指すものであること。
 - また、「利用料その他の費用の額」については、介護サービス費及び加算の利用者負担部分、居住費(滞在費)、食費、その他の日常生活費、通常のサービスの提供の範囲を超える保険外の費用について県へ届け出たものを記載すること。料金表を別紙として作成することも可能。
- (※短期入所のみ)通常の送迎の実施地域
 - 客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではないものであること。
- 施設(事業所)の利用に当たっての留意事項(入所(利用)生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)
- 緊急時等における対応方法(平成30年度から老福についても追加されました。)
- 非常災害対策
- その他施設(事業所)の運営に関する重要事項
 - 《その他施設(事業所)の運営に関する重要事項として定めておくことが望ましいもの》
 - 入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
 - 従業者への研修体制
 - 協力病院(協力歯科病院も含む)
 - 従業者及び従業者であった者の秘密保持
 - 事故発生時の対応
 - 苦情処理に係る体制(相談窓口も含む)
 - 衛生管理(感染症予防等)に係る体制

2 重要事項説明書に記載する項目について

重要事項説明書については、県基準条例において、「サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所(利用)申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所(利用)申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書(「重要事項説明書」)を交付して説明を行い、入所(利用)申込者の同意を得なければならないとされています。重要事項説明書は、サービスの提供の開始に際して、施設(事業所)側と入所(利用)申込者との

契約に係る事項について説明をするために用いるものであるため、その詳細な内容について特段規定はされておりませんが、一般的に次の事項について記載をしておくことが望ましいものと考えます。

また、重要事項説明書の記載については、説明をする相手方である、入所(利用)申込者又はその家族に対して、分かりやすい記載にすることが必要と考えます。

□ 運営法人の概要

(法人名称、代表者名、法人所在地、連絡先電話番号、業務の概要など)

□ 施設(事業所)の概要

(事業所名、所在地、連絡先電話番号、介護保険事業所番号など)

□ (※短期入所のみ)サービス提供地域(通常の送迎の実施地域)

□ 施設(事業所)の職員体制

(職種、常勤○名、非常勤○名といった人員数など)

□ 設備の概要

(入所(利用定員)や、設備の数、規模(4人部屋居室 ○室)など)

□ 標準的な提供サービスの内容

(食事、介護、入浴、機能訓練、健康管理など。年間行事・レクリエーション及び日課等を含む)

□ 入所者(利用者)の負担する料金と、その支払い方法

(介護サービス費及び加算の1割又は2割負担分、居住費(滞在費)、食費、その他の日常生活費、通常のサービスの提供の範囲を超える保険外の費用)

□ (※短期入所のみ)サービス利用の中止方法

(利用者がサービス利用を直前に中止する場合のキャンセル料など)

□ 従業員や従業員であった者の秘密保持・個人情報の保護

□ 緊急時等の対応方法

□ 協力病院(協力歯科病院を含む)

□ 施設(事業所)の目的及び運営の方針(基本理念など)

□ サービス利用に当たっての留意点

(面会時間、金銭等の管理、外出、施設外受診、設備の利用方法、所持品等の持込についてなど)

□ 非常災害対策

(災害時の対応、防災設備、防災訓練の実施に関することなど)

□ 相談窓口、苦情対応

(施設の体制・窓口や、公的機関(市町村や神奈川県国保連合会)の相談窓口など)

□ 事故発生時の対応

□ 説明者記載欄

□ 入所(利用)申込者又は代理人の署名欄

以上についてはあくまでも例示として記載をいたしましたが、一般的に、重要事項説明書に記載する項目については、同サービスの運営規程の項目内容を分かりやすく記載することが望ましいと考えます。

重要事項説明書に記載する項目や内容については、上記に例示されている・例示されていないに関わらず、あらかじめ入所(利用)申込者に対し、サービスを提供開始の契約にあたり説明しておいた方がよい項目について、施設・事業所の判断に応じて記載をし、説明をするようにしてください。

3 運営規程・重要事項説明書に関する留意事項について

運営規程や重要事項説明書について、各保健福祉事務所が行う実地指導の際などに、次のような事例が見受けられましたので、留意してください。

- 施設(事業所)の人員体制のうち、員数記載について、現況の員数と運営規程・重要事項説明書の記載が合っていなかった。(特に看護職員、介護職員)

⇒必ず、人員の増減があった時点で、最新の情報を反映させるようにしてください。

なお、管理者及び介護老人福祉施設における介護支援専門員の変更以外の職種の人員の変更については、特段県に届け出る必要はありませんので、変更のあった時点で、その都度施設・事業所において員数の修正をするようお願いします。

- 「記録の保存」の期間が、「2年間」となっていた。

⇒サービスの提供に係る記録等については、省令では「その完結の日から2年間の保存」となっていますが、神奈川県では条例により「その完結の日から「5年間」保存することを独自に規定しています。省令を引用したまま「2年間」となっている場合がありますので留意してください。

なお、介護老人福祉施設や(介護予防)短期入所生活介護の基準については、「条例」に委任されておりるので、必ず神奈川県の基準条例を参照してください。

- 利用者の介護保険に係る負担額の記載が「1割」のみとなっている。

⇒平成27年8月より、一定以上の所得があるとされる方については、介護保険の利用者負担額が「2割」となりました。また、平成 30 年8月以降は、この2割の自己負担者のうち、さらに一部が3割へと引き上げられます。運営規程や重要事項説明書の本文や、別紙料金表のうち、「2割負担」を追記していない場合については、修正をしてください。

また、平成 30 年8月以降は、「3割負担」の方の料金についても、追記、修正するとともに、別途料金表などに必ず記載するように修正してください。

- 料金表について、運営規程と重要事項説明書との間に整合性がない。

⇒運営規程に記載の各種料金と、重要事項説明書に記載の各種料金について、一致するよう確認をしてください。

また、居住費(滞在費)、食費、その他の料金については、料金の変更や追加等の場合、県へ事前の届出が必要です。特にその他の料金については、県へ届け出たもののみ記載をするようにしてください。

1 衛生管理のポイント

衛生管理のポイントは、清潔区域と不潔区域の区分を常に意識することです。清潔なものと不潔なものをきちんと区別し、共用、混在しないようにしてください。

例えば……こんなことはありませんか？

- ・1本のモップで施設内全ての場所を清掃している
- ・汚物処理室の中に未使用のリネンを置いている
- ・蓋のない容器で汚物運搬を行っている
- ・ユニットの流し台に使用済みの食器を洗わないまま放置している
- ・ユニットの冷蔵庫内に消費期限切れの食物を放置している
- ・入浴後の身支度に共用のくしを使用している
- ・便所内に、未使用のタオルやおむつをむき出しで置いている などなど…

居室内等の衛生管理について、

例えば……こんなことはありませんか？

- ・廊下やユニット、居室内に排泄物等の異臭が立ち込めている。
- ・居室及び共用箇所の換気扇に綿ぼこりが付着している。
- ・排泄物等の付着したシーツ等が隨時交換されていない。
- ・相当期間、使用済みのおむつがトイレに放置されている。 などなど…

上記には、実際の指導事例も含まれています。今一度、施設内等ご確認ください。

2 こんな誤りはありませんか

その1 感染症対策のための指針を整備していなかった。 ⇒3・②を参照

その2 感染症・食中毒の予防、まん延防止のための研修を開催した記録がなかった。

⇒3・③を参照

3 感染症・食中毒対策について

感染症又は食中毒が発生、まん延しないように、次の措置を講じなければなりません。

①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、3月に1回以上定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底すること。

- 幅広い職種(例えば、施設長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員、介護支援専門員等)で構成し、専任の感染対策担当者(看護師が望ましい)を決めてください。
- 施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。
- 感染症が流行する時期等を勘案して、必要に応じて随時開催するようにしてください。
- 結果は、従業者だけでなくボランティアや調理・清掃等の委託業者にも周知してください。

②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- 平常時の対策と発生時の対策を規定します。
- 指針の内容は、従業者だけでなくボランティアや調理・清掃等の委託業者にも周知してください。

③介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

- 予め年間研修計画を作成し、勤務体制を定めることにより、研修の受講機会を確保してください。

- 研修は年2回以上開催するとともに、新規採用時には必ず実施してください。
- 研修の内容は、必ず記録してください。
- やむを得ず、研修に参加できない従業者がいる場合についても、必ず当該研修の内容について周知徹底を図り、施設として認識を共有することが必要です。

④上記①～③のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順※に沿った対応を行うこと。

※「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」(厚労告268)

4 感染症・食中毒が発生した場合の対応について

- ① 管理者、医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者またはそれらの疑いのある者(以下、「有症者等」という。)の状況に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じなければなりません。
- ② 感染症若しくは食中毒の発生またはそれが疑われる状況が生じた場合には、有症者等の状況および各有症者等に講じた措置等を記録しなければなりません。
- ③ 次に該当する場合については、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村及び保健所からの指示を求めてことその他の措置を講じなければなりません。
 - (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間に2名以上発生した場合
 - (2) 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - (3) 上記のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合
- ④ ③の報告を行った施設は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するように努めなければなりません。

5 各種マニュアル等について

厚生労働省より、衛生管理に関する各種マニュアルが発行されています。是非ご覧いただき、施設の衛生管理対策にお役立てください。

【高齢者介護施設における感染症対策マニュアル(厚生労働省)】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>

高齢者介護施設における感染のリスクとその対策に関する基本的な知識や、押さえるべきポイントが示されています。

【新型インフルエンザ対策関連情報(厚生労働省)】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou04/index.html>

【高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き(厚生労働省)】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou04/pdf/07.pdf>

【大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)】

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/131106_02.pdf

集団給食施設等における食中毒を予防するために、HACCP※の概念に基づき、調理過程における重要管理事項をまとめたものです。

※ HACCP(ハサップ)とは:食品の原料の受入から製造・出荷までの全ての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法のこと。

2-8 記録の整備について

1 こんな誤りはありませんか

【その1】資格要件がある職種の従業員について、資格証の写しが確認できなかった。
⇒2・①を参照

【その2】加算の根拠となる資料を作成していなかった。⇒2・①を参照

【その3】事故の詳細が記録されておらず、また、その発生原因を究明し防止策を検討した上で、従業者に対し再発の防止を徹底する体制が整っていない。⇒2・②を参照

2 記録の整備

① 介護報酬請求上の根拠となる、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなりません。

《従業者、設備及び会計に関する諸記録の例》

(1) 従業者資格証(写)、雇用契約書、出勤簿、タイムカード

※全職員について必要です(医師等も例外ではありません)。

(2) 介護給付費請求書

(3) 加算、減算の根拠となる書類

② 入所者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。(完結の日とは、入所者との契約が終了した日のことであり、記録した日ではありません。)

《入所者に対するサービスの提供に関する記録》

(1) 施設サービス計画

(2) 提供した具体的なサービス内容等の記録

(3) 身体的拘束等の態様、時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録

(4) 入所者に関する市町村への通知に係る記録

(5) 苦情の内容等の記録

(6) 事故の状況、事故に際してとった処置についての記録

※基準に則った施設運営を行っていても、記録に残さなければ確認する術がありません。

基準に則って施設運営を行っていることが証明できるよう、記録は必ず整備してください。

3 記録の活用について

○ 記録は行政に提出するために作成するものではなく、日ごろのケア等に役立てるために必要なものです。

○ 記録が、施設内におけるサービス向上を図るための重要な情報であるという認識のもと、後日ケアプランの見直しや、事故発生防止のための委員会等における分析・検討、施設内研修の課題設定などに活用してください。

1 身体的拘束とは

- 介護保険運営基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為」であり、「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」において具体的な行為が列挙されています。
- ただし、「具体的な行為の記載と同じでなければ、身体的拘束ではない」わけではありません。本人の行動制限を目的とした対応であれば、それは身体的拘束に該当します。
- 例えば、「ベッドを柵で囲む」対応について、柵の位置や本数によって「身体的拘束か否か」の判断が変わるものではありません。本人の行動を制限する目的で行う場合は、「身体的拘束」にあたりますが、例えばベッドから立ち上がる際に「柵が妨げにならない」「柵を掴んで立ち上ることの補助的に、自助的に活用できる」ような場合では、「身体的拘束」にはあたりません。
- あくまでも「何を目的にその対応を行ったか」という視点を持ち、また「ご本人の立場、視点に立つた場合にどうなのか」を多角的に検討することが大切です。

2 こんな誤りはありませんか

- その1** 家族から要望があったという理由のみで身体的拘束を行っていた。 ⇒3・②を参照
- その2** 身体拘束にかかる手順(三要件を確認する施設の体制整備、実施する際の記録や手続き、解除に向けた観察や検討)が適切に行われていない。 ⇒3・③、4を参照
- その3** 身体的拘束の態様や時間、入所者の心身の状況等の記録が確認できなかった。
⇒4・③を参照

3 身体的拘束の禁止について

- ① 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはなりません。

◆緊急やむを得ない場合とは◆

以下の3つの要件全てを満たしていることを、施設内の「身体的拘束廃止委員会」等で、組織として事前に定めた手続きに従い、施設全体として判断していること。

- (1)切迫性：入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2)非代替性：身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- (3)一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

- ② 身体的拘束等に係る家族等の同意書や家族等の希望などがあった場合であっても、上記の3つの要素を満たしていない場合には、身体的拘束等を行うことができません。

- ③ 3つの要素の確認については、担当者個人(又は数人)で行うのではなく、施設全体として確認され、検討が行われている必要があります。

4 身体的拘束等を行う場合の注意

緊急やむを得ない場合に該当する場合でも、次のことに留意する必要があります。

- ① 手続きや説明者を事前に明文化し、入所者や家族に対し、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束時間・期間等を詳細に説明し、十分な理解を得ること。また実際に身体的拘束を行う時点でも、必ず個別に説明を行うこと。
- ② 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなったら直ちに解除すること。
- ③ 身体的拘束を行う場合、その態様、時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。この記録がないと、「身体拘束廃止未実施減算」の対象です。

5 身体的拘束等のないケアの実現に向けて

身体的拘束等のないケアを行うには、拘束を行わざるを得ない原因を特定し、その原因を除去するためケアを見直すことが必要です。そのためには、以下のようなことが求められます。

① 身体的拘束等を誘発する原因を探り、除去すること

身体的拘束等をやむを得ず行うような状況が発生する場合、必ずその人なりの理由や原因があり、ケアする側の関わりや環境に問題があることも少なくありません。こうした理由や原因を徹底的に探し、除去するケアが求められます。

② 5つの基本的ケアを徹底すること

起きる、食べる、排泄する、清潔にする、活動する、という5つの基本的事項について、入所者一人ひとりの状態に合わせた適切なケアを十分に行い、徹底することが求められます。

③ 施設全体として、身体的拘束等の廃止に向けて主体的に取り組むこと。

身体的拘束等を行わないための計画等の作成や研修の開催等、施設全体で身体的拘束の廃止に取り組むことが求められます。

④ 身体的拘束等の廃止を契機に、よりよいケアを実現すること

身体的拘束等の廃止を最終ゴールとはせず、身体的拘束を廃止する過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組むことが求められます。

6 身体的拘束等の適正化の推進について（身体拘束廃止未実施減算の厳格化）

平成30年4月から身体的拘束等の適正化を図るため、施設系サービスについては、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催、身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施について、義務付けられることになりました。また、それらが未実施の場合の減算率が厳格化されました。（短期入所サービスは除く。）

見直し後の基準及び減算率は次のとおりになりますが、身体的拘束等の適正化について、改めて適切に取り組んでください。

（見直し後の基準）

身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

上記の適正化のための措置を講じていない場合には、「身体拘束廃止未実施減算」となる。

（ただし、老福のみ）

身体拘束廃止未実施減算

<現行> 5単位／日減算 ⇒<改定後> 10%／日減算（老福のみ）

特別養護老人ホームにおいて介護職員等が喀痰吸引等を行う場合には、必要な要件を整えた上で、所定の手続きを取らなければなりません。

制度の詳しい内容については、運営の手引きでご説明しておりますが、誤りやすい点等について確認します。

1 介護職員等が行うことが可能な範囲について

(1) 介護職員による特定行為（経過措置）について

⇒ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取り扱いについて」医政局長通知に基づく、14時間の研修を修了した介護職員が申請可能。

○医政局通知に基づいた14時間の研修とは、平成23年度中に受講を開始している場合は、平成24年4月1日以降も研修を継続することが可能であり、当該研修が修了した後に交付申請ができます。

※平成25年3月8日をもって、経過措置に係る新規申請は原則として受付を終了しました。

ア 認められる行為の範囲

(ア) 「口腔内の吸引」 (イ) 「胃ろうの一部（接続と注入開始を除く）」

イ 留意事項

- 所属している事業所が「登録特定行為事業者（経過措置）」として登録することにより、「特定行為業務従事者認定証（経過措置）」の交付を受けた介護職員が、業として特定行為を行うことが可能となります。

→事業所が登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）として登録されない状態で、介護職員が特定行為を行うことは認められておりません。

- (ア)、(イ)以外の特定行為を行うためには、(2)に記載されている第1号研修及び第2号研修を修了しなければなりません。

(2) 介護職員による特定行為について

⇒ 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」に基づく第1号研修及び第2号研修（不特定多数の者対象：講義50時間+演習+筆記試験+実地研修）を修了した介護職員が申請可能。

○特別養護老人ホーム等の高齢者向け入所施設の介護職員が受講できる研修は、第1号研修及び第2号研修とされており、第3号研修（特定の者対象）は原則として選択できません。

ア 認められる行為の範囲

(ア) 「口腔内の吸引」 (イ) 「鼻腔内の吸引」 (ウ) 「胃ろうまたは腸ろう」
(エ) 「気管カニューレ内の吸引」 (オ) 「経鼻経管栄養」

※第一号研修は、上記全ての行為について実地研修を修了する類型となります。また、第二号研修については、上記行為を選択し、各行為別に実地研修を修了する類型となります。

また、喀痰吸引のうち、人工呼吸器装着者については別途演習及び実地研修を修了する必要があります。

イ 留意事項

- 事業所が「登録特定行為事業者」として登録することにより、当該事業所の「従事者認定証」の交付を受けた介護職員が、業として特定行為を行うことが可能となります。

→事業所が登録特定行為事業者として登録されない状態で、介護職員が特定行為を行うことは認められておりません。

- 第1号研修を予定しながら、実地研修の修了内容が第2号の内容だった場合、第2号研修の修了が認められます。

2 事業所の体制整備について

⇒ 事業所が特定行為を業務として行うためには、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」の申請、登録を行う必要があります。ここでは申請するために求められる体制整備等の要件を確認します。

（1）主な登録基準（体制整備の内容）

- ア 安全確保のための体制を整備すること（安全委員会の設置、研修体制の整備等）
- イ 喀痰吸引等を必要とする方の状態の急変に備え、緊急時の医師・看護職員への連絡方法をあらかじめ定めておくこと。
- ウ 介護福祉士への実地研修実施方法が規定されていること。
- エ 喀痰吸引等の業務の手順等を記載した書類（業務方法書）を作成すること

※ 県では平成29年7月から登録特定行為事業者に加えて新たに登録喀痰吸引等事業者の登録を開始しました。その他、詳しい登録要件や事業所登録に係る様式等については、介護情報サービスかながわをご確認ください。

—書式ライブラリー (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=23>)

－14. 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養

○特養併設ショートについては、職員体制等が特養本体と一体的であることから、事業者登録が可能です。ただし、事業所登録は事業所ごとに行う必要がありますので、併設ショートの事業所番号が本体の特養と同じか否かに関わらず、本体とは別に登録申請が必要になります。

※「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置を含む）」の交付を受けている者を人材として擁していない状態で事業所登録を先行して行うことはできません。

※登録を受けた事業所は、届出事由（代表者名・特定行為業務従事者など）に変更が生じる場合は、届出が必要となることがあります。

3 その他留意事項について

○認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者は、あくまで「診療の補助」として特定行為を行うことを業としているのであり、医師、看護師等の医療関係者との連携を保たなければならないものとされています。

○したがって、特定行為を行う場合には、あらかじめ定められた手順や方法に従って、適切に行われなければならず、また必要に応じて特定行為を行う者に対するフォローアップを行うなどの対応を取ることが望ましいものです。

○下記に根拠となる関係法令等を掲載しますので、再度ご確認いただき、適切な対応をお願いします。また、県では最新の情報等について「介護情報サービスかながわ」によりご案内しておりますので、こまめに確認していただきますようお願いいたします。

- 1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第126号）
- 2) 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）
（平成23年11月11日社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知）
- 3) 喀痰吸引等業務の施行に係るQ&Aについて（その1～その5）
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/02_hourei_06.html に掲載

2-11 介護報酬等の算定において誤りやすい事例について

1 小規模介護福祉施設等の基本報酬の見直しについて

小規模介護福祉施設及び旧措置入所者の基本報酬については、報酬体系の簡素化や報酬の均衡を図る観点から見直されることになりました。(運営規程(料金表)の変更が必要です。)

○ 小規模介護福祉施設の介護報酬の見直しについて

- ・小規模介護福祉施設(定員30名の施設)の介護報酬について、平成30年度以降に新設される施設については、通常の介護福祉施設と同様の報酬を算定すること。
- ・既存の小規模介護福祉施設についても、他の類型の介護福祉施設の報酬の均衡を図るために、別に厚生労働大臣が定める期日以降、通常の介護福祉施設の基本報酬と統合されること。
- ・上記に合わせ、既存の小規模介護福祉施設の基本報酬について見直しを行うこと。

<単位数>

経過的小規模介護福祉施設サービス費(従来型個室)の場合

	<現行>	<改定後>
要介護1	700単位	⇒ 659単位
要介護2	763単位	⇒ 724単位
要介護3	830単位	⇒ 794単位
要介護4	893単位	⇒ 859単位
要介護5	955単位	⇒ 923単位

○ 旧措置入所者の基本報酬の統合について

- ・旧措置入所者の基本報酬については、平成30年度から、介護福祉施設等の基本報酬に統合すること。

旧措置入所者介護福祉施設サービス費(従来型個室)の場合

	<現行>	<改定後>
要介護1	547単位	⇒ 要介護1 557単位
要介護2又は3	653単位	⇒ 要介護2 625単位 要介護3 695単位
要介護4又は5	781単位	⇒ 要介護4 763単位 要介護5 829単位

2 ショートステイにおける食費の設定について

ショートステイにおける食費の設定については、「原則として1食ごとに分けて設定すること」とされ、1日単位で食費を設定していた事業所については、1食ごとに分ける手続きを行っていただきました。

1食ごとに食費を設定した場合、利用者への請求額、特定入所者介護サービス費の請求については、以下のとおり行うことになりますので、ご注意ください。

(例)朝食 400 円、昼食 450 円と設定され、かつ利用者負担第3段階(食費 650 円)の利用者

(1)朝食のみ提供

利用者負担額…400 円、特定入所者介護サービス費… 0円

(2)朝食・昼食のみ提供

利用者負担額…650 円、特定入所者介護サービス費…200 円

3 加算に係るこれまでにあった指導事例

【その1】日常生活継続支援加算の算定に必要となる介護福祉士数について、施設本体のみに勤務する従事職員数が算出されていなかった。⇒3・①を参照

【その2】月をまたぐ入所者の入院について、外泊時費用を月の末日まで連続して算定していないにも係らず、翌月の6日間について外泊時費用を算定していた。⇒3・④を参照

【その3】精神科医師定期的療養指導加算は、認知症の入所者が全入所者の3分の1以上を占める必要があるが、認知症者の数を把握していなかった。⇒3・⑤を参照

4 加算に係る留意事項について

① 日常生活継続支援加算 介護福祉士の数の算出方法について

- 併設型のショートステイと兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により、当該職員の常勤換算数を按分した上で、本体施設での勤務に係る部分のみを加算算定の根拠としなければなりません。
- なお、要介護度や日常生活自立度等の割合算出に用いる入所者数についても、本体施設の新規入所者数のみに着目して算出され、ショートステイの利用者数は含みません。

② サービス提供体制強化加算 職員の割合の算出について

- 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均を用いることとされています。
- 例えば、加算算定開始月が、当該年度の4月であろうと8月であろうと、確認すべき職員配置に係る値は変わりません。

③ 口腔衛生管理体制加算 口腔ケア・マネジメントに係る計画について

- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、作成することとされている口腔ケア・マネジメントに係る計画については、施設ごとに作成されるものであり、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではありません。

④ 外泊時費用 算定が可能な日数について

- 外泊時費用を月の末日まで連続して算定する場合は、翌月も最大で連続6日まで算定することができるとされておりますが、外泊時費用を月の末日まで連続して算定することができない場合には、翌月に当該費用を算定することはできません。(特定入所者介護サービス費の請求についても同様)

⑤ 精神科医師定期的療養指導加算 認知症の入所者の数について

- 認知症の入所者が全入所者の3分の1以上を占めることが要件の1つとされており、施設は、常に認知症である入所者の数を、正確に把握する必要があります。

1 利用者の同日入退所の取扱いについて

短期入所生活介護において満床である場合、利用者の入退所について、利用時間が重ならない形であれば、運営基準違反とはなりませんが、利用時間が重複してしまう場合については、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除き、重複した時間帯について定員超過となり、運営基準違反となります。

- ① 5月1日の午前10時に1名退所、午後3時に1名入所の場合 ⇒ 問題なし
- ② 5月1日の午後3時に1名退所、午前10時に1名入所の場合 ⇒ 重複した時間帯について
運営基準違反
(午前10時～午後3時)

定員超過利用に該当する場合、減算の取扱いについては、暦月で平均利用者数を算出し用いることから、日中一時的に、利用者数が利用定員を上回る状態でサービス提供を行った場合であっても、直ちに定員超過利用の減算に該当することにはなりませんが、減算要件に当てはまらないとも、1日でも定員超過があれば基準違反となることに留意していただく必要があります。

ただし、入退所日に関しても、1日分の短期入所生活介護費を算定することとされているため、入退所時間を事業所で設定することは認められません。

2 短期入所生活介護利用中の医師の受診・往診について

短期入所生活介護においては、医師を1以上配置することとされており、利用者の継続的かつ定期的な医学的健康管理を行うことを含め、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための必要な措置をとらなければならないとされています。

配置医師の利用者に対して行った診療については、介護報酬等の他給付において評価されていることから、一部算定できない診療報酬等があります。

また、配置医師以外の受診や往診については、次の(1)、(2)の場合が想定されます。

(1) 患者の傷病が配置医師の専門外にわたるものであり、入所者又はその家族等の求め等を踏まえ、入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めがある場合

(2) (1)にかかわらず、入所者又はその家族等の求めや入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めが明らかではない場合であっても、緊急の場合であって、特別養護老人ホーム等の管理者の求めに応じて行った場合

詳しくは、厚生労働省保険局医療課長通知「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成30年3月30日一部改正)をご覧ください。

(県医療保険課ホームページ：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f520288/>)

3 短期入所生活介護の長期利用に係る減算について

連続して30日を超えて、同一の指定短期入所生活介護事業書に入所(指定居宅サービス基準第124条に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるもの)している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合は、所定単位数から減算を行うこととされています。

※ ①31日目に全額利用者負担での利用を挟んだ場合、②30日目に退所し、その翌日に同一の事業所に再入所した場合、③特養に併設している従来型の短期入所から同一建物内のユニット型の短期入所生活介護に移った場合(いわゆる一部ユニット型施設において、従来型からユニット型に移った場合。逆の場合も同様)のいずれについても、報酬請求が連続30日を超えた日以降について、減算の対象となります。

2-13 介護老人福祉施設(短期入所生活介護)における指導事例

【指導事例の具体例】 (2-1~2-12で取り扱ったものを除きます)

※加算の指導事例は2-11をご参照ください

(1) 人員基準について

- ① 栄養士について、業務委託先の栄養士が配置されているのみで、施設が直接雇用する栄養士が配置されていなかった。
- ② 宿直員を配置しなくてもよいのは夜勤職員が加配されている時間帯であるが、夜勤職員配置加算を算定していることでもって、宿直員を配置していなかった。

(2) 施設運営について

- ① 朝、入所者が離床した際に着替えを行っていない、あるいは日中の服のまま寝間着に着替えることなく就寝させていた。
- ② 入所者(利用者)の通院の際、一律に家族に付き添いを依頼していた。
- ③ 特段の事情がなく、入所者(利用者)の健康管理について一律に在宅時のかかりつけ医等に受診させていた。
- ④ 介護老人福祉施設において、入所者の私物の洗濯を入所者又は家族に依頼しており、施設で行っていなかった。
- ⑤ インフルエンザ等の感染症がまん延した期間、入浴や清しきが実施されていなかった。

(3) 利用料の受領について

- ① 預かり金(立替金)の出納管理費について、入所者とその家族の自由な選択に基づかず、入所者全員に対し一律に徴収していた。
- ② 栄養補給に必要な栄養補助食品代について入所者から受領していた。

(4) 衛生管理について

- ① 洗濯スペースと汚物処理スペースの間に間仕切り等がなく、清潔・不潔の区別が出来ていなかった。

(5) 変更届の提出について

- ① 施設の部屋等について、県へ届出されている用途と異なる用途で利用されていたが、レイアウトに係る変更届を提出していなかった。
- ② 管理者の変更については事前の届出が必要だが、変更後に提出され、施設長要件を満たして

いないことが判明し、届出不受理となった。

- ③ 介護支援専門員が増員又は減員になっているが、変更届を提出していなかった。
- ④ 協力病院(協力歯科医療機関を含む)が変更になっているが、変更届を提出していなかった。